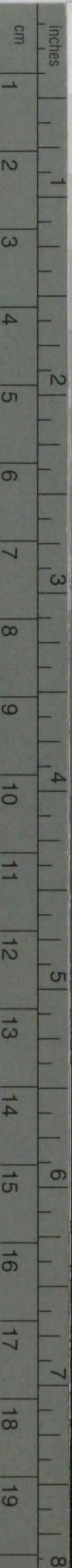


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

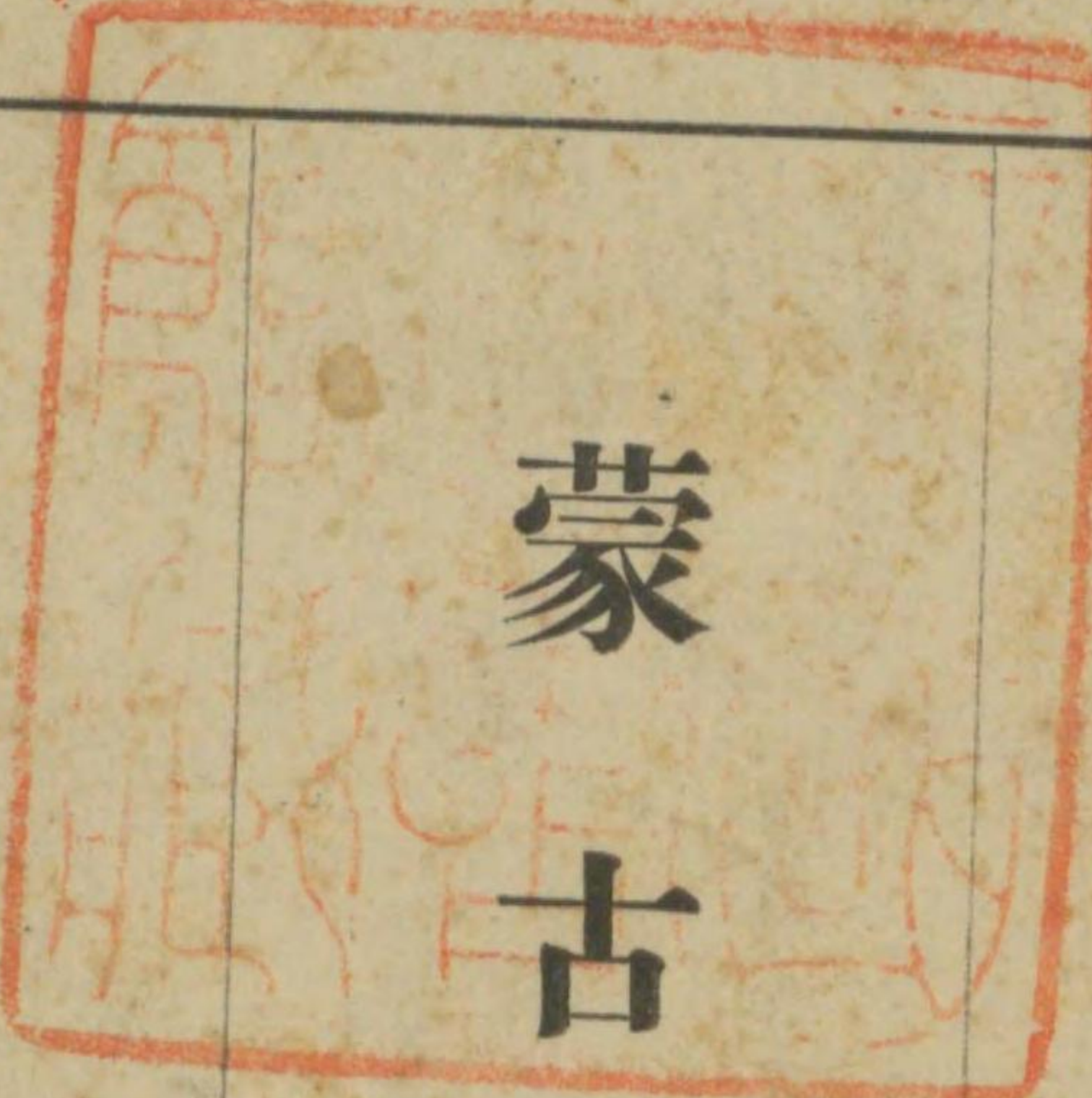
Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18

610-36
1200501534160

32 9.24

100

3-1194

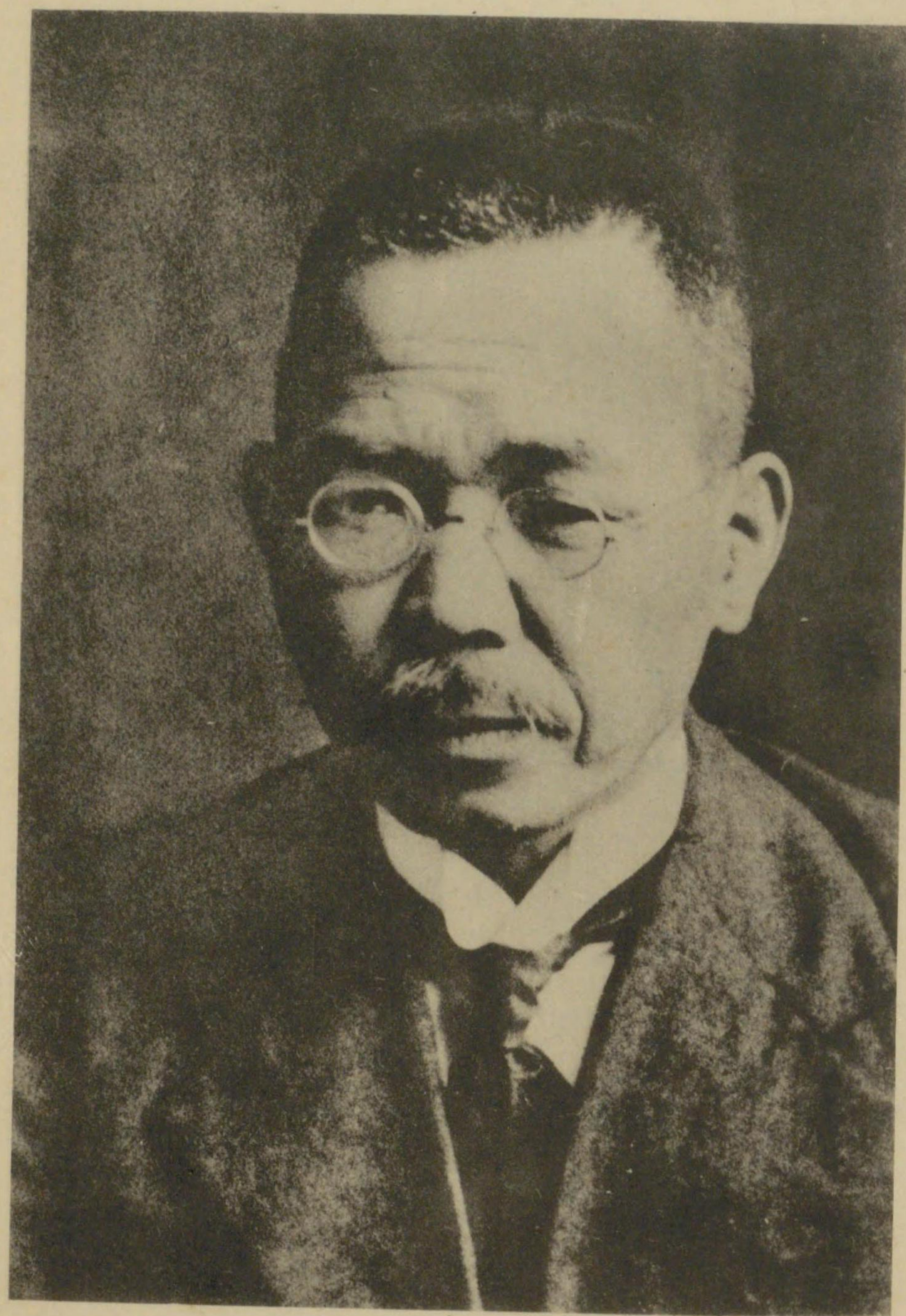


蒙古史研究

文學博士 箭內 互著

刀江書院





蒲内博士小照

箭内互博士筆蹟

月明星稀 露滿野
糧車夜宿 陰山下
漢家自失 李將軍
單于公然 來救馬
蘇唐詩 壬戌孟夏 尚軒書

文學博士箭内互氏小傳

箭内博士名は互尙軒と號す。明治八年七月十七日、福島縣西白河郡川崎村大字踏瀬ふまぜに生る。その先、攝津楊津郷やないづに出づるも磐城に移り住むや已に久し。家は郷黨の信望を負ひ世々名門の譽あり。長兄名左衛門氏嗣なく、博士を以てその準養子とす。十五年白河小學校に入り、二十二年郡山安積中學あさかに進む。二十七年仙臺第二高等學校に學び、三十一年笈を負ひて東都に出で、東京帝國大學文科大學に入り、史學を專攻す。三十四年優秀なる成績を以て大學を卒業し、直に大學院に入りて更に研鑽を續く。當時の攻究題目は「支那に於ける基督教の興廢」なりと云ふ。同年史學會學士委員として「史學雜誌」の編輯を綜べ、拮据經營大いに努む。四十年八月、第一高等學校講師を囑せられ、東洋史を講ず。四十一年一月、南滿洲鐵道株式會社に歴史調査部の設けらるゝや、選ばれて部員となり、白鳥博士の下に先づ滿鮮の歴史地理を研究す。四十二年七月、資料蒐集の爲部員諸氏滿洲に遊ぶ。博士は松井等、稻葉岩吉兩氏と共に専ら南滿及遼西地方の

踏査に従ひ、大連、營口、廣寧より醫巫閭山を越えて錦州に至り、松山、杏山の古戰場を弔ひ、朝陽、義州を訪ひ、再び錦州に歸り、寧遠を尋ね、更に奉天を過ぎて長春に達し、多くの收穫を齎して歸國せらる。うちに前人未發の新資料亦鮮からず。四十二年十月、同校教授に任ず。大正元年、年來苦心の結晶たる「東洋讀史地圖」成り、書肆富山房より出刊す。攷證精審、嶄然既出の書を抜き、學界の歡迎甚盛なり。二年九月、東京帝國大學文科大學講師に聘せられ、多年の蘊蓄を傾けて其の専門たる元史を講ず。翌三年、南滿洲鐵道會社その調査事業を舉げて東京帝國大學に託するや、博士又その業を分擔し、精緻なる研究滿鮮地理歴史研究報告を飾ること殆ど毎輯なり。五年、史學會評議員に選ばれ、頻に會務に盡瘁す。六年九月、東京外國語學校講師を託せられ、東洋史の授業に任ず。幾何もなくして之を辭す。時に七年四月なり。八年十月、東京帝國大學助教授に任じ、文學部勤務を命ぜらる。九年八月、同部主催夏季公開講演に「元朝文化史概説」を講ず。十年八月、豫て提出する所の論文「元朝制度の研究」を以て文學博士の學位を授けらる。その内容は別項著述目録載する所の第二六・二七・二八の論文に係る。十四年四月、東

京帝國大學教授に進み、市村博士の講席を承けて東洋史學第一講座を擔當す。當時また國學院大學の招く所となり、その東洋史講師となる。十四年微恙あり、幸に恢復せられしも別に胃部に疾を發し、或は郷里に靜養し、或は南病院みなみに治療せらる。院長醫學博士南大曹氏、博士と郷を同じうし、親交特に厚し。博士病むと聞くや、身を獻げてその治療に従はる。而も終に癒えず、十五年二月十日、本郷曙町の邸に於いて溘焉として道山に歸す。享年五十二。これより先、危篤の趣天聽に達し、從四位に昇敍せられ、次いで白練二疋を賜ひてその靈を慰めらる。越えて二日、小石川音羽護國寺に假葬儀を營む。先輩知友門人の會するもの堂に溢る。法號を「興文院馨德遍滿尙軒居士」と云ふ。博士平生の爲人を傳へて洵に餘蘊なし。學界に於ける博士の功業は今茲に贅せず、史學雜誌「大正十五年三月號」にその傳あり、また茲にその著述目録を載す、就いてその一斑を知るべし。博士資性溫厚にして篤學、晩年病褥の中に在りてなほ思を研學に絶たず、回春の後大いに爲すあらんとして編述の項目を定め、用箋數千を製らしめて、只管再起の日を樂みとせり。その用箋今徒に故博士の机邊に留りて、轉た痛惜の情を傷ま

小傳
しむ。烏絲欄外標するに「幹怯川莊」の名を以てす、意蓋し幹難怯綠連二川の名に因む。博士が一に元史の研鑽を以て終始せんとせられし面目を彷彿するに足るべし。

箭内博士著述目録

I 既刊著書・論文

一 單行本

- 一 東洋史
小川銀次郎、藤岡繼平兩氏と共編
明治三十五年頃？
- 二 歴史教科書、東洋篇、西洋篇
野々村戒三氏と共編
明治三十七年頃
- 三 清及韓（「世界大觀」第二編）
明治三十七年
- 四 東洋歴史表解
古川啓藏氏と共著
明治三十九年
- 五 東洋讀史地圖
大正元年初版、大正十四年四版
- 六 校訂黑韃事略
大正十一年

二 論文

- 七 キリアム・アダムスと逸見に於ける彼れの墳墓（ドクトル・リースの論文を譯せしもの）

既刊著書・論文

史學雜誌一三ノ六

明治三十五年六月

蒙古史

六

- 八 蒲鮮萬奴事蹟考 同上、二一ノ二、三、五 明治四十三年二、三、五月
- 九 元史に對する惡評に就いて 東洋學報一ノ二 明治四十四年一月
- 一〇 渤海の建州と元の建州 同上 一ノ二 同年五月
- 一一 九連城の古名に就いて 同上 一ノ三 同年十月
- 一二 高句麗疆域沿革考 史學雜誌 二四ノ三、四、五 大正二年三、四、五月
- 一三 東真國の疆域 滿洲歴史地理第二卷 大正二年五月
- 一四 滿洲に於ける元の疆域 同上 同上 大正二年九月
- 一五 元明時代の滿洲交通路 同上 同上 大正二年九月
- 一六 三國時代の滿洲 滿洲歴史地理第一卷 大正二年九月
- 一七 晉代の滿洲 同上 同上 大正二年九月
- 一八 南北朝時代の滿洲 同上 同上 大正二年九月
- 一九 兀良哈三衛名稱考 東洋學報四ノ一 大正三年三月
- 二〇 成吉思汗の滿洲經營に關する二三の研究 東洋學報四ノ二 大正三年六月
- 二一 成吉思汗 東亞の光一〇ノ一 大正四年一月

- 二三 元初史實解疑三則 東洋學報五ノ二 大正四年五月
- 二四 遼金時代の所謂亂軍に就いて 史學雜誌二六ノ七、一〇 大正四年七、十月
- 二五 奉天の過去と現在 學生 六ノ一〇 大正四年九月
- 二六 金の兵制に關する研究 滿鮮地理歴史研究報告第二 大正五年一月
- 二七 再び羽田學士に答ふ 史學雜誌二七ノ三 大正五年三月
- 二八 元朝怯薛考 東洋學報六ノ三 大正五年十月
- 二九 元代社會の三階級 滿鮮地理歴史研究報告第三 大正五年十二月
- 三〇 蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて 史學雜誌二八ノ四、五、七 大正六年四、五、七月
- 三一 元の世祖と唐の太宗 東洋時報二四〇 大正六年十一月
- 三二 蒙古の高麗經略 滿鮮地理歴史研究報告第四 大正七年四月
- 三三 海都の叛いた年次 東洋學報八ノ二 大正七年五月
- 三四 韃靼考 滿鮮地理歴史研究報告第五 大正七年十二月
- 三五 元代の東蒙古 滿鮮地理歴史研究報告第六 大正九年三月
- 元朝斡耳朶考 東洋學報一〇ノ一、二、三 大正九年四、六、九月

既刊著書・論文

七

- 三六 元代の官制と兵制 同上 第八 大正十年三月
- 三七 遼代の漢城と炭山 東洋學報一ノ三 大正十年八月
- 三八 元朝牌符考 滿鮮地理歴史研究報告第九 大正十一年五月
- 三九 池内博士の「元代の地名開元の沿革」を讀む 東洋學報一三ノ一 大正十二年一月
- 四〇 支那史上に於ける華夷問題 國學院雜誌二九ノ一〇 大正十二年十月
- 四一 成吉思汗は源義經也との説に就いて 中央史壇一〇ノ二 大正十四年二月
- 四二 秦漢の受命と五行説 史學雜誌三六ノ四 大正十四年四月
- 四三 蒙古の詐馬宴と只孫宴 白鳥博士還曆記念 東洋史論叢 大正十四年十二月

II 遺稿

- 一 元史の研究
 - 太祖時代
 - 太宗時代
 - 憲宗時代

- 二 元史年表
 - 世祖及其以後

- 太祖時代 附征金年表
- 太宗時代
- 世祖及其以後
- 喇嘛年表

- 三 元史索引
 - 元史人名・地名索引
 - 元祕史地名索引
 - 元祕史部族名索引
 - 附雙溪醉隱集地名索引

- 四 對外關係
 - 征金紀略
 - 征宋紀略

遺稿

元の南海諸國征服史

五 宋遼金史

宋遼交涉史略

宋金交涉史稿

宋史研究に關する書目

六 元朝文化史

元朝文化史概説

元朝法典編纂沿革略

元代俗語體文章の研究

元祕史譯文語解

蒙古史研究序

今日から幾千年とも無き大昔に亞細亞の大陸には如何なる民族が如何なる方面に據つてゐて、其がまた如何なる變遷を経て、遂に歴史時代に見られるやうな形勢状態になつて來たものであらうか、現在の科學の程度では到底之を究めることは出來ない。然しながら體力と智力に優秀な民族が氣候の溫暖な地味の豊肥な人類の生活に最も適合する地域を占領し、それと反對に劣等の民族が寒氣の嚴烈な曠野沙漠に逐ひ遣られるのは自然の勢であるから、亞細亞の南部に據つた文化人の祖先が優勝者であつて、その北部に住んでゐた遊牧民の祖先が劣敗者であつたことは、必しも歴史の證明を要しない事實である。かやうな次第で南方では文化が追ひつゝと開けて國家が益々榮えてゆくのに拘はらず、北方の民族はなほ太古の状態に止まつて禽獸に均しい生活を營んでゐたので、世界の大事にも關與することが出來なかつたに相違ない。然るに時代の經るに従つて、形勢は漸く變化することになつた。即ち南方に於いては人智が進み財貨に富んでくるに従つて、人民は自然と奢侈遊惰に流れて、遂に文弱の弊に陥つた。然るに之に反して北方の住民は寒熱の極端な曠野に於いて、遊牧佃獵を業とし、奪掠鬭争を常としてゐたので、遂に身體の強健な氣質の

慄悍な騎馬民族となつた。だから此の民族が一旦勇將を戴いて南方に伐ち込むと、此處で如何に防備を嚴重にしても、又如何に多くの兵卒をさし向けても、之を撃退することは決して容易の事ではなかつた。かやうにして南方の文化國と北方の遊牧民に勢力の平均が維持せられるやうになつて、その間に戦争の絶えることは無かつた。されば上下三四千年に互る亞細亞の歴史に於いて、南方諸國の興亡安危に關する程の大事件は大都戎狄との戦争である。要するに此の南北對抗は亞細亞の歴史を貫く綱領であつて、老大陸の運命は實に其の勝敗の如何によつて決せられるのであつた。

南北の勢力が相並んで互に其の雌雄を争ふといふ此の二元的關係は、亞細亞では殆ど何れの國の歴史にも現はれてゐる事實であるが、其の中に於いて記録の最も備はつてゐるのは漢國であるから、此處では専ら漢史によつて其の變遷の次第を略説して見たいと思ふ。さて漢土の文化が氣候の溫暖な南方の楊子江の方面に起らないで、北方の黄河の流域に發したのは果して何故であらうか。是は蓋し此の流域の地質が黄土であつて耕作に最も適するのと、また此の區域が西域の文物を輸入するに最も便利な地位に在つたのにも因ることであらうけれど、また一には此の方面が蒙古の沙漠に接して絶えず戎狄の侵害を受けてゐた處から、その刺戟と壓迫によつて、漢人の社

會は早くも結合するやうになり、文化は自ら其の間に煥發したのに相違ない。戰國の時代に燕趙秦の三國が各、その北境に長城を築いて胡貉の侵入を防ぎ、秦の始皇帝が六國を滅ぼすや、直に無數の人力と財力を投じて萬里の長城を設けたなどのことを以て之を觀ても、漢人が如何に北邊の防備を國家の緊急事と考へてゐたかを窺はれる。秦の始皇帝が中國を統一すると、程なく朔漠に冒頓單于が現はれて、匈奴帝國は打ち建てられた。其の領域が東は遼東から西は天山葱嶺に及び、南は萬里の長城を界として漢國と相對したる光景は、實に東洋史上の壯觀であつた。此の匈奴の統一も亦秦漢のそれと同じやうに内部の事情にも原因した處であるが、之を大局の上から見ると、南北二國の競争はその主要な原因となつたものと思はれる。之を要するに漢人は防禦の爲めに、匈奴は侵略の爲めに、各、國家の團結を謀つて、その生存を求めたのである。斯様に漢土と匈奴に於ける統一の主因が對抗の形勢に在つたとすれば、此の二國の中何れか衰頹するか或は分裂すれば、他の一方に於いては最早一國家に統合せられんとする必要は無くなるわけである。之を歴史に徴して見ると、後漢の中頃から漢國の勢力は衰へ始めて、遂に蜀魏吳の三國に分裂した。その後司馬晉に依つて中國は再び統一の政治を見るに至つたけれど、其の威力は決して秦漢の盛時に比すべきものでなかつた。翻つて戎狄の方を顧ると、匈奴帝國は後漢の中頃に滅びて、鮮卑

は一時暴威を振つたけれど、それも檀石槐の一代で終つた。それより以後朔北の天地は四分五裂の状態に陥つて、曾て統合せられることは無かつた。然し北族の此の有様を見て、戎狄の武力は鈍り元氣は阻喪したと速断してはならぬ。彼等はかく分裂してゐても尙よく中國に侵入して奪掠を逞しうすることが出来たのである。其の證據に西晉の末期にその勢力が衰へると、西戎の氐、羌は西方から、北狄の匈奴、鮮卑、羯は東北から、各、黄河の流域に侵入して國家を建設し、かくて史上に有名な五胡の混亂時代を現出したではないか。さうして東晉の末葉には匈奴の一種拓跋氏は黄河の流域に於ける敵國を悉く打ち滅ぼして其の全域を統一し、遂に北朝を開設したではないか。此の如き變動は支那の歴史上に於いて曾て先例を見ない事であつて、之を華夷對抗の全歴史の上から觀ると、漢人に對する戎狄の戰爭は、拓跋氏によつて先づ凱歌の第一聲が呼び上げられたのである。

萬里の長城は古代に於いてはたゞに漢人と戎狄を區分する政治上の界線となつてゐたばかりでなく、また其の文化習俗を分別する化育上の界線となつてゐた。だから戎狄がたび長城を越えて黄河の流域に這入つて來ると、直に漢風に同化せられて、その本國の言語も習慣も悉く忘却して、全く漢人に變化してしまふ。拓跋氏の前に中國に侵入した氐種の苻氏が秦と稱し、鮮卑種の慕容氏が燕と號した時には、已に漢語を使ひ漢籍を讀み漢服を着けて、また自國の言語風俗を顧る念慮は無かつた。それと同じ様に拓跋氏が魏と稱し都を洛陽に遷した時には、その君主孝文帝は自國の言語を禁じて漢語を習はせ、自國の辮髮を惡んで漢土の衣冠を襲はしめ、儒教を尊崇する念は漢人を凌ぎ、經典の理想を實地に行つて範を後世に示さうとした程であつた。かやうに當時中國に侵入した戎狄は悉く漢風に化せられたから、漢土の人民は假令その臣妾となつても、殆ど屈辱を感じることは無かつた。是は蓋し當時の漢人は武力に於いて敗北を戎狄に取つても、文化に於いて彼等を征服するを得たからである。

拓跋氏はもと興安嶺の附近に據つてゐた匈奴の一種であるが、黄河の流域を征服すると、漢土の皇帝を以て自ら任じ、長城以外の同胞を戎狄と稱して之を輕蔑したので、朔漠の諸族は此の強盛な南方の勢力に對してまた合同する必要を感じた。そこで此の要求に應じて北方に勃興したのは蠕々の社崙であつて、種類を云へば南方の拓跋氏と同様に亦匈奴の一種であつた。此の帝國は領土の廣大な點に於いても、又兵力の強勇な點に於いても、漢代の匈奴に比べて毫も遜色は無かつたけれど、拓跋魏の武力が優秀であつた爲めに、連年の戰爭に一勝一敗の有様で、遂にその志を逞しうすることが出来なかつた。然るに突厥が蠕々を倒して新に北方の君主となると、形勢は

直に一變した。其の領土の大を云へば、東は遼東から西はウラルを越えて黒海に達し、其の間に含まれた遊牧民は悉く突厥可汗の號令を奉ずることになった。歴史あつてより以來その頃まで此の如き強大な勢力が亞細亞の北部に發揮せられたことは無かつた。さてかやうな勁敵を前に控へて、漢人が尙内に分裂してゐたならば、北朝は云はず南朝といへども果してよくその社稷を維持することが出来たか何うか、それ已に疑問であつた。然るに翻つて歴史を見ると、南北の二朝は忽ちに倒れて隋の統一となるや、煬帝は全國の兵力を擧げて突厥に當り、隋が滅びて唐が起ると、太宗高宗は内外の武力を傾けて、之を打ち破つて了つた。此の形勢は恰も嚮に秦が六國を併せて天下を統一すると、長城を築いて匈奴を防ぎ、漢が其の後を承けて遂に之を滅したのと、全然その趣を同じうするものがある。且また隋が長城を修復したのは、秦が之を築いたのと同じの策略から出たものとすれば、其の目的が突厥に對する防備であつたことは明かであり、又隋唐が西域を經略し高麗百濟を征伐したのは、漢が西域と結托し朝鮮を討平したのと同じの政策に出たものとすれば、其の主要な目的が突厥の兩臂を斷じて之が殄滅を期するにあつたことは確かである。だから秦漢の統一には匈奴に對する漢人の敵愾心が大に働いてゐたといふ余輩の議論に誤が無いならば、隋唐の盛代は突厥の壓迫に激せられて現出したものと斷言して差支はあるまい。更に考

へて見ると、華夷對抗の關係は亞細亞史の生命であるから、或る時期までは相互の反撥によつて、次第に生長し發展するのである。隋唐二代の國力が秦漢に比して盛であつたのは、其の敵國たる突厥の勢力が匈奴よりも強かつたからである。而して之を漢史の全局から察すると、隋唐の二代は漢民族最盛の時期に達してゐたのに反して、戎狄にはなほ發達の餘地があつた。だから突厥の滅亡を以て戎狄の衰頹と速斷してはならぬ。玄宗の末年に安史の亂が起つてから、藩鎮は跋扈し吐蕃は入寇し、内憂外患がしきりに集つた時に、唐室は回鶻契丹などの援助に依つて、僅に其の國家を維持してゐたのを見ても、又唐の後をついだ五代の君主が多く外夷出身の者であつたのを考へても、戎狄はなほ依然として勢力を保持してゐたことが認められる。

五代の分裂は宋によつて統合せられたけれど、その勢が傾くと西藏の一種は黄河の上流域を占領して西夏と稱し、契丹はその東流域に割據して遼と稱したので、宋は江南に退いて餘喘を保つに過ぎなかつた。その後女眞は契丹を滅ぼして金と稱したけれど、大勢には何等の變化を與へなかつた。さて宋代に於ける此の状態は、晉代に於ける五胡の分立と酷似するものがある。晉代の氏、羌が西藏種で黄河の上流域に據つたのは宋代の西夏に準ずべく、鮮卑、羯、匈奴が胡族で此の河の東流域に據つたのは、宋代の契丹(或は女眞)に擬すべく、さうして晉室が洛陽を捨て、建

康に遷つたのは、宋室が汴京を去つて臨安に遷つたのに比すべきものである。此の如く晉宋兩朝に於ける戎狄の形勢には著しき類似があると共に、また一面には甚しき差異の存することを忘れてはならぬ。先づ第一に晉代の西戎は氐、羌の二種に分かれてゐたのに反して、宋代には西夏の一國であり、晉代の北狄は鮮卑、羯、匈奴の三種に分かれてゐたのに反して、宋代には契丹或は女眞の一國であつたこと、第二に晉代には戎狄が中國に侵入すると其の本國を捨て、漢地に土著したのに反して、宋代には中國に移つてもなほ其の故地を領有してゐたこと、第三には晉代の戎狄は中國に侵入すると自國の言語習俗を忘却したのに反して、宋代には彼等は文字などを製作して、その國民性を維持せんと努めたことである。之等の差異は果して何事を語るかといふに、華夷對抗の結果戎狄は時代の經るまゝに政治上には團結して強大となり、思想上には自覺心を起して、漢文化に抵抗する氣力の生じたのを示すものである。

南宋の末期に蒙古が朔漠の偏地から起つて數代の間は禹域をはじめ亞細亞の過半と歐洲の一部を征服して、世界史上に先例なき大帝國を建設したのは、固より成吉思汗とその子孫の力に因つたのであるが、また之を一面から見ると、蒙古の天地が此の如き英材を産出して之に活躍の自由を與へることの出來たのは、當時北方の民族が古來打ち續いた南北對抗の戦場に於いて、既に優

越の地位を占めてゐたからである。かやうに觀察して來ると、蒙古の活動は此の對抗戦争の繼續であつて、最後の勝利は遂に此の民族によつて獲得せられたわけである。さうして亞細亞の南方諸國の敗北は此の大陸の衰頹を致した大原因であるとすれば、蒙古の勃興は唯に漢史の上からばかりでなく、また廣く東洋史の大局から見ても、重大な意義を有するものと謂はねばならぬ。

蒙古の歴史の東洋史に對する關係が已に此の如く重要なものであるとすれば、此の帝國の興亡は夙に東洋人の注意を惹くべきに、其の研究が却つて西洋人の手に依つて開發せられたのは不思議のことと思はれるかも知れない。然し蒙古の兵は一時歐洲の中央にまで突進して、その天地を震動せしめた事があり、其の東境を爲す露國は欽察汗國と稱へて、百年以上も蒙古帝國の一部となつてゐた事があり、また此の帝國の領土は地中海まで達してゐて、歐洲諸國と交渉したことがあり、さうして元の世祖に仕へた Marco Polo の見聞録は廣く歐洲人に讀まれてゐたので、蒙古の歴史は早くも彼の地の學者の興味を唆り、従つて之に關して書かれた著作は決して尠く無い。中にも Hammer-Purgstall 氏の「金帳史」や D. Ohsson 氏と Howorth 氏の「蒙古史」などは傑出したものである。然し其の使用した材料は主として波斯、阿刺比亞等の西域の史籍であつて、漢土の記録になると、Howorth 氏の書に多少參考せられてゐるのみで、その餘のものには殆どさ

る形跡がない。尤も Bretschneider 氏の 'Mediaeval Researches' などには、元明時代の西域の地理を西方の記録と對照して精細に考證し、學界に多大の裨益を與へてゐるが、此の種の研究が歴史の方面にまで應用せられてゐないのは遺憾である。之を要するに西人の著述に係る蒙古史は主として西域の蒙古史であつて、其の研究が未だ充分に東方の蒙古史即ち元朝の歴史にまで及んでゐないのは闕點である。

蒙古帝國の版圖は歐亞に互る廣大のものであるが、其の宗家は東方の元室にあるが故に、蒙古史に關する資料の豊富な點に至つては、漢土に及ぶものは無い。然るに此の國の學者は自國の文物を誇つて兎角外國人を輕蔑する習癖があるので、戎狄の建てた遼、金、元の三史に興味を感じて之を熱心に考究しようとする者は甚だ尠い。假令たま／＼其の志を懷いてゐる學者があつても、多くは歐文を解する力に乏しいので、西人の著はした西域の史籍を參考する便宜を得ない。ただ爰に洪鈞氏の編纂した「元史譯文證補」の如き、西人の蒙古史を參考してゐる極めて稀有な一例はあるが、其すらも西書の翻譯が重要な部分を占めて、自家の發見に係るものは決して多くはない。だから漢土の蒙古史界を見渡すと、徒に貴重な史料を抱いてゐて、之に對して嗜味も無ければ、又之を考究する方法も辨へず、従つて之に西方の蒙古史を參酌して、事實の真相を發揮する境域に進んでゐない。

蒙古帝國の領土は廣大で、其の關係は複雑であるから、之を研究するのは決して容易の業でない。苟も之に當らうとする人は先づ第一には漢籍を自由に讀み破る力が無くてはならぬ。第二には西方の史料を利用する爲に歐文にも通達してゐなくてはならぬ。第三にはまた幾分か蒙古語をも心得てゐなければならぬ。斯やうな資格を備へてゐる學者は、今日は兎に角、從來は東洋にも又西洋にも殆ど見受けられないのであつた。然るに我が國には幸にも此の條件を充して、而も蒙古史の研究を以て任じてゐた那珂博士のあつたことは、大に人意を強うするものであつた。博士は嚮に支那史の編纂に志し、「支那通史」と題する書物を著はしたことがある。此の書が支那の太古に始つて其の近世に終るべきであつたことは、其の表題の上から察せられる。然るに實際は宋代に至る四卷に止まつて、その餘は遂に編纂を得ないでしまつた。想ふに博士は此の時代までの歴史は漢土の史料に依つて書き得られたけれど、元代に入るとその壇場は廣く西域に互つてゐて、此の方面の事實を究めないでは、蒙古の全史は到底修め得ないと知覺したのであらう。そこで通史の繼續を中止して、専ら精力を洋籍の精讀に注ぐことになつた。此の間に著はされた「元代疆域地圖」や「元史譯文證補」の校訂や「聖武親征錄」の増注などは元史編作の先驅として出版された

餘業であつた。その後蒙古文の「元朝祕史」を手に入れると、此の書が元史の資料では頭首に位する珍貴のものであるのを知つたけれど、其が漢字で音譯された蒙古文であつて、讀み得ないのに當惑した。然し何事にも徹底を期する博士は、年齢の已に老境に入つてゐたのをも顧みず、不完全な蒙古の文典と字書に依つて、漸く其の言語を解するやうになつた。そこで祕史の翻譯に著手し、三年の間苦心慘憺を極めて遂に出來上つたのは、文體の奇拔な原書に忠實な譯文であつて、明治の文壇を飾つた「成吉思汗實錄」と題する名作であつた。博士は此の翻譯によつて邦人には全く斬新でも確實な元史の資料を學界に提供すると共に、また自ら蒙古文を自由に讀破する力量を得たので、蒙古史の研究者として完全な資格を具備することになつた。博士は是より益々研鑽を重ねて、遂には蒙古の全史を書かうと希望してゐたのであらうが、彼の名著を發表すると間もなく、其の目的を達するに及ばないで他界せられたのは、實に學界の恨事であつた。

那珂博士の薨去は蒙古史界の一大損失であつたけれど、我が國に幸にも其の門下の中に博士の遺業を繼紹して、更に之を擴張する學者のあつたことは、大なる慰安であつた。然らばその後繼者とは果して誰か、そは云ふまでもなく本書の著者箭内博士その人であつた。博士は明治三十一年に東京帝國大學の文科大學に入學して史學を専攻し、同じく三十四年に優秀の成績を以て卒業した。

始め文科大學の中に史學科は設けられても、たゞ西洋史のみが授けられて、まだ國史もなければ東洋史もなかつた。然るに博士が在學の時には那珂博士は講師として元史を講じてゐたので、箭内博士が蒙古史の知識を得て之に興味を起したのは、多分それに化せられたのであらう。然し博士の卒業論文が「魏書の西域傳の研究」であつたやうに記憶し、又大學院在學中の専攻學科の題目が「支那の耶蘇教史」であつたことなどを考へると、少くとも此の頃まで博士の胸中には蒙古史を以て一生を終らうとする決心は無かつたやうに見える。ところが明治四十一年に南滿洲鐵道株式會社で滿鮮の歴史調査部を設けたときは、余輩は其の主任となつて滿洲と朝鮮の歴史を調査研究することになり、箭内博士は此の部の一員に選ばれて、主として元の時代に於ける滿鮮史を擔當することになつた。かやうな事情から自然と博士は廣く蒙古史の研究を以て畢生の事業とする志を起したのであらう。南滿洲鐵道株式會社は大正三年に歴史調査事業を東京帝國大學に委託することになつたけれど、博士は依然として其の擔任を繼續し、遼、金、元の歴史と地理を専攻すること前後十九年の久しきに亙つてゐた。此の間に得たる研究の結果は、「滿鮮地理歴史研究報告」を始めとして、「東洋學報」や「史學雜誌」等に掲載せられ、その論文は殆ど三十餘篇の多きに及んでゐる。其の事項を以て云へば多岐に分れてゐるが、その主要のものを取つて分類すれば、

制度と歴史地理の何れかに属するものが多い。東蒙古の邊を境界として、其から以西に互る元代の地理は西人の手によつて略々闡明せられてゐるが、其から以東朝鮮の北部へかけての遼、金、元の地理に至つては、西人は云ふまでもなく、漢土の學者といへども、殆ど之を考究したものはない。されば之を調査討究するに方つては、廣く群籍を涉獵して、零碎な記事を蒐集し、之に對して連絡系統を與へねばならぬ。また方位を推定し範圍を測量するには、或は之を過去の歴史に正し、或は之を現時の地理に照らし、其の相互の關係と形勢を考察して、之に穩健な斷案を下さねばならぬ。その困難なことは、宛も暗中に物を探るやうなものである。博士が此の難事業に當つて撓まず倦まず、多年の研鑽の功によつて、三代の地理の概要を眼前に彷彿せしめた勞苦に對しては、何人も感謝の念を起さざるを得ない。博士が考定を下したものは、今日から之を見れば、固より議論すべきもの絶無とは云へないが、前人未踏の荒野を開拓して、後進の者に研究の方針を與へた功績は決して没すべきものでない。

博士は遼、金、元の地理を大體しらべると、研究はやがて三代の文化制度の上に向けられた。三朝の制度は固より多端であるが、博士の最も勢力を傾注したのは元の制度であつて、中にも其の議會と禁軍と社會階級の制度に關する考證は頗る精細を盡したものである。古來朔漠の地に據つて國家を建設したものは決して尠くないが、元朝に於けるやうに明君英主が打ち續いて輩出した例を見ない。蒙古の王朝が一時に隆盛になつた主要な原因は確かに此に存するのであるが、さて何が故に然るかといふ疑問に對しては、未だ何人も満足な解釋を與へることが出来なかつた。然るに博士がクリルタイの制度を究めて、古來蒙古には賢能の者を選んで君主とする議會の存してゐたのを論證したので、此の難問は解決せられた。蒙古が曠野沙漠の地に起り、數代の間に古往今來に比類のない大帝國を建設したことは、實に世界史上の壯觀である。而してその原因の一半が蒙古兵の精銳なにあつたことは史家の概して認める所であるが、さて何が故にかく精銳であつたかに就いては、未だ充分に考究せられないのであつた。然るに博士が其の怯薛者に於いて蒙古には太祖以來忠勇絶倫の怯薛が一萬人ほどあつて、禁軍の中堅となつてゐた次第を論究したので、此の疑團は氷解せられた。元朝の以前に中國に侵入して國家を建てた戎狄を見るに、先には拓跋氏があつたけれど、忽にして漢人に同化せられてしまひ、後に契丹と女眞が興つたけれど、漢地に於けるその領土は黃河の流域の一隅に過ぎなかつたが、蒙古に至つて禹域の全部はその版圖に入り、漢族は悉くその臣妾となつた。さうして蒙古は十四萬に満たない軍民を以て億萬を超越る漢人に臨み、殆ど百年の間國家を維持することの出來たのは、果して何が故であつたか、是

まで屢々、史家の考察を経たのにも拘はらず、遂に明快な解決を得ないのであつた。然るに博士がその社會階級の制度の研究によつて、蒙古は廣大なる西域地方から優秀な人民を抜いて色目となし、之と相結んで共に漢人を統制した次第を説明したので、此の難問は解決せられた。從來元帝國の衰亡を談ずる者は、大概蒙古人の壓制とか、喇嘛僧の驕暴とか、財政の紊亂などを擧げて、その餘に及ぶものを見なかつた。然るに博士の研究によつて、クリルタイの制度が廢類して、暗君幼主が權力爭奪の具に供せられるやうになり、怯薛の精神が腐敗して、驕慢放縱の徒黨となり、蒙古色目の制度が破壊して漢人が社會の各階級に許容せられるやうになつたとすれば、元室の衰亡した主要の原因は、むしろ此等の事情にあつたものと見るべきである。果して然らば、博士の蒙古制度の研究は、蒙古の興亡に關する難問題に根本の斷案を下したものと謂はねばならぬ。博士は曾て此等の論文を合せて「元朝制度の研究」と題し、之を帝國大學に提出して學位を請求した。學府は委員を設けて嚴密慎重なる審査を行ひ、博士の學力が優秀なのを認めて、文學博士の榮號を與へた。此を以て之を觀ても、博士の著作の價値は知るべきである。

博士は溫和で謹直の人であつた。人と接するには親切丁寧で、争ふことを好まない人であつた。余輩は博士を知つてから殆ど二十五年の間に曾て博士が人と論争する光景を目撃したことは無かつた。此の點から云ふと、博士の性格は、那珂博士の剛直で、言語動作に圭角があつて、殆ど忌憚する所が無かつたのと、大に趣を異にするものがあつた。博士は斯様な性質の人であつたから、文壇に於いても自ら進んで他人の説に辯難攻撃を加へて快とするやうなことは無かつた。然し其の代りに他人が自説を批判論評するのを好まないのみか、殆ど之を忌み恐れる程であつた。だから論文を草する際には、其の論旨を確めるために博引旁搜を努め、文章の結構から字句の使用に於いてまで細心の注意を拂ひ、かくて他人に乗ぜられる間隙のないのを期したのである。その結果博士の著作には天馬の空を行くやうな奇抜奔放の議論は見られないが、推論は大概穩健で正鵠を失はないのが多い。よしやその斷案に疑はしいものがあつたとしても、其處に引用した例證は學者に裨益を與へることが尠くない。要するに博士は事實を追ふ人であつて、理論に走る人でなかつた。此の點から云ふと、博士は那珂博士と學風を同じうする者であつた。理想と想像を要しない歴史地理の如き學科に對して、此の二人の學者が非常な興味を有し、價値を認めたのも、畢竟其の學風の互に相類する所があつた爲めであらう。那珂博士は常に東洋歴史地圖を著さうとする意思を懷き、曾て第一高等中學校で學生を監督して、「元代疆域地圖」といふ大幅を製したことがあり、又自らは唐代の西域地圖を著はしたけれど、遂に此の事業を完成しないで終つた。然

るに箭内博士は多年の苦心を重ねて「東洋讀史地圖」と題する書を著した。是は蓋し那珂博士の遺業を繼いで、遂に其の目的を達したものである。

博士が一代の間に世上に発表した著作は主として考證を重ねた論文であるが、博士は此等の研究を基礎として他日蒙古の全史を編纂する希望を懐いてゐた。然るところ大正十四年四月に博士は大學教授に昇任したので、之を生涯の劃期として、愈々元史の著作に取り掛らうとした。然るに突然病を得て筆を執ることが出来なくなつた。病勢は益々つゝのり、醫師は匙を投じて絶望を近親に語つた。然るに博士は病氣の回復を堅く信じて疑はず、一日家人に命じて原稿用紙數千枚を調製せしめ、之を枕頭に積み重ねたと聞いてゐる。之を以て觀ても元史編纂の事は絶えず病者の腦中に往來し、焦慮煩懊の状は思ひ遣られたのであつた。然るに何等の慘事ぞ、博士は多大の抱負と希望を懐いて空しく此の世を去つた。何人か博士の爲めに之を悲しみ、學界の爲めに之を惜まないものがあらうか。然し博士の門下の中には亞細亞北族の研究に従事し、已に造詣の深い者もあるから、必ずや博士の遺志を繼ぎて、其の在天の靈を慰する日のあるべきを信じて疑はない。博士が歿くなつてから已に五年の月日はたつた、近頃門人諸士は博士の論文を集めて「蒙古史研究」と題し、之を開版して恩師の業績を永遠に傳へようと計畫し、余輩にその序文を求めた。

博士と余輩の交際は長い。其の間に公私の事業には助け合ひ、學問の研究には磨き合つた關係から、門人諸士の間此の美舉のあるに際しては、一言を陳べる責任を感じた。よつて東洋史上に於ける蒙古史の位置と、此の學科に關する東西の學界の概況と、箭内博士の此の學問に寄與した功績を書き連ねて序文に代へることとした。若しも此の小文が幾分なりとも讀者の參考となり得るならば、望外の幸である。

昭和五年二月

白鳥庫吉 するす。

蒙古史研究序

支那歴代の正史にして同一の時代に屬するものが一種に止らぬことは古來その類例が少くない。後漢書や晉書の類は姑くこれを置くが、現存のものにしても、唐書には新舊の兩種があり、五代史にも新舊の兩種がある。然れども大概同じ時代か又は相距ること遠からざる時代に作られたものである。獨元史に至つては明初の編纂から後五百餘年の間に幾多の改修を試みたものが現はれた。何故にかく永年に亙つてその改修の企てが引き續いて現はれたかといふに、これは元史の性質が然らしめたといへる二箇の理由がある。元の一代は太祖から順帝まで百餘年に過ぎない、けれどもその勢力關係の及べる所は極めて廣大であつて、殆ど歐亞の二大洲に跨つて居るといふても差支ない。従つて記載すべき史實の廣汎であること、是れその一。かく史實の廣汎であるに拘らず、明初にこれが編纂に著手したのは洪武の二年で七箇月を閲して略出來上つたが、順帝の一朝が不備なる爲め猶史局を開き翌年七月に至つて完成したといはれる。故に前後僅に一箇年餘を費したに過ぎない、是れその二。抑廣汎の史實を短少の時日の間に編纂して一書を成すには設令既に據るべき幾多の史料があつたとしても猶疎漏遺脱は免れざる所である。況や元代の史實は支

那の史料だけでは盡さぬ所があるに於ては猶更のことである。されば明の太祖も當時既に改修の志を抱いて居つたけれども遂にこれを果さなかつたといはれる。明の一代は宋元道學の餘勢を承けて儒教哲學に於ては稍觀る可き所がないではないが、史學の研究に至つては殆ど閑却せられた趣がある、故に元史の改修は遂に實現せられなかつた。然るに明末から清初へかけて考證の學風が漸く盛になり、これが史學の方面にも影響し、元史の缺點は顧炎武や朱彝尊等の指摘によつて愈明となつたのみならず、邵遠平が初めて元史の改修を企て茲に元史類編(四十二卷)が著された。乾隆時代に錢大昕もその改修に志したが、纔に藝文志及び氏族表を遺したに過ぎない。次で道光時代に魏源の元史新編(九十五卷)が作成されたが、これも後人の補修を假りたる所があり、且未だ西方の史料を取扱つて居ない。然るに洪鈞の元史譯文證補と屠寄の蒙兀兒史記の出づるに及び、初めて西方の史料も参考に供せられ、茲に元史の補修に一新紀元を劃し、遂に柯劭忞氏の新元史(二百五十七卷)の現るゝに至つたのである。彼の元史編纂以來かく永き時代を通じて幾多の同種の書の現はれ來つたのは全く元史の性質が然らしめたものといへよう。

元と我が邦との交渉は彼の弘安の役のみに止らず、倭寇の出没や僧侶の來往などがあつて、政治的にも文化的にも關係が少くなかつた。然るに古來我が邦の學者にして元史の研究を試みたものは殆ど見當らず、明治維新の後に及び北澤正誠氏がその十一年頃に元代疆域考と元代關國略とを地學協會にて公表したのは全く空谷の響音であつた。同氏は松代藩士で佐久間象山の門下であるから、その研究の著眼が時流を抜いた所あるは怪むに足らないが、この二篇の外は未だ元史の問題に觸れなかつたやうであつた。然るにその後那珂通世氏が現はれ、茲に元史研究の機運が漸く促進せられるやうになつた。

那珂氏は初め支那通史を編し元初に至つて筆を止めたが、特に元代の研究に興味を有し、明治卅四五年の頃に清朝の何(秋)李(文)沈(植)三氏の校注をしたる皇元聖武親征錄に増注をなし、同じき四十年の頃に蒙文元朝祕史を國語に翻譯し考證を加へ、これを成吉斯汗實錄と題して出版し、更にその續編として元初の諸功臣の事蹟を補録した。且東京帝國大學の講師たる間に史籍講讀として元史譯文證補を學生に課したこともある。これが我が邦の元史研究の機運を促進するに與つて力あつたことは言ふまでもない。然れども那珂氏の研究は主として元初の事實に止まり未だ一代を通ずるまでには至らなかつた。故に元史の開拓すべき幾多の研究方面は後人に遺留せられたというて差支ない、而してこの遺留の任務を果さんとしたのが箭内互君であらう。

箭内君は余が明治の卅二年東京帝國大學の助教授となつた時には猶史學科の學生であつた。君

は當時那珂氏の元史譯文證補の演習にも列席し常にその啓發を受けたやうである。他日君が特に元史の研究に殆ど全力を盡されるやうになつたのは蓋那珂氏に負ふ所が少くないと思ふ。その十四年に「元史に對する惡評に就いて」と題して東洋學報に發表したのを始めとし大正の時代に入つて同學報や滿鮮地理歴史研究報告等に於て發表せられた研究論文は元史に關係せるものが多い。その後文學博士の學位を得たのも、實は元朝制度の研究に據つたのである。君は大正の初めに東京帝國大學の講師となり、八年に助教授となり、元史の講述を擔當した。柯劭忞氏が新元史を提出して學位を請求した時にその審査の任に當つたのは君と余とであつた。その審査報告は君の起草に成り余の刪補を経たものであるが、これが支那新聞紙上に漢譯せられ、また北京在留露人の手にて英譯せられ一小冊子となつて頒られた。余が十四年に教授を退職するや、君はその後を承けて東洋史第一講座を擔任することになつた。余は君の將來につき多大の期待をして居つたのであるが、不幸にして疾を得その翌年二月遂に余に先だつて不歸の客となつたのは誠に痛惜の極みである。

昭和三年六月十日東洋文庫に於て箭内博士追悼展覽會の開かるゝや、余もまたこれを參觀し、その遺著殘稿を撫して往時を追懷し慟然として暗涙を催さざるを得なかつた。君の性格は溫厚にして忠實、師友に對して常に春風和氣の態度を失はなかつた。その研究の諸論文も君の人と爲りに似て斬新とか奇警とかいはんよりは寧ろ穩健と確實との語を以て評するが適當であらう、昨年以來その門下の諸士が相謀り君の元史研究に關する諸篇を纂輯しこれを蒙古史研究と題し、今年二月刀江書院より出版することになつた。これは單に君の靈を慰むるに足るべきのみならず、學界に貢獻する所が少くないと思ふ。但君として猶十數年の壽を延ばすを得たならば、その研究の範圍はこの書に録する所に止らなかつたであらう。故にこの以外の研究は更に君の授業を受けた後進の諸士に期待するより外にない。

余は茲に和漢に於ける元史研究の來歴を略述して本書の序文に代へ、且別に拙稿「元史源流考」より「元朝の實錄及び經世大典」の一節を抄出して本書の附録となし、元史の淵源を知らんとするものゝ參照に供することにする。

昭和五年二月

市村瓚次郎

蒙古史研究

目次

箭内博士小傳……………一
 箭内博士著述目錄……………五
 白鳥博士序文……………一一
 市村博士序文……………三一
 目次……………三七
 凡例……………四三

本篇

一 兀良哈三衛名稱考……………一
 二 成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究……………三三
 目次……………三七

三 元初史實解疑三則……………五三

四 遼金時代に所謂虜軍に就いて……………六九

五 再び遼金時代の虜軍に就いて(羽田學士の示教に答ふ)……………八七

六 再び羽田學士に答ふ……………一一三

七 金の兵制に關する研究……………一二七

八 元朝怯薛考……………二二一

九 元朝社會の三階級(色目考)……………二六三

一〇 蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて……………三六一

一一 蒙古の高麗經略……………四五一

附錄 1 蒙使著古與の遭難……………四九〇

2 撒兒台と扎刺亦兒台……………五〇二

一二 海都の叛いた年次……………五〇九

一三 韃 靼 考……………五二五

附錄 可 敦 城 考……………五六七

一四 元代の東蒙古……………五八五

一五 元朝斡耳朵考……………六六三

附錄 察罕腦兒考……………七五二

一六 元代の官制と兵制……………七六九

一七 遼代の漢城と炭山……………八二三

一八 元朝牌符考……………八三九

一九 池内博士の「元代の地名開元の沿革」を読む……………八九九

二〇 蒙古の詐馬宴と只孫宴……………九四五

附 録

二一 成吉 思 汗……………九五九

二二 元の世祖と唐の太宗(私淑と功業)……………九七七

目次
外篇

市村博士「元朝の實録及び經世大典に就きて」……………一
松井等氏「その人その顔」〔蒙古史研究〕の跋に代へて……………二五
元史研究資料並に參考書目略……………

- 1 日本撰述の部……………一
2 支那撰述の部……………一八
3 歐米撰述の部……………九七
索引……………一

圖版目錄

- 1 箭内博士小照……………卷頭
2 同 筆蹟……………同
3 同 講案草稿……………同
4 蒙古兵の武裝……………對 八三
5 蒙古時代の鞞耳朶……………七四九
6 蒙古國書牌……………八七一
7 南ロシア發見蒙古牌……………八七三
8 東部シベリア發見蒙古金牌……………八九五
9 附 圖……………卷末

凡例

一、本書收むる所は故箭内博士が生前發表せられたる研究中その主要なるものの殆どすべてに係る。他に多くの遺稿を存するも、未だ博士の認めて定稿とせられざりしものなるを以て敢て本書に採録せず。また既に發表せられたるものと雖も單行本及び他の學者との共著に係るもの、協同研究の一部を成すもの、若しくは他日改訂公表せられしものは掲出を控へたり。

一、本書分つて本篇、附録、外篇の三とす。本編は博士の専ら心血を注がれし學術的勞作を集め、附録は稍通俗の論攷より成るも博士が常に東洋史學の普及を唱へられし一面の片影として之を録す。いづれも著作の年代に順ひて排列せり。外編に至りては本書の刊行に方り、編者に於いて蒙古史研究に志ある士の爲、附載せる所に係る。そのうち市村博士の「元朝の實録及び經世大典に就きては」と序文として編者に賜ひしもの、一部なりしを、特

に請うて外篇に收めたるものとす。

一、既刊論文を本書に再録するに際しては、刊行後博士自ら添削を加へられたる部分以外は一二の誤植を訂正し、體裁上鼈頭の標目を削去せる外専ら原文の儘に従へり。但し讀者の便をはかりて編者に於いて加へたる按語はすべて「」を加へ、以て博士の文と區別せり。

一、挿入の圖版はいづれも今新に加へたるものにして、一も原文には存せざる所とす。

一、附圖はもと數圖より成りしものを今、梯尺を増して一幅となし、且つこれに多少の増訂を加へたり。

一、本書の編纂に方りて、箭内家は博士の遺稿手定本等の借覽を許され、又その傳記資料の蒐集に關しても多大の便宜を給せられたり、茲に記して深謝の意を表す。

一、本書の上梓に際し、白鳥市村兩博士が序文を賜はり、松井學士が跋文を惠まられしことは編者の特に感謝措く能はざる所とす。校正に關しては編者の

外、専ら文學士高田良助君の勞を煩はし、索引の編纂亦一同君の努力に依れり。共に編者の厚く謝する所なり。なほ、刀江書院主尾高豊作君が、本書の如き特殊なる學術書の出版を快諾せられたることは、亦感謝に堪へざる所とす。

昭和五年八月

編者 岩井大慧
石田幹之助
和田清

本

篇



兀良哈三衛名稱考

一 緒言

二 兀良哈

イ 前人の解釋

ロ 元及び元以前の兀良哈

ハ Rashid の集史に見えたる *Uriankha*

ニ 清の烏梁海と近代西人の所謂 *Uriankha*

三 朶顔等の三衛

イ 泰寧衛

ロ 福餘衛

ハ 朶顔衛

四 結論

一 緒言

兀良哈三衛名稱考

「東洋學報」第四卷 第一號
大正三年三月 頁七七—九九

明の洪武二十二年、前朝元の宗室遼王阿札失里等内附を求むるや、明廷之を許し、爲めに朶顔福餘泰寧等の三衛を潢水の北なる兀良哈(Wu-liang-ha)の地に置き、阿札失里を泰寧衛の指揮使塔賓帖木兒をその同知とし、海撒男荅奚を福餘衛の指揮同知とし、脱魯忽察兒を朶顔衛の指揮同知とし、各その部落を領して明國の外藩たらしめたり。當時三衛の南に全寧衛あり、更に南して大寧衛あり、永樂元年全寧・大寧の二衛を廢せしも、大寧には城守猶存し、未だ朶顔等三衛の侵軼を許されず、彼等は僅かに潢水即ち西喇木倫(Sira-muren)を渡りて其の流域の南邊を占領せるに過ぎざりき。大寧衛の地全く彼等に没し、遼河の左右悉く其の據る所となりしは、實に英宗土木の變あるに始まる、明史外國傳に「自大寧前、抵喜峰口、近宣府、曰朶顔、自錦義、歷廣寧、至遼河、曰泰寧、自黃泥窪、逾瀋陽鐵嶺、至開原、曰福餘」とあるは即ち明の中葉以後の形勢にして、決して明史に言ふが如く、洪武年間に於ける三衛の疆域にはあらざるなり。そは兎に角、兀良哈の三衛は今の所謂東蒙古の地に據り、韃靼・瓦剌と建州女直との間に介在したれば、曾て一たびも北方に覇を稱すること能はざりしも、而も或は明に降り、或は韃靼と合し、或は瓦剌に付き、或は建州に通じ、以て能く自家の勢力を保ちたりしのみならず、勢の稍可なるものあれば、乃ち進んで明の北邊及び遼東に出沒して寇掠を縱にし、屢、明廷に迫りて馬市の開設を餘儀なくせしめたり。

殊に有名なる土木の變は三衛が瓦剌を導きたるによりて起り、明代の大工事たる遼東邊牆の築設は三衛の南下を阻止するを以て當初の目的と爲ししなり。然らば即ち三衛の事、明代の歴史と相渉ること甚だ大なりといふべく、之に關する研究の必要なること、韃靼・瓦剌等の研究に比して必ずしも譲る所なかるべきなり。

三衛の研究に著手して先づ自ら惑ひしは、第一兀良哈の名稱、第二には三衛の名稱の由來なり。前者につきては、支那の學者中一二の説をなし、ものなきにあらねど、其の言ふ所餘りに簡にして要を得ず、寧ろ思ひ付きともいふべきものにして、到底以て一解釋となすに足らざること、後文掲ぐる所の如し、而して第二問に關しては未だ嘗て之が解答を試みしものあるを聞かず、吾人固より淺學寡聞、今に於いて之を言ふこと、或は遼東の豕たるの譏あるやも知るべからざれども、頃日元代の史書を讀み、偶々此問題について得る所あるを覺えたり。因つて左に卑見を述べて大方の叱正を仰がんとす。

二 兀 良 哈

明代の史書、兀良哈の事を言ふもの、蓋し皇明實錄を以てその嚆矢とす、その文に曰く

洪武二十二年四月、辛卯置泰寧朶顏福餘三衛指揮使司於兀良哈之地、以居降胡。癸巳遣使齎勅往諭故元遼王阿札失里等曰、……於是天更元運、以付於朕、自即位來、今二十餘年、爾阿札失里等知天命有歸、率衆來附、朕甚嘉焉、朕每於故元來歸臣民、悉加優待、況爾本元之親屬者乎、今特於泰寧等處、立泰寧・福餘・朶顏三衛、以阿札失里爲泰寧衛指揮使、塔賓帖木兒爲指揮同知、海撒男答奚爲福餘衛指揮同知、脫魯忽察兒爲朶顏衛指揮同知、各領所部、以安畜牧、自古胡人無城郭、不屋居、行則車爲室、止則氈爲廬、順水草便、騎射爲業、今一從本俗、俾遂其性、爾其安之。

かくて三衛を兀良哈の地に置きしことは明なれど、其地の位置及び範圍につきては未だ何等の言ふ所なし。然るに鄭曉の吾學篇は始めて兀良哈を以て潢水の北と爲し、陳組綬は皇明職方圖の圖解に於いて更に詳かに其範圍を指示して、「自懷山至東金山、其地界也」と言へり。潢水は言ふまでもなく今の西喇木倫にして、金山は今の懷德縣附近なる一帯の丘陵を指し、懷山は明ならねど、興安嶺の一部に名づけられしものなること、想像に難からず、果して然らば今の東蒙古の北半部即ち西は興安嶺より東は哈爾賓長春等の平野に至るの地は則ち所謂兀良哈の地域なりしが如し⁽¹⁾。そは兎に角此地域を兀良哈といふこと、明初に始まりしか、若くは明代以前に在りしか、而して

此名稱の由來する所如何、是れ吾人が本考に於いて闡明せんとする第一の問題なり。

(イ) 前人の解釋

蒙古游牧記^{卷二}喀喇沁部の祖先を叙するの條に、「初元臣有札爾楚泰者、生子濟拉瑪、姓烏梁罕氏」と書き出し、その注に「西齋偶得、喀喇沁爲烏浪漢濟爾默氏、蓋即明初所謂兀良哈者。蒙古源流、鄂爾多斯者乃爲汗守禦八白室之人、烏梁罕者乃爲汗守金穀倉庫之人、均屬大有福者⁽²⁾」と記す。游牧記の著者張穆は科爾沁部の條に於いて「案、兀良哈即烏梁罕、亦作烏浪漢」と言ふを見れば西齋偶得^{博明の著}の説を認めたるならんも、其の意、兀良哈は濟拉瑪の姓となれる烏梁罕氏の居住地と同一なりといふに在るか、或は單に其の名稱が同一なりといふに在るか、明ならず、若し後者に在りとせば、固より論なきも、前者に在りとせば、其の理由を明示せざる以上、未だ以て何等の權威あるものとなすに足らざるなり。蒙古源流の烏梁罕の語解に至りては、吾人未だ何等可否を言ふ

1 讀史方輿紀要卷十八に「兀良哈在大寧衛北、其地東接海西、西連開平、北抵北海云云」とあり。大寧衛は今の老哈大凌河の上流域、海西は伯都訥・哈爾賓・阿勒楚喀等諸城の地、開平は今の上都河の北岸に近く、多倫諾爾の西北に當るの地なれば、其指示する所概ね職方圖の説に同じ。此他、名山藏・世法錄等明代の諸書も兀良哈に關して言ふ所あるも、皆實錄以下の記事を踏襲するのみにて、何等新事實を傳へず。

2 札爾楚泰は蒙文祕史に札兒赤兀歹、濟拉瑪又は濟爾默は者勒蔑、烏梁罕又は烏浪漢は兀良罕とあるに同じ。後文を見よ。

能はず、たゞ姑らく一説として注意し置かんのみ。御批歷代通鑑輯覽卷一百一洪武二十二年五月の條に「三衛之地、本烏梁海」と記し、其の下に、「舊作兀良哈、按元史蘇布特傳爲兀良哈氏、卽現今喀喇沁旗之以烏梁海爲姓氏是也」と注するを見る、蘇布特は卽ち速不台なり、速不台の姓兀良哈と、喀喇沁旗の姓烏梁海と明初の三衛の總稱たる兀良哈と皆起原を同じうするものとなすに似たり、而も之れ亦前説と同じく何等理由を述べざる所より之を察するに、或は單に其文字もしくは字音の同一なるにより、之を同一視したるにあらざるか。其の他、魏源の聖武記に「烏梁海卽兀良哈、在烏里雅蘇臺之北俄羅斯之南」とある、何秋濤の朔方備乘に「烏梁海卽明時兀良哈部族、在蒙古諸部之北」とある、共に固より其名稱の同一なるを言ふものにて、明代の兀良哈は今の烏梁海と同一地域なりと言ふにはあらざるべきこと勿論なり。

之を要するに、兀良哈は其字音に於いて速不台の姓なる兀良哈、喀喇沁部の姓なる烏梁海と甚しき近似を有するのみならず、清初以來支那の記録に見はれたる露支兩國境上なる烏梁海とも殆んど同じきこと、前記諸學者の指示する所の如し。而も明初の兀良哈卽ち三衛の地域は實に東蒙古の北半部に限られしこと已に記する所の如しとせば、之を以て蒙古の西北、露支兩國の境上なる烏梁海の地に擬すること能はざるは、固より論を俟たざれども、此兩者の間には、其名稱の

同一若しくは近似以外に、果して何等かの連絡を有せざるか、假りに連絡ありとせば如何様に之を説明すべきか、是れ實に當眼の問題なり。吾人の解釋を求めんとするは主として此一點に存す。

(ロ) 元及び元以前の兀良哈

祕史の記する所によるに、兀良哈は部族もしくは姓氏の名にして、蒙古の遠祖朮魯篋兒干(Dobun-Mergen)が其妻阿蘭豁阿(Alan-Goa)を不兒罕(Burkhan)嶽の下、斡難(Onan)河上流の地に取りし時、その地に牧したるは、兀浪孩(Uriangkhai)姓の晒赤伯顔(Shinchi-Bayan)と云へる人なりき、兀浪孩は卽ち兀良哈の訛なること推測に餘あり。また成吉思汗が斡難河の上源地に生れし時、貂鼠の糞襪を贈り、其後、汗の窮困中、己の子者勒篋(Djelne)を伴ひ來りて汗の味方をなし、札兒赤兀歹(Djarchintai)と云へる人は亦た兀浪罕(Uriangkhan)の人なりき、兀浪罕も兀浪孩と同じく兀良哈の訛に外ならず。又成吉思汗と蒙古部の覇權を争ひたる札木合(Djamukha)の遠祖にて孛端察兒(Bodonchar)の妃となれる札兒赤兀惕(Djarchint)と云へる婦人

1 朝鮮李朝の記録には、同國豆滿江の北、滿洲の東部に住する民族を稱して兀良哈といひ、秀吉征韓役の記録には之を「オランカイ」といへり、此兀良哈は明代東蒙古に據れる兀良哈と其の文字に於て全く同一なれども、其の人種に於て全く異なること論を俟たず、想ふに「オランカイ」の稱先づ存し、明より兀良哈の名傳はるに及んで、其の文字を假りしに過ぎざるべし。

は、兀喰合 (Uriangkha) 姓の阿當罕 (Adankhan) 族の出なりき、兀喰合も亦兀良哈と其音を同
うす。次に成吉思汗の部下にて四狗と呼ばれし勇將の一人速不台 (Subutai) は元史によれば兀良
合の人にて、其の弟兀良合台 (Urianghatai) の名は蓋し其の部族の名に因みしものなるべし。兀
良合台の子を阿朮 (Ajju) とす、元史の阿朮の傳には、兀良 (Uriang) 氏とあり、兀良合の略
稱なり。かくて吾人は元代の史書に於いて兀良哈部に屬すと言はるゝ四家族を見るなり。たゞ此
四家族が互に如何なる血統上の關係を有せしかは全く明かならず、札兒赤兀歹と札兒赤兀惕は其
の名酷似すれども、前者は成吉思汗の壯時に存在せし老人なるに、後者は汗の遠祖たる孛端察兒
の妃たりし人なれば、到底同一人を誤り傳へしものと見ることを得ず、若し吾人の想像を許さ
ば、札兒赤兀惕及び札兒赤兀歹は、元來部族の名なりしを、人名となし、ものにて、恰も兀良合
が兀良合台となりしが如きものなるべく、且つ兩人が同じく兀良哈姓なるを以て之を考ふるに、
この兀良哈部の内に札兒赤兀と名くる小部族ありしにあらざるかとも思はる。蒙古源流に速不台
を珠爾濟特之蘇伯格特依といへるは、其の旁證たるに足るべし。但し此く想像したればとて、札
兒赤兀歹翁と札兒赤兀惕夫人と、又此二人と速不台とが、如何なる血統上の關係を有せしかに就
いては全く知るに由なし。

さて兀良哈と名くる部族の原住地につきては、記録の缺乏によりて明に之を指示すること能は
ざれども、秘史には、朶奔篋兒干の時代に不見罕嶽の牧地を開き其地の主人たりし人が即ち兀良
孩姓の晒赤伯顔なりきとあれば、此部族が幹難河の上源地に居りしこと頗る古きを推測すべし。
又元史の速不台傳に「其先世獵於幹難河上、過敦必乃 (Tombinai) 皇帝、因相結納云々」とあり、
敦必乃は即ち秘史の屯必乃にして成吉思汗の四世の祖なり、又以て秘史の記事に何等かの根據あ
るを想見すべし。而して成吉思汗の生れしは幹難河源の地なり、その時自ら來りて襁褓を贈りた
る札兒赤兀歹も、其牧地を其附近に有したりし事亦推測に難からず。たゞ朶奔篋兒干の事蹟は、寧
ろ傳説に近きものと見るを穩當とするが故に、彼れの時代が金代の初に當るか、遼代の末に當る
かを考ふるは畢竟徒勞に屬すべきも、吾人は遼史の太祖本紀に於いて、遼の西北、寧ろ遼の國都
臨潢(今の Sira-nuren 北なる Eero-Hotun)の西北に唄娘改(Uriangkhai)と名くる部族ありて、遼の朝廷に輓車人を
獻じたる記事を見るが故に、遼の初即ち西曆第十世紀の初に於いて、唄娘罕、即ち後の兀良哈と
稱する部落が今の Onon, Kerulen 兩河の地方に存せしことを疑はざるなり、隨つて秘史及び元

1 遼史卷一太祖即位の第三年十月の條に「西北唄娘改部族進輓車人」とあり。又同書卷六穆宗本紀、卷二十七天祚帝本紀、
卷四十六百官志等に見ゆる幹朗改も同名異譯なるべし。

史の記事が全く架空のものにあらざるを信ず。

(ハ) ラシッドの集史に見えたる Uriankha

以上、元明時代及び其れ以前に於いて兀良哈に關して支那に傳はりたる資料を擧げ盡せり、即ち吾人の檢索する所によれば、これ以外に重要な記録の存するものなきが如し。然るに吾人は幸にして此部族、少なくとも之と同名なる部族に關して貴重なる材料を Rashid の Djami ut-Tevarikh (集史) に於いて見ることを得るなり。Rashid は波斯に於ける蒙古王國たる Ilkhan 國の宰相にして、朝廷の祕庫に藏せられたる一切の資料を涉獵して本書を著述し、1307 A. D. (元の成宗の) 國王 Oldjaitu に上りしものなり。本書が蒙古史の典據として、祕史、親征録、元史等に譲らざる價值を有する事は世已に定論あり、今復た贅せず。たゞ本書は波斯文を以て記述せられたるを以て、吾人は直に之を讀むこと能はざれども、當面の問題に關する部分は幸にして D'Ohsson の蒙古史 (Histoire des Mongols) 第一卷に譯載せらる。今之を重譯するに左の如し、曰く、

Baikal 湖の東には Couris, Coalaches, Bouriates, Tounates の四部住へり、此四部は總稱して Bargoutes とす。Selenga 河の彼方なる地方を其の領土とせり。而して其の地方は Tatar

種族の占據せる東北限界たるが故に、一に Bargoutchin-Tougroum と稱せらる。Bargoutchin は東より來りて Baikal 湖に注ぐ河の名にして、Tougroum は境界の義なり。現今 Buriat 人の住へる湖東地方を Dauria と稱するは其の訛なり。北方に於いて之と隣接せるは Boul-gatchines, Kernoutchines 並に「林の民」と稱せらる。Urianguites なりき。この最後の部族は Tougrouse 種に屬す。⁽¹⁾

茲に Urianguites とあるは、即ち Ouriangui の複數 Ourianguit を更に佛語の複數の形に改めたるものに外ならず。但し Berezin の譯文に Uriankh 又は Uriankhit とあるは寧ろ正しき對譯なり。故に下文には之に従ふべし。さて此部族は今の Baikal 湖の東北部に濱する Barguchin 地方の北隣に居住せるものなれば、Rashid の所謂 Uriankha と祕史元史等の所謂 Uriangkha, Uriangkhan と其の名稱の同じきは勿論なれども、其の居住地に就いては稍相異なり、所謂 Bargoutes 諸部によりて中斷せられたりき。殊に Rashid は「Les Ourianguites silvestres (森林に住へる Uriankha 人) は廣大なる森林の中に住するが故に、その名を得たるものなるが、之と Mongol 種の Uriankha 人とを同一視すべからず」と書き出して、森林に住へる Uriankha 人は游牧せずして採捕を業とする事、都會生活游牧生活を蔑視する事等を始めとして、彼等の生活状態を詳述して、

¹ [D'Ohsson, Histoire des Mongols,] Tom. I, p. 8-9.

Tungus 種に屬すべきものなりと結論したるに因つて之を考ふるに、祕史元史等に見えたる兀良罕・兀良合等は、即ち Rashid の所謂「蒙古種の Uriankha」ならざるべからず、元史の速不台傳に「速不台蒙古兀良合人」とあるもの即ち是なり。然れども Rashid が Uriankha 部族を二分して、一を森林の民と稱し、他を蒙古の Uriankha と言へるは、其生活状態の相異に因つて區別したるものにして、必ずしも兩者の人種の相異を説けるものにあらざるなり、少くとも吾人は此く了解するを以て至當なりと信ず、蓋し Baikal 湖の東方と其の南方とに住せる部族の位置は古來必ずしも固定せず、否絶えず多少の移動の其間に行はれしこと疑を容れず、成吉思汗の遠祖が Barguchin 地方に據れる部族と婚姻を通じたるが如き、蔑兒乞 (Merki) 部族が Selenga 河邊を上下し、戦敗の際には遠く Barguchin 地方に避難するを例としたるが如き、又以て其の一斑を想見するに足るべし。是に於て吾人は、Barguchin の北隣なる Uriankha と Onon 河畔に據れる Uriankha との間に必ずしも人種の相異を認むるを要せず、前者は森林の中に住したるを以て採捕の民となり、後者は平野の中に移住したるを以て游牧の民となれること、猶ほ女真人の滿洲東北部に居りしを生女真といひ、西南部に住へるを熟女真といへるが如きのみと推測するなり、即ち所謂蒙古兀良合は、Baikal 湖北の同胞に別れて漸次に南方に移住したりしものに外ならずと信ずるなり。

(二) 清の烏梁海と西人の所謂 Uriankh

清初、蒙古喀爾喀 (Khalakha) の西に散居する諸部族の一を烏梁海 Wu-liang-hai といふ、此部族は露清兩國の境上深山密林の中に住するを以て、其所屬甚だ明ならず、兩國亦必ずしも其の管轄權を争ふことなかりき。喀爾喀四部の一なる札薩克圖汗部の西邊に和託輝特と名くる地方あり、西は厄魯特に近く、北は露國に近く、俗戰を好む、烏梁海人其の間に錯處し、射獵を業として賦を和託輝特に納め、事あれば兵役に従ふ、故に和託輝特名は則ち札薩克圖汗に隸すと雖も、實は自から一部を爲したりき。然るに康熙年間其の部長に根敦といふもの出で、二十五年清廷より封冊を受けて其部の札薩克となりしが、其嗣子博貝の時に至りて屢清廷の命を受けて烏梁海人を征せり、是れ清の烏梁海經略の始なり。經略の始末は朔方備乘^{卷五}征烏梁海述略に詳載せられ、蒙古游牧記^{卷十}札薩克圖汗部の條にも見えたり。此等の諸書によるに、烏梁海人の住地は頗る廣く、喀爾喀の西なる露清兩國の境上一帯の地に散在せるものにして、克木克木齊克 (Kenkem-chik) 烏梁海、唐努 (Tannu) 山烏梁海、阿爾泰 (Altai) 烏梁海等の目あるなり。然れども此種族の人種言語及び分布に關する科學的研究に就いては、吾人は之を支那の學者の著述に於いて見

ること能はずして、全く露國人を始め西洋人の研究に成れる諸書に據らざるべからず、即ち Potanin, Radloff 等諸氏の研究是なり。吾人は彼等の研究に基きて明快なる記述をなせる Vivien de Saint Martin の編纂せる世界地理新字典 (Nouveau dictionnaire de géographie universelle, Paris, 1894.) によりて、此種族に關する最近の研究の一斑を知るを得る事なり。⁽¹⁷⁾ 吾人は今此種族に關して詳細なる紹介をなすの必要なけれども、其の分布について同書に記述せらるゝ所を見るに、又頗る廣大なる事を知るなり。同書には烏梁海の名を Ouriankh, Ouriankhatsi, Ourangha, Ourangcha 等四種の呼び方ありとし、露國人及び蒙古人によりて此名を以て呼ばるる種族は、露支兩國の境上に居り、その範圍は、西は Ouroungou⁽²⁾ Kobdo⁽³⁾ 兩河の上流域より、東は Kossogol^(庫蘇古爾) 湖及び Tounka, Selenga 兩河の上流域に達し、Obi 河の上流なる Tehoui 河及び Ienisei 河の上流なる Bei-Kem 河の流域をも包含すと言ひ、随つて西北蒙古に居る Soties も、Kobdo, Ouroungou 兩河の上流域に住する Elentes 一名 Kalmouks も、又 Tehoui, Bachkaous 等諸河の流域に據る「Altai の Kalmouks」一名「山中の Kalmouks」も皆 Ouriankh と稱せらると述べたり。是に由つて之を觀れば、少くとも清初以來の所謂烏梁海は決して人種上の區別を示すべき名稱にはあらずして、Baikal 湖の西南より Irtysh 河源地に至るまでの廣大なる

區域中、特に深山密林の中に住する各種の部族を汎稱するに用ゐられしものに外ならず。是に於いて吾人は此名稱を以て更に一層廣汎なる地域に於ける森林生活の諸部族にも及ぼすの不可ならざるを感ずるなり。何となれば、前述せるが如く、Baikal 湖の東北部に濱する地方の住民は、Rashid の時代、即ち元の成宗時代に於て Uriankha と稱せられしが、更に平定羅利方略と名くる清初の著述には、尼布楚即ち Nerchinsk 等の地方も、もと布拉忒・烏梁海等諸部族の住地なりとあれば、興安嶺山脈以西に於いて、露支國境上若くは之と隣接する地方の森林地帯に住して採捕を業とせるものは、普く之を Uriankha 又は Uriankhan と呼びたりしこと殆んど疑を容れざればなり。果して然らば Rashid が所謂「林の民」を Baikal 湖西の Urasut, Telenghut, Kestim 三部族に限られたる名稱の如くに解しながら、一方に於て同湖の東北なる Uriankha の別名を「林の民」といへる矛盾の由つて起る所以も自から説明せられ、⁽¹⁸⁾ 親征録及び祕史に所謂「林

¹ 同書の Ouriankh の項を始め、Soties, Mongolie 等の諸項参照。

² 此河名も此種族名と關係あるに似たり。

³ D'Ohsson, I, p. 89. 成吉思汗實錄三九八—九頁注。尙ほ又 Rashid は Urasut, Telengut, Kestim の三部族、所謂「森林の Uriankha 部」と Kingis 及び Kemkendjut の地に住すと記す。(D'Ohsson, I, p. 425.) 當時の Kingis 等の地域に就きては後文述ぶる所あるべき也。兎に角 Rashid 時代の Uriankha は、必ずしも今の Baikal の東北方に住せるもののみ名稱にあらずして其の東西に居れる諸種の民をも含みたりしこと疑なし。

の民」は實に Baikal 湖の東西、並に Yenisei, Irtysh 兩河上源地の住民を包容したるに一致するなり。⁽¹⁾ 要するに Rashid が Uriankha の別名を「林の民」となし、は正當なれど、Uriankha 及び「林の民」の分布區域を或一地方に限局したるは誤謬なりと言はざるべからず。但し不兒罕嶽の附近に居れる Uriankha 部族は北方より南下したるものにして、其の地が彼等の原住地にあらざる事は、彼等が夙に林中の採捕生活を廢めて游牧生活を平野の中に營めるに徴して明なり。

三 朶顔等の三衛

明の洪武二十二年、潢水即ち Sira-muren の北なる兀良哈の地に朶顔・福餘・泰寧の三衛を置きしこと、已に言ふ所の如し。今此三衛の名稱の由つて來る所を考へ、而して後、兀良哈の名稱の何故に此地方に移り來りしかに就いて研究すべし。

(イ) 泰 寧 衛

説明の便宜上、吾人は第一に泰寧衛の名稱について考ふべし。元史の仁宗本紀によるに、延祐二年八月庚子遼陽省の泰州を改めて泰寧府となし、同四年二月癸亥、泰寧府を陞せて泰寧路と爲し、仍ほ泰寧縣を置けり。泰州の名は遼代に始まり、金代にも傳はりたれど、名同じくして地異なり、前者は今の長春府農安縣の西南に位し、後者は松花江と嫩江との合流點の西南なる科布爾察罕泊 (Kobur Chagan Nor) の西南邊に近かりし者なり。⁽²⁾ 元代の泰州は金代の泰州を承けしものなること蓋し疑なければ、元の太宗の時に所謂泰州路も、⁽³⁾ 仁宗以後の泰州泰寧府泰寧路泰寧縣も皆今の新城府即ち伯都訥 (Petuna) の西方に在りしなり。たゞ元史には太宗の時の泰州路の名を見るのみにて、世祖時代、殊に乃顔の叛亂前後の記事にも絶えて其名を見ず、仁宗の世に至りて突

1 親征錄に朶赤の招降せる「林の民」の諸部として Telengut (帖良兀) Kestemi (克失昶迷) の外に Khabukhanas (憾哈思) 及び二三の部族の名を擧げたり。此 Khabukhanas は後に言ふが如く、今の Bei-Kem 河の流域に據れるものなり。次に祕史 (那珂博士譯) に「Sibir (失必兒) Khesteim (客思昶音) Bait (巴亦惕) Tuklas (秃合思) Tinklek (田列克) Tooles (脫額列思) Tas (塔思) Badjigit (巴只吉惕) より、なたなる林の民云云」とあれば、Sibir 即ち今の Angara 河の北邊に據れる部族なども所謂林の民の中に數へしものなり。又同書に朶赤の北征を述べたる條に林の民の征伐に赴かしむと書き出し、林の民を降すと結びたるを見れば Kingis, Oirat 等の大部族をも所謂林の民といひしものなり。又同書に Tooles (脫幹列思) Telanghut (帖良古惕) 等の諸部より Irtysh (額兒昶失) 河に沿へる林の民まづを Ghoreh (窩兒赤) に興へて、彼れを林の民の萬戸に任じたりとあれば、南は Irtysh 河邊まづをも所謂林の民の區域に含ませしものなり。

2 滿洲歴史地理、第二卷、八七頁。

3 同上、三八四頁。

然泰州の名を以て本紀に現はれ、ついで二三回其地の沿革を記する事、前陳の如きを以て之を考ふるに、元の泰州の建置は蓋し成宗武宗二帝の世に在るべし。そは兎も角、元の延祐二年以後、今の郭爾羅斯 (Gorlos) 前旗の西境には泰寧府又は泰寧路と稱する一行政区の治所ありしこと殆んど疑を容れず、其管轄區域に就きては元史に全く其の記載を缺くを以て到底之を知るに由なしといへども、當時の開元・咸平・大寧・全寧等諸路の管域に由つて之を推測するに、今の洮南府以南、西喇木倫 (Sira-muren) に至るまでの地域は、蓋し其管内たりしならん。此く述べ來りて翻つて洪武二十二年置く所の三衛の名を見んには、何人と雖も、兩者の間に存する連絡を認めざるを得ざるべし、即ち泰寧衛の名は元の泰寧より出でしものなる事に想到すべきなり。但し吾人は今直に元の泰寧路と明の泰寧衛とが其の區域を同じうせりとは言はず、たゞ衛名と路名との間に必然の關係の存する事に就き、先づ讀者の同意を得んことを求むるのみ。

(ロ) 福餘衛

福餘の名は明初以前全く所見なし、たゞ之と同音なる扶餘もしくは夫餘の名に至りては、古く漢代より知られ、其盛時には、今日の新城府以南の松花江全流域を領有したりき。夫餘國は東晉の永和二年 (343 A. D.) 前燕國王慕容皝に滅ぼされしも、而も前燕國の領土には入らずして土豪

之に據りしものゝ如かりしが、494 A. D. に至りて高句麗國に併合せられ、其の國全く亡びたり。高句麗は其地に扶餘城を築きしが、此城は高句麗西北境の雄鎮として同國が唐に滅ぼさるゝまで有名なりき、而して扶餘城は古の扶餘國の首府若くは之と近き處に存したりしこと殆んど疑なく、其地の今の農安附近なりしことも亦殆んど學界の定説たり。渤海國が唐代に全盛を極めし時にも此城に扶餘府を置きしが、遼に至つて始め之を黃龍府と改め、金には濟州、隆州、隆安府と順次に改まり、元には黃龍府の名を以て一時開元路の治所たりしが、明初に龍安と改まり、清に至りて今日の農安と訛りしなり。¹⁾ されば、元明の時代には土名としては扶餘とは呼ばれざりしも、支那は由來古名を雅名として用ゆる國なれば、扶餘の名は固より永く忘却せられず、學者文人の間には殆んど普通に襲稱せられたりき。是に於いて吾人は明初兀良哈三衛の一に命名するに當りて用ゐたる福餘の名は、古の扶餘より出でしものに外ならずと推測す。人或は農安の地が潢水 (Sira-muren) を距ること遠く、且つ同河の東北方に當れるの故を以て、吾人の推測を以て稍附會の嫌ありとせん、吾人も之を知らざるにあらず、而も泰寧衛の名が既に元の泰寧、今の科布爾察罕泊附近の地名より出でしとせば、福餘衛の名を以て農安附近の古名たる扶餘に擬せんとす

¹⁾ 滿洲歴史地理、第一、第二卷各項參照。

るも亦決して無稽にあらざるべきなり。況んや三衛の一たる朶顔の名が、今の新城府の西南に其起原を有すべきこと次項に論ずる所の如くなるに於いてをや。

(ハ) 朶 顔 衛

三衛中、泰寧の名は直に之を前朝の泰寧路に於いて之が所縁を見、福餘の名は唐代以前の扶餘に於いて之が由來を求め得たれど、獨り朶顔の名に至りては今の Sira-nuren の北若くは東北の地域に於いて之と近似せる名稱を古今に求めて之を得ず。吾人は因つて之を元の叛王として有名なる乃顔 (Nayan) の名に其の起原を求めんと欲す。讀者或は吾人の説の奇なるに驚き、之が成立を危ぶまんも、姑らく吾人をして考證する所あらしめよ。

乃顔は元の太祖成吉思汗の末弟なる帖木哥幹赤斤 (Temuge-Uchigin) の玄孫なり⁽¹⁾。至元二十四年四月兵を東蒙古に擧げて世祖に叛き、遙に叛王海都 (Khaidu) に應ぜしかば、滿洲の西部は一時大に亂れたりしが、世祖の親征によりて同年九月全く平定せられき。乃顔は帖木哥以來の分地として今の洮兒河下流域及び嫩江の東西⁽²⁾を領有せる外に、彼れ、若くは彼れ以前に伊通河の下流域をも占領したりしもの如し⁽³⁾。帖木哥の牙帳は陸局 (Kerulen) 河の東南に在りし事、邱處機の西遊記に見ゆるも、是れは太祖の西征中、監國たりし必要上設けたる臨時の牙帳にして、決して

常住の牙帳にはあらず、然らば彼れの眞の牙帳は何處にありしかといふに、遺憾ながら全く明ならず、たゞ遙かに東方なる彼れの分地内に在りしを推測するのみ、随つて乃顔の牙帳の所在も亦之を知る由なきも、吾人は當時の形勢より考察して、今の哈爾賓 (Kharbin) の西南、伯都訥 (Petuna) の東、松花江の北岸に近き珠家城子、即ち當時の肇州が即ち其れなりしかと想像するなり。肇州は元初以來明の中葉に至るまで、滿蒙境上の重鎮にして交通上の要衝に當れること、恰も今の哈爾賓に似たる地位を占めたりしのみならず、乃顔が兵を建州^(今の吉林)以南に出し咸平^(開原)をも襲うて、一時遼陽行省の管内全部を震撼せしめし事情を以て之を察するに、肇州若くはその附近が、彼れの根據地若くは策源地たりしものと推測せらるゝなり。以上は固より記録上何等確實なる根據を有するものにあらざるが故に、一個の臆説として斥けられんには、それまでの事なれど、若し吾人の前述せる所に多少の理由の存在を認めらるゝを得ば、吾人は一步を進めて當時の肇州が乃顔の根據地たりしが故に、爾來此地は乃顔の故地として元人の間に信ぜられ、

1 元史譯文證補卷一下、太祖諸弟世系の條參照。

2 同上。

3 滿洲歷史地理、第二卷、四二二頁。

明初建衛の際、此所傳に本づきて兀良哈の一衛に朶顔の名を與へしものと推測するなり。乃顔は Rashid の集史には Nayan と綴られたれば、朶顔の今音 Toyen とは似ざるが如きも、朶の字に Na 若しくは No の音ある事は、蒙古游牧記^{二卷}喀喇沁の條に「朶顔近譯改作諾音 (No-yin)」とあるにて明かなり。^(一)

四 結 論

上來述ぶる所により、吾人は^(一)兀良哈は嗚娘改^(一に翰朗改に作る)の名を以て最も古く遼代の初に聞え、其の住地は臨潢^(今の巴林附近)の西北に在りとせられたりしこと、^(二)元の傳説時代より創業時代にかけては、兀浪孩、兀浪罕、兀浪合、兀良合、兀良等の名を以て傳はり、其の住地は今の Onon 河上源地、若くは肯特山下の平野に在りとせられたりしこと、^(三)同じく元代の波斯人 Rashid の記録には Uriankha, Uriankhit の名を以て記され、其の住地は今の Baikal 湖の東北に在りすると同時に、又同湖の西、Yenisei 河上流に在りともいひ、甚だ曖昧なること、^(四)祕史に所謂「林の民」の分布區域と、清初の烏梁海及び近代西洋人の所謂 Uriankh の分布區域とが略ぼ同一にして、今の興安嶺山脈以西、Irtysh 上流域以東、露支兩國の境上なる森林が彼等の住地なることを明にし、^(五)

此等の理由により、元代の所謂 Uriankha, Uriankhan は大體に於いて今日の烏梁海又は Uriankh と其分布區域を同じうせるものなるべしとの推測を下し、^(六)次に題を改め、三衛の名稱の由來を研究して泰寧は元代の泰寧に其の起原を有し、福餘は漢代以來の夫餘より出で、朶顔は滿洲の西境及び東蒙古の東邊を領せる元の宗室乃顔の名に基きしものなる事を考證せり。是に於いて問題は提出せらるべし、即ち元代及び清代以來の Uriankha は皆森林の中において採捕を業とする部族なるに、獨り明代の兀良哈は東蒙古の平野に游牧若くは土著せり、而も其の名稱を同じうするは、森林生活をなせる、若くはなしつゝある烏梁海の移住せしものなるが故に然るや否や、若し移住したるものとせば、何れの時、何れの處より移住せしや、將た又其の名の同じきが如く、其の種族も同じきものなりしや否や。

先づ吾人の結論の要點を掲げて而して後、其の理由を説明すべし。吾人の見る所によれば、明初 Sira-muren の北に據れる兀良哈は元代若くは其れ以前に於いて今の露支兩國境上に散居せる Uriankha 部族の一部が移住したるものなり、而も Baikal 湖以東の同部族より分れしものにあらずして、遙かに遼遠なる Yenisei 河上流地方のものに其祖先を有せり、而して其の移住年代は

^(一) ナ行の音は容易にタ行の音に變ずるが故に、乃顔と朶顔とは音韻上互に近似するものなり。

元の世祖の至元年間に在りしものと推測するなり。吾人が此結論に到達したる最も重要な根據は實に元史卷一百六十九劉哈刺八都魯 (Liu Khara Batur) 傳に見えたる左の文なり、曰く、

至元二十七年遷正奉大夫河東山西道宣慰使、居二年召還、帝諭之曰、自此而北、乃顏故地、曰阿八刺忽者、産魚、吾今立城、而以兀速・慈哈納思・乞里吉里三部人居之、名其城曰肇州、汝往爲宣慰使云云。

此の文は同じ元史の地理志、遼陽等處行中書省、廣寧府路の條に引用せらる。今兩者を比較するに、彼此稍異同ありて相發明するに足るものあり、乃ち煩を忍んで之を左に示さん。

按哈刺八都魯傳、至元三十年世祖謂哈刺八都魯曰、乃顏故地曰阿八刺忽者、産魚、吾今立城、而以兀速慈哈納思乞里吉思三部人居之、名其城曰肇州、汝往爲宣慰使云云。

傳によれば、世祖が哈刺八都魯を肇州宣慰使に任命したるは、至元二十九年に在りしが如くに解せらるゝも、志によりて、其の三十年に在りしを知るべく、傳に兀速とあるを志に元速と作りたれど、これは傳を以て正しとすべく、傳に乞里吉里とあるを志に乞里吉思とあるは、志は正しく、傳は誤れるなり。其の理由は以下述ぶる所によりて自から了解せらるべければ、茲には之を略し、直に此文に就きて研究の歩を進め行くべし。さて乃顏は前に朶顏衛の條に言へるが如く、

元の宗室の一人にして至元二十四年世祖に叛き、東蒙古及び滿洲の西北部を擾しゝもの、名なり。「自此而北」の語義曖昧なれども、世祖は夏季概ね上都に避暑するを例としたれば、上都に居りし時の語にて、隨つて「今の西喇木倫以北」の義と解して然るべし。阿八刺忽者の語義未だ詳ならず。慈哈納思は祕史に所謂合卜合納思 (Khabukhanas) にして、元史類編卷三十一朶赤の傳に引用せる大方通鑑には憾哈納思に作る。而して親征錄に憾哈思とあるは、納の字を脱せるものにして、元史の地理志、西北地附錄に撼合納とあるは思の字を脱せるなり。乞里吉思は祕史に其の複數の形なる乞兒吉速惕 (Khirghisut) を以て見え、元史には太祖本紀に乞力吉思、世祖本紀に乞里吉思・乞里古思・吉利吉思・乞兒乞思・乞兒吉思等に作り、成宗本紀には乞而吉思、地理志には吉利吉思に作れり、兀速は大方通鑑の烏思、親征錄の爲思、元史地理志の烏斯にして、祕史の兀兒速惕 (Ursut) Rashid の Ursut 元史英宗本紀の兀兒速も皆同名異譯に外ならざるべし。吾人の此比定は決して單に字音の近似にのみ基きたるものにあらずして、確實なる根據を元史地理志の文に有するものなり、即ち其の西北地附錄の條に曰く、

〔一〕この點につきては本書後段「元代の東蒙古、四、太祖諸弟の分封」の條に補説あり。

〔二〕成吉思汗實錄三九八―九頁。元史卷二十七英宗本紀、至治元年八月の條には慈哈納思に作る。

元史の地理志の烏斯及び撼合納と、劉哈刺八都魯傳の兀速及び慈哈納思とが同一なる名稱の異なる對譯なりとの一事を認められたるべきを信じて、更に論歩を進めんと欲す。哈刺八都魯傳の記事によれば、世祖は乞里吉思・兀速・慈哈納思三部の人を所謂乃顔の故地に居らしめ、其處に城を立て、肇州と名けたりとあり、即ち世祖は此三部の人を或地方より此處に移し、なり、其の果して彼等の原住地より移し、か、若くは、既に別地に移住したりしを更に移し、か、固より明ならねど、本文に之を明記せざる以上は、之を以て原住地より直に移し、ものと解するは穩當なるべし。果して然らば、彼等は至元三十年若くは其れ以前に、今の唐努山以北、Yenisei 河邊の地より所謂肇州若くは其の附近の地に移されしものなり。元史には Kirgis に關する斷片的の記事十數ヶ所に散見する中に、世祖本紀の至元二十六年の條には、四月己巳乞兒吉思戶居和林、驗其貧者、賑之、七月發和林所屯乞兒吉思等軍、北征」と記し、同三十年の條には「七月壬申以只兒合忽所汰乞兒吉思戶七百、屯田合思合之地」と見え、成宗本紀大德九年の條には「秋七月給脫脫所部乞而吉思民糧五月」とあるを以て之を考ふるに、Kirgis 人は、和林今の Orkhon 河岸の Erdensisu にも居り、合思合位置未詳にも居り、脫脫の所領位置未詳内にも居りしものにして、此等の零碎なる記事も Kirgis 人の一部が各地に移されし事例とするに足るなり、他の二部の民に就きては、元史に何等之に關

する記事なきが如きも、蓋し同様の事實ありしものと推測せらる。而して移住せる Kirgis 部民につきては、元史には至元二十六年の條を以て始見とすれば、此年より少く以前に此部民の移住若くは配付の事ありしものにて、かの肇州方面に移したると同時なりしかとも思はるれど、之れこそ眞の臆測にて固より主張し得べき限にあらず、たゞ此部民が自ら移住し或は分散したりとせば、そは海都の叛亂の結果と推測せられざるにあらず、吾人の元史を檢索したる限に於いては、未だ寓目せざる所なれど、朔方備乘卷三十四元代北徼諸王傳中、海都の傳の末文に、「自海都創亂、其民七十餘萬散居雲朔間」と記するもの果して根據ありとせば、海都の領内なる Kirgis 等三部の民も漠南に亂を避けたりとすること徵證あるに庶幾く、元史譯文證補には、劉哈刺八都魯傳の記事を引きて、而して後、「蓋其時海都叛亂、漠北民避兵而南者七十餘萬、乞兒吉思東西分徙、或在此時」といへる、或は當れるやも知るべからず、¹之を要するに Kirgis 等三部の民が乃顔の故地に移りたる、若くは移されたるは、世祖の至元年間に在りしこと殆んど疑なし。而して肇州城は今の新城府の東南、遜札堡站の東北十支那里を隔つる珠家城子に在りしものにして、金代の初め、出河店といひ、太祖の天會八年肇州と改まりて上京路に屬し、金末一たび廢城となりしが、世祖

¹ 卷二十六地理志西北地附錄釋地下、此條に見ゆる洪鈞の説につきては、後文再び言ふ所あるべし。

の至元三十年に再び之を興したるものなる事、吾人曾て之を詳論したれば、今復た茲に贅せず。¹⁾以上絮説する所によりて、吾人は第一に、兀良哈と名けられたる部族は、其の分布區域非常に廣汎にして、東は Nerchinsk 地方より、西は Irtysh 河上流に至るまでの露支兩國境上の森林中に住せるものなる事、随つて元代の乞里吉思・兀速・愍哈納思の三部族は此兀良哈の範圍に入るべきものなる事を證明し得たり、第二に、肇州城再興の際其地に居住せる同名の三部族は、其の原住地より移り、若くは移されしものなることを證明し得たり、而して第三に、朶顔・泰寧・福餘三衛の名は何れも皆滿蒙境上に在りし前代の地名若くは此地域を領有せる最も著名なる人物の名に其の起源を有せることを證明し得たり。以上三個の證明にして幸に當を得たりとせば、吾人は始めて左の結論を下すことを許さるべし。

明初潢水以北に住し、後漸次に南下して塞外に瀰漫し、明代を通じて北方禍源の一たりし部族兀良哈の名は實に乞兒吉思・兀速・愍哈納思三部が唐努山北より東徙すると同時に齎らし來れる彼等及び彼等以外幾多部族の總稱にして、爾來元代を経て明代に傳はりたりしものなりと。

然らば元室創業時代の記録以外に、即ち世祖時代以後の記録に兀良哈の名稱ありや否やといふに、吾人は元史を検索して僅かに其一を得たり、世祖本紀、至元二十五年の條に「十一月辛卯兀良合饑、民多歿死、給三月糧」とあるもの即ち是なり。眞に一片の記事のみ、殊に其の方位も區域も全く明かならねど、而も茲に所謂兀良合は明かに部族の名なり、其の對譯の文字も明初以來のもの甚だ近似せり。唯其の指す所の部族は露支境上なる森林民族の一部なるか、將た又滿蒙境上に移住せる乞兒吉思等三部の民なるか、固より之を知るに由なきも、Baikal 湖以東の Uriankha, 阿爾泰山附近の Uriankha は、絶えて元史に所見なく、而して Yenisei 河上流域の Uriankha は常に乞兒吉思、愍哈納思等各部族の名を以て記されたるによりて之を推測するに、右に引用せる至元年間に所謂兀良合の名は或は東蒙古の地に移住したるものと解して然るべきか、而も其名の爾後全く元史に所見なくして、明初に至り突然再見する所以の者は、元初滿洲北部一帯の地を支配せる開元路が黃龍府^{今の農安}に在りし治所を撤して、遙かに南方なる咸平府^{今の開原}に退き、之と同時に滿蒙境上に於ける元の經營は甚だしく緩漫となりしを以て、之に關する記録の缺乏は自然の數なるべく、殊に元史は有名なる粗製品なり、明初の史官が窮北避遠の史實を集むるを怠り、

¹ 滿洲歴史地理第二卷、滿洲に於ける元の疆域、開元路補遺(四二七―四三二頁)。

² 同上、開元路の條(四二二頁)。

遂に兀良哈の名を逸したること想像に難からず、而して元代に於いて勢力未だ言ふに足らざりし兀良哈は明代の中葉に至りては、實に屢々明廷を震撼せしむるほどの強部族となりしかば、明人が其の事蹟を討究して、とも角も明初以來の史實を存したるに拘らず、元代の史實に就いては殆んど何等傳ふる所なきこと前述する所の如し、兀良哈に關する記録の佚亡は久しかりしなり。吾人は此小論文によりて敢て兀良哈及び三衛の名稱の由來を究明し盡せりとは言はず、ただ姑らく卑見を述べて後日の完成を期せんとするのみ。

大正二年除夜稿

成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究

「東洋學報」第四卷 第二號
大正三年六月 頁一九七—二一〇

緒言

- 一 耶律留哥傳の紀年の誤謬
- 二 留哥の最初の都は隆安
- 三 萬奴の自立は貞祐三年の春
- 四 萬奴の國號は東眞なるの一旁證
- 五 萬奴の遁れたる所謂海島は豆滿江流域なるの明證

緒言

蒙古の滿洲經略は成吉思汗の時、遼東に於ける金の勢力の失墜に乗じて著手せられしものなり。而して遼東に於ける金の勢力の失墜は、其の由來する所遠きに在れど、其の近因は、(一)遼東に於ける契丹人耶律留哥の叛亂と、(二)之と關連して金の遼東宣撫使蒲鮮萬奴の自立とに歸するを

成吉思汗の滿洲經略

得べし。余が前年、滿洲歴史地理第二卷第四篇に於いて東真國の疆域と題して蒲鮮萬奴の事蹟に關する研究を發表するや、先づ留哥の叛亂を述べ、而して後、萬奴の事に及びしが、其の目的專ら地理の考證に在りしを以て、論じて未だ盡さざるもの多かりき。然るに今春、余輩の接受せる支那の學者屠寄氏の新著蒙兀兒史記を見るに、書中、特に耶律留哥・蒲鮮萬奴列傳と題する一篇を收め、其の所説必ずしも余の所見と一致せず。乃ち本誌の餘白を假りて之を辯じ、更に前説の盡さざりしを補ひ、誤れるを正し、かねて之に關する一二の新研究を附記し、一は以て屠氏の新著を紹介し、一は以て大方の批評を乞はんとす。

一 耶律留哥傳の紀年の誤謬

元史の耶律留哥傳は、蒙古の滿洲經營を論ずるもの、必ず先づ精讀すべき絶好史料なり。從來留哥傳を研究せるもの、前に魏源の元史新編あり、後に屠氏の蒙兀兒史記あり、元史新編の説に就きては、既に滿洲歴史地理第二卷二四九頁に於いて詳に辯ずる所ありしを以て今復た贅せず。蒙兀兒史記は最近の著述に係れば、其の研究の精到なる、流石に新編とは同日の談にあらざれども、而も猶ほ遺憾の點少からず。即ち本傳の紀年に誤謬あることを看過したるが如き、其の一例なり。

さて本傳の文は以下述ぶる所の各項に互りて参照するの必要あるものなるが故に、煩を忍んで、其の最初の部分を左に載録すべし。

耶律留哥契丹人。仕金爲北邊千戶、太祖起兵朔方、金人疑遼遺民有他志、下令、遼民一戶、以二女眞戶夾居、防之。留哥不自安、歲壬申遁至隆安・韓州、糾壯士剽掠其地、州發卒追捕、留哥皆擊走之。因與耶的合勢、募兵數月、衆至十餘萬、推留哥爲都元帥、耶的副之、營帳百里、威震遼東。太祖命按陳那衍・渾都古、行軍至遼、遇之、問所從來、留哥對曰、我契丹軍也、往附大國、道阻馬疲、故逗遛於此。按陳曰、我奉旨討女眞、適與爾會、庸非天乎、然爾欲效順、何以爲信。留哥乃率所部、會按陳于金山、刑白馬白牛、登高北望、折矢以盟。按陳曰、吾還奏、當以征遼之責、屬爾。金人遣胡沙、帥軍六十萬、號百萬、來攻留哥。留哥度不能敵、亟馳表聞。帝命按陳・孛都歡・阿魯都罕、引千騎、會留哥、與金兵對陳于廸吉腦兒。留哥以姪安奴爲先鋒、橫衝胡沙軍、大敗之、以所俘輜重獻。帝召按陳還、而以可特哥副留哥、屯其地。衆以遼東未定、癸酉三月推留哥爲王、國號遼。甲戌金遣使青狗、誘以重祿使降、不從。青狗度其勢不可、反臣之。金主怒、復遣宣撫萬奴、領軍四十餘萬攻之、留哥逆戰于歸仁縣北河上、金兵大潰、萬奴收散卒、奔東京、安東同知阿憐懼、遣使求附。於是盡有遼東州

郡、遂都咸平、號爲中京。金左副元帥移刺都以兵十萬攻留哥、拒戰敗之。乙亥留哥破東京。

(イ)留哥の離叛。留哥の始めて金に背きて隆安今の長春府農安縣韓州今の昌圖府八面城附近の間に遁れしは、傳文によれば、壬申の年即ち太祖の七年に在りしが如く見ゆるも、實は決して然らず。何となれば、元史の太祖本紀に「七年壬申春正月耶律留哥聚衆于隆安、自爲都元帥、遣使來附」とあるは、傳文に所謂金山折矢の盟が、壬申正月、若くは其の以前に在りし事を示すものにして、留哥が自ら都元帥と稱せしは、更に其れより以前なるべく、而して耶的と兵を合し、は、又更に數個月以前の事に係り、而も當時は既に隆安・韓州の地を剽掠し、金兵を走らしめたるものなればなり。之を要するに留哥が始めて叛旗を翻へしたるは、晩くも辛未即ち太祖の六年の春夏の交に在りしや疑なく、本傳に、之をも壬申の年に係けたるは甚しき粗漏といふべきものなり。

(ロ)迪吉腦兒の戰。迪吉腦兒は迪吉ノールにて、湖名なる事明なれども、未だ之に比定すべきものを得ず、隨て所在不明なるは遺憾なり。此戰は傳文によれば、壬申の歲に起りしが如くに解せらるゝも、之れ亦編者の不注意に基づく誤謬なり。さて傳文に見ゆる胡沙は女真人にして、其の漢名を承裕といへり。金史の承裕傳によれば、彼は元帥右監軍兼咸平府路兵馬都總管となりて留哥と戰ひ敗走せりと見え、完顏弼傳によれば、弼は元帥左監軍となりて遼東を禦ぐの命を受け

たりとあれば、此二人は留哥征討のため、元帥となり、左右監軍となりしものなるべし。但し右の金史の記事によれば、兩者共に之を以て至寧元年即ち癸酉の年に係け、留哥傳よりは一年後れたり。然らば、元史の紀年と金史の紀年と、其の孰れが正しきやといふに、余は金史に従つて癸酉の年とするを至當なりと信ず。何となれば、(一)承裕傳には「崇慶元年○壬申年起爲陝西安撫使。至寧元年遷元帥右監軍兼咸平府路兵馬都總管、與契丹留哥○留哥戰敗績。貞祐初○至寧元年九月貞祐初改臨海軍節度使、卒。」とありて、承裕が留哥と戰ひしは、壬申の年にあらずして、癸酉の年、而も貞祐と改元する以前なりしを明示せるものなり。(二)完顏弼傳の記事も亦之と同じく、弼が衛紹王より元帥左監軍として遼東扞禦の命を受けしも、又、王の怒に觸れて遠謫せられしも、共に至寧元年九月以前に在りしことは、其の前後の文面より推定することを得るなり。(三)留哥傳の文面を案ずるに、迪吉腦兒の戰の記事は直に「衆以遼東未定、癸酉三月推留哥爲王云云」の文に接す、之れ此戰の必ずしも壬申の年内に起りしにはあらずして、寧ろ癸酉の三月より以前に起りしものなる事を暗示するものゝ如し。以上述ぶる所果して正鵠を得たりとせば、金史衛紹王本紀に「至寧元年二月詔撫諭遼東」とあるは、蓋し承裕の出征して敗れ歸りし事實を矯飾せしものなるべく、其の下文に「五月改元○崇慶を至寧と改元す。詔諭咸平路契丹部人之嘯聚者」とあるは、留哥自立し、其の兵

勢の益振へるを恐れて詔諭せるものと解せらるゝなり。之を要するに迪吉腦兒の戦は癸酉の年而も留哥の自立以前に在りしものと断定して不可なかるべし。

(八)高麗に於ける僞遼國の滅亡。留哥所部の契丹人中、蒙古に降ることを肯んぜずして、丙子の年、即ち太祖の十一年、今の海城に於いて其の酋長を推戴して遼帝と稱せしめたるものは、爾後、連りに蒙古及び金の軍に破られ、遂に高麗に入りて其の國の北半を蹂躪せしが、己卯の春正月、其の根據地なる江東城陥り、僞遼帝喊舍自殺し、其國亡びし事は、高麗史の記事によりて、一點の疑を容れず。滿洲歴史地理第二卷二四二頁參照。然るに留哥傳に之を以て戊寅の年に係けたるは明白なる誤謬なり。

二 留哥の最初の都は隆安

屠氏は、蒙兀兒史記の留哥傳に於いて概ね元史の同傳の文を踏襲しながら、留哥の奠都に關しては、「癸酉三月遂推留哥爲王、國號遼、建元元統、都廣寧。親征錄云、時遼王亦來降、上命爲元帥、居廣寧。」と記せり。然れども是れ甚しき誤謬なり。何となれば(一)屠氏の此断定は親征錄の記事より得たるものなること、同氏の明言する所なれども、親征錄には實に「先是、耶律留哥以中國多故、據有東京・咸平

等郡、自稱遼王。斫荅・比失兒等遣使詣上行營、納款、又求好於遼王。時遼王亦來降、上命爲元帥、令居廣寧府」とあるなり。さて留哥が咸平を取りしは甲戌萬奴を破りし後にして、東京を占領せしは乙亥再び萬奴を破りし時に在り。而して元史太祖本紀によれば、斫荅等が蒙古に降りしは甲戌六月にして、留哥が蒙古に降りしは乙亥十一月に在るなり。即ち親征錄記する所の事件の順序よりいふも、留哥の廣寧に居るに至りしは、乙亥十一月以後の事なり。同書に之を甲戌の條に併せ叙せるは、例の紀年の誤にて従ふべからず、況んや之を以て癸酉の年に係くるが如きは、何等の根據なきものといふべし。(二)留哥は甲戌の年、萬奴の大軍を歸仁縣の北に迎へて之を敗り、萬奴南に走り、安東縣咸平府の屬縣の同知阿憐が降り歸せしに因り、彼は始めて咸平に都するを得しなり。即ち甲戌歸仁縣北の戰爭以前には咸平は未だ留哥の有にあらざりしなり、何ぞ遽に南して廣寧に都するを得んや。

屠氏は癸酉三月留哥推されて遼王と爲り廣寧に都せる趣を述べて、次に「時、金知廣寧府溫迪罕青狗退守蓋州、妻子陷廣寧。據金史完顏阿里不孫傳。金遣青狗、往諭留哥降、略以重祿、不從、青狗竟留事之。金主怒、復遣咸平宣撫蒲鮮萬奴來討云云」と記す。蓋し屠氏以爲らく、青狗は金の知廣寧府事たり、留哥に襲はれて蓋州に逃れ來りしも、彼の妻子は留哥の手に陥りぬ、今や彼れ金主の命を

奉じ、留哥を招致せんとして廣寧に往く、而して留哥從はず、即ち妻子を棄つるに忍びず、遂に自ら留つて留哥に事へしなりと。巧なる推測なれど、惜しいかな想像に過ぎて、益々事實と遠ざかれり。蓋し、屠氏は青狗が一たび契丹人に降りしを知りて、後之に叛きて金に歸りしことを忘れしなり。留哥傳に曰く、「丙子、乞奴・金山・青狗・統古與等、推耶厮不、僭帝號於澄州。國號遼、改元天威、以留哥兄獨刺爲平章、置百官、方閏月、其元帥青狗叛歸于金」と。即ち青狗は丙子の年を以て再び金に歸りしなり。因て阿里不孫傳に、「初留哥據廣寧、知廣寧府事溫迪罕青狗居蓋州、妻子留廣寧云」とあるを考ふるに、青狗は丙子の年、契丹の耶厮不に叛きて金に復歸し、金より廣寧府の知事に任ぜられ居りしに、留哥は成吉思汗の後援を得、蒙古兵數千を率ゐて廣寧に來り、襲うて之を占領し、青狗は妻子を棄て、蓋州に走りしなり。而して青狗の敗走、留哥の廣寧占領が此年夏秋の交に在りし事は、成吉思汗の留哥に東征を勧めたる語に、「草青馬肥、資爾甲兵、往取家拏」とあるにて推測せらるべきなり。

之を要するに、癸酉三月留哥が都を廣寧に奠めたりとする屠氏の説は斷じて從ひ難し。余は太祖本紀と留哥傳との記事によりて、壬申正月以前、隆安に居を定めてより、甲戌の年萬奴を敗りて咸平に都するまで、彼の根據地は嘗て移動せず、而して彼が廣寧に居りしは、丙子の年夏秋の交に始まると斷言するものなり。因にいふ、高麗史高宗世家、丙子三年秋七月の條に、金の東京總管府が高麗の北界兵馬使に與へたる聖旨なるものを録す、其の語誇張の跡歴然たりといへども、中に萬奴が隆安行省移刺に破られたる事に説及せり。移刺は明かに耶律の訛にして耶律留哥を指すものなり。又以て太祖本紀の記事と相補うて留哥が嘗て隆安に居を定めたりし事實を證明するに足るべし。

三 萬奴の自立は貞祐三年の春

余は滿洲歴史地理第二卷第三編東真國の疆域の條に於いて、萬奴が始めて金に叛きて自立したるは、貞祐三年の冬十月に在りとし、之が根據として金史宣宗本紀及び元史太祖本紀の記事を擧げ、之と抵觸する金史紇石烈桓端傳の記事には、其の紀年に誤謬あるものと論じたりしが、其の後、重ねて同傳の記事を研究したるに、曩日の論斷の頗る穩當ならざるを發見せり。然るに蒙兀兒史記の著者屠氏は、桓端傳の記事の信據すべきを論じ、金史本紀及び元史本紀に、萬奴の自立を此年十月に係くるは誤なりと斷じたり。蒙兀兒史記卷三十五丁之れ實に正論なり。今其の文を左に掲げて、謹んで屠氏並に大方に謝す。

按萬奴取咸平、桓端傳但稱貞祐三年、不著月日。然萬奴之師三月已侵婆速、則咸平之取、必在正月、且既取咸平東京瀋澄諸州、顯然叛金、不稱僞號、無以煽誘、則僭王改元、必在是時。又按宣紀、貞祐三年冬十月戊戌、遼東宣撫司報敗留哥之捷、所謂敗留哥、即指咸平事、不稱遼東宣撫蒲鮮萬奴奏敗留哥之捷、而云遼東宣撫司報敗留哥之捷者、非萬奴自報、乃宣撫司他官報也、而本月壬子下閉接書遼東賊蒲鮮萬奴僭號改元天泰矣、戊戌壬子、中間相距僅十五日、史臣據奏報到汴之日先後書之、其實取咸平與僭號改元事、皆在正月、非十月也。舊史太祖紀十年乙亥、冬十月、書金宣撫蒲鮮萬奴據遼東、僭稱天王、國號大真改元天泰、其月分亦沿金史之誤。○滿洲歷史地理第二卷、二二一至二二二頁參照。

萬奴の自立を十月に係くるの非なるは、實に屠氏の説の如し。然れども、其の他の問題に關する屠氏の見解に就ては、未だ必ずしも從ひ難きものあり。桓端傳に曰く、「貞祐三年蒲鮮萬奴取咸平東京瀋澄諸州、及猛安謀克人亦多從之者。三月萬奴步騎九千侵婆速近境云云」と。屠氏は此文に據りて、此年正月に萬奴は留哥を敗りて咸平等を取りしものにて、金史宣宗紀は「十月戊戌遼東宣撫司報敗留哥之捷」とあるは、此事の報告が十月に至りて汴京の金廷に到著したるものと解釋せり。余は此解釋を否認せんとす。何となれば、(一)萬奴は既に前年夏の頃より東京に居たりし

こと明なれば、彼が此年の初に東京を占領することあるべからず。(二)澄州は今の海城にて、東京即ち遼陽の南に在り。若し萬奴にして此時始めて之を取れりとせば、そは金より取りしものにて、留哥より取りしにはあらず、蓋し留哥は固より未だ此地方に一指をも染め得ざりしものなればなり。(三)瀋州は今の奉天なり。之れ或は前年末又は此年の初に留哥に奪はれしを回復せしものと想像せられざるにあらねど、それ唯想像のみ。何等之を斷定すべき證據なし。(四)咸平は今の開原なり。此^年の初、咸平が萬奴の有に歸せりといふに至つては、更に疑ふべし。萬奴が宣撫使に任せられしこと、果して親征録の言ふが如く、宣宗の南遷^{貞祐二年五月}以後に在りきとせば、歸仁縣の戰、萬奴の敗走は同年の夏か秋なるべく、留哥の咸平占領及び奠都は早くも其の秋なるべく、移刺都の大敗は秋冬の交なるべし。かくて貞祐二年末に於ける留哥の軍容は日に益々振ひたりしなり。此時に當りて萬奴果して咸平を回復するを得たりとせば、留哥にとりては非常の大失敗なりしと同時に、萬奴にとりては非常の大成功なりきと言はざるべからず。又想ふに咸平一たび萬奴に沒せば、留哥は必ず退いて再び韓州方面に據らざるべからず、而して此の如きは留哥にとりては實に運命の一大逆轉なり、而も元史の編者は其の留哥傳に於いて嘗て之に説及せず、却て翌三年には更に進んで東京を占領して萬奴を逐へるをいふを見る。留哥は實に勢に乗じて南下した

るなり。之を要するに、貞祐三年正月若くは二月に於いて萬奴が留哥を破つて咸平を占領せりとす。屠氏の見解は全然穩當を缺ける者なり。然らば桓端傳に見ゆる最初の一句は如何に之を解釋すべきか。一面より見れば、編者は同年二月以前の萬奴の勢力を概説せんとして、冒頭に此一句を置きしものなれど、而も、留哥との對抗に關する智識の皆無若くは不完全なりしがために、咸平の如きも已に萬奴の有たりしが如くに記載せしなりとも解するを得べし。然れども此見解は未だ穩當ならず、余は之を以て下の如く解釋せんとす、曰く、此一句は、貞祐三年三月萬奴が婆速地方の侵略に著手する以前、東京に據りて自立し、其の附近の州縣を招致せる結果、北は瀋州より南は澄州に至るまで皆萬奴に降り、此地方の猛安謀克も亦多く之に従へりとの事實を傳へたるものにして、咸平も同時に萬奴の有に歸せりとしたるは編者の誤解なり、而して諸州縣の降附は決して留哥の敗戦を意味するものにあらずと。故に屠氏が萬奴の咸平占領を以て事實とし、殊に之を三年正月に係けたるは臆斷なり。余は屠氏が桓端傳の記事を信用し、之に由つて萬奴の自立は十月にあらずと論證したるの點に於いて其の卓見に敬服すれども、而も同氏が之を以て正月に在りきと斷定するに至つては所謂過ぎたるは及ばざるが如しの感なき能はず、こは寧ろ同年の春、萬奴の婆速地方出征以前と推定すべきものなり。

屠氏、又、遼東宣撫司の報告を以て、此年正月咸平を占領せる事實を指すものと解すれども、咸平等の諸城を留哥より奪回せりとの同氏の推測が、何等根據なきものと決定したる以上、此説も自然に消滅せざるべからず。然らば金史に見えたる此記事は如何に解釋せらるべきかといふに、余は之を以て萬奴等が宣撫司の名を以て發したる虚偽の報告なるべしと想像す。蓋し萬奴は之によりて一面には金廷をして遼東に對する懸念を除去せしめ、他面に於ては遼陽以南及び以東の經略に従事するの餘裕を得、自家の立脚地を堅めんとしたるものなるべし。

四 萬奴の國號は東眞なるの一旁證

萬奴の國號に就いては元史の紀傳均しく之を東夏と記するも、夏は眞の誤にて、當に東眞に作るべきものなる事は、余の曩に滿洲歴史地理に於いて詳論したる所なり。其の後、洪鈞の元史譯文證補を檢索して、更に一旁證を得たり。左に之を述べて以て卑見を確むべし。同書卷一下に曰く、「金主之南遷也、以秃珠大石爲宣撫、錄云以招討也奴爲咸平等路宣撫、復移於忽必阿蘭。此無地名、而人名又大異、殆誤。然所記之事則一事也。或於金主前、言其有異志、秃珠大石疑懼、遂來降、更遣子鐵克爲質、給事於御營。既而復叛、自立爲東夏王原作東京、據錄改正。」と、茲に秃珠大石とあるは親征錄に也奴とあると異名同人なること、兩書の記事を對照す

るもの、均しく首肯する所、而して也奴は一に爲奴に作られ、證補には斡奴に作りたれども、孰れも萬奴と同音異譯なること、嘗て詳かに論證する所ありしが、尙ほ元史太祖本紀に萬奴の子を帖哥とし、金史溫迪罕老兒傳及び親征錄に鐵哥とし、證補に鐵克とするを以て、之を考ふるに、證補に所謂禿珠大石は斷じて萬奴の異名なり。是に於いて問題は萬奴の稱したる國號の事に移るべし。證補の著者洪鈞は、原書に東京王とあれど、親征錄に據りて東夏王と改正すと注すること、右の引用文に見る所の如し。さて洪氏は萬奴の國號が東夏なりとする親征錄及び元史の記事に就いて嘗て疑を挾まざりしが故に、漫然として之を改めしのみ。然れども東夏は東眞の誤なるべきこと、果して卑見の如しとせば、洪氏の重譯せる原書、即ちベレジン譯のラシッドの集史には東京に相當する音字を以て、萬奴の建てたる國號と爲ししなり。余は未だベレジンの譯本を見るの機會を得ざれば、洪氏の所謂東京の二字が果して原音を正寫したりや否やを知ること能はずといへども、察するに原音は當に Tung-ching 若くは Tung-chin なるべし。果して然らば、洪氏が之に充つるに東京の二字を以てしたるは必ずしも當らず、余は、曩に論ずる所によりて萬奴の國號を東眞なりと信ずる以上は、ベレジン譯本にも、ラシッド原本にも、實に東眞 (Tung-chên) の二字を現はすべき文字を用ゐたりしものと推測せざるを得ず。換言すれば、ラシッド原文にも、ベレジン譯文にも、東眞とありしを、洪氏は全く東眞に關する事實を知らざりしがため、之を以て東京の音譯と誤解し、更に親征錄元史等に東夏とあるにより、漫然之を東夏と改めしに過ぎざるべし。

高麗朝鮮二朝の文集として有名なる東文選卷六十一に、俞升旦の撰に係る「回東夏國書」なるもの二通を收む。其の一には「高麗國王某謹廻書于東夏國王殿下、承來云云、成吉思皇帝聖旨道、與東夏國準備親見來者、高麗國依前一祛約和時分、亦一同將來爲比準備前去云云」とありて東夏の國號再見し、且つ題にも東夏とあり。其二には、「同前書」と題し「上略兩國自疆界、貴國所領東眞防卒、留於東眞境內、不令寸步入我疆界、云云」とありて、茲には、東眞といひて東夏といはず、又別に李奎報の作なる「答東眞別紙」と題する一章を收めたり。以上、東文選收むる所のものみに就いて考ふる時は、東眞は東女眞の略稱にて、高麗人慣用の地方名なれども、萬奴の定めたる國號は東夏なるべしとの疑あらんも、必ずしも然らず。東夏の文字の見ゆるは、單に最初の一通に過ぎざれば、傳寫若くは版刻の際に起れる誤謬とも言ふを得べし。高麗史には皆東眞國とありて、絶えて東夏國といはざるは、右に對する何よりの反證なり。人或は、東夏は華夏又は中夏に對して東方の文明國の義に解して、此國號を是認するも可ならずやと言はんも、萬奴の國は其

文化に於いて何等他に誇るに足るべきものあらざりき。随つて此想像は容易に成立せず。又西夏に對しての東夏と解する能はざるかとの反問起らんも、西夏は、もと夏州の名より得たる國名にて、中夏の夏にはあらず、且つ其の種族はタングートにて、甘肅方面に居れり。東陲の女真人とは素より何等の關係なし、何ぞ之に對する國號を擇ぶの道理あらんや。

之を要するに、(一)高麗史には皆東眞又は東眞國と記して絶えて東夏と稱せざる事、(二)萬奴の始めて東京に自立せる時の國號が大眞なりしこと、(三)眞の字は夏の字に誤られ易き事、(四)ラシッドの集史の原文には東眞とありしものと推測せらるゝ事、(五)東夏は萬奴の國號としては不穩當なる事、以上五個條の理由により、余は元史及び東文選に見ゆる東夏を以て東眞の誤なりと推定するものなり。屠氏が「高麗史作東眞、涉前大眞而并呼之也」といひながら、而も直に「然耶律留哥舊傳稱東夏」と説きて、遂に東夏説を是認したるは、未だ研究の足らざるものなりと言ふを憚らず。

五 萬奴の遁れたる所謂海島は豆滿江流域なるの明證

余は曩に萬奴の東遷を究明せんとして、元史木華黎傳に所謂海島を以て之を今の豆滿江流域に

比定し、其の論證のために縷々數百言を費し、其の後、金史を檢索して、其の卷百二十二梁持勝傳に左の記事あるを發見せり。曰く、

興定初、宣撫使蒲鮮萬奴有異志、欲棄咸平徒曷懶路、持勝力止之、萬奴怒杖之八十、持勝走上京云。

曷懶路は明かに今の豆滿江流域及び朝鮮の咸鏡道大半を包含せる金代の行政區劃の名なり。之に由つて所謂海島は決して黃海中の某島の義にあらずして僻陬の義なるべく、而して此場合に於いては豆滿江流域方面を指せるものなるべしとの余の見解が正鵠を得たりし事を喜ぶと共に、前日の研究に此失檢ありしを恥ぢざるを得ず。たゞ、本文に「興定初」とあるを以て、萬奴が咸平を去りしは、興定元年即ち元の太祖の十二年に在りしが如くに思はれ、随つて、十一年末に海島に通れたりとする木華黎傳の記事に牴觸するに似たれども、實は決して然らず。梁持勝傳の記事は、持勝が上京に走り、萬奴を伐たんと謀りて却て害せられし事實が興定元年に在りし事を示すものにして、萬奴が咸平を棄て、曷懶路に走らんとしたるを、持勝が諫めて杖せられしは、寧ろ其の前年に在りし事を證するものなり。但し余は萬奴の咸平を去りて曷懶路(木華黎傳の所謂海島)に向つて出發せしは、太祖の十一年末に在りきといふのみ、曷懶路に到著して之に據りしは必ず

しも同年内ならずして、寧ろ翌年若くは翌々年に在りしを疑はず。今萬奴の再度の自立以後の行動を見るに、彼は十二年の春、兵を遣はして金の上京を攻め、上京行省太平に迎へられ、内外相應じて遂に上京を陥れ、元帥承充を虜にし、同知上京留守事溫迪罕老兒も亦萬奴の子鐵哥に執へられて遂に殺されしが、幾もなくして萬奴の兵は大敗して上京は再び金軍の有に歸し、此年四月には蒲察五斤と云ふもの、上京行省に任ぜられ、少くとも一年以上其の職に在りしこと、金史紀傳の文により明なり。又、高麗史高宗世家の條によるに、此年四月萬奴の兵來りて大夫營を破るとあり、大夫營は鴨綠江下流の沿岸にて、九連城・義州等と接邇せる地なり。金史完顏阿里不孫傳に「是時蒲鮮萬奴據遼東、侵掠婆速之境、高麗畏其強、助糧八萬石」とあるも亦萬奴が鴨綠江邊を侵攻せるものを示すものにして、蓋し前述せる高麗史の記事と同一事實をいふに外ならず、婆速は城名としては今の九連城を指し、路名としては、同城附近一帶の地方を指す。たゞ此時萬奴が遼東に據れりとあるは、遼東の地名を廣義に解せんには兎に角、然らずんば、編者の疎漏なり。然れども、十二年の夏頃萬奴の兵が鴨綠江の下流域に出沒せる事、稍解し難きに似たれば、或は之を以て此地方の無頼の女真人が萬奴の名を假りて劫掠を縱にせしものかと思はるれど、又強ちに此事實の必無を斷じ難し。若し事實とせば、萬奴の曷懶路に移るの途次、一軍を分遣して侵掠せ

しめしものなるべく、果して然らば、彼の東遷の通路は今の開原より輝發河流域に出で、更に東行して間島に至るものなるべし。此通路は元明時代に於ける滿洲交通路中有名なるものゝ一たりしことは、余の嘗て考證せる所なり。滿洲歷史地理第二卷第六編參照 ついで萬奴の行動として著はるゝものは、彼が蒙古と連合して高麗に於ける契丹人を掃蕩せる事なり、而して此連合軍は、十三年秋冬の交を以て今の咸鏡道南部に現はれたり。是に於いて余は萬奴の東遷の完了、即ち曷懶路の占領を以て、十二年の春より十三年秋冬の交に至る間に在りしものと推定す、而して此の期間を更に限局するに資すべき史料なきを遺憾とす。

然るに屠氏の蒲鮮萬奴傳に曰く、「冬十月來降、以其子帖哥入質、既而殺蒙兀所置遼東行省右丞耶律捏兒哥、復叛去、帥衆十萬、棲遁海島。丁丑四月登陸、破金兵於大夫營」○注略 轉入女真故地、

此語出高麗史。上京金會寧府、爲女真故地、即萬奴所謂開元也。 自稱東夏國、高麗史作東眞、遼前大眞而并呼之也、然耶律留哥舊傳稱東夏。 改金上京會寧府曰開元、都之、○注略 別置南京、○注略 仍羈屬蒙兀云云」と。屠氏は海島を以て文字のまゝに解し、黄海の某島を以て之に擬せしものなり、而して又高麗史の記事によりて「四月登陸云云」と推定せり。説を立つること巧なれども、是れ全く誤解なり。試に思へ、黄海中、果して十萬の大軍が四五月の久しき間潜伏するを得べき島ありや。梁持勝傳によれば、萬奴は當時、咸平即ち今の開原に居りしなり、

而して彼は曷懶路に走らんとし遂に其の目的を達せしなり。興定元年の春、上京を攻めたりし事實も亦彼れの遼東北部に居りしことを證するにあらずや。乃ち萬奴は決して先づ黃海中の某島に入り、丁丑四月鴨綠江口より大夫營に上陸し、而して後、開元に據りしにあらずして、咸平より直に東に向つて金の曷懶路、即ち元の開元路の東南部に入りしなり。元史の王榮祖傳に所謂開元は、元の開元路をいふものにて、勿論金の上京にはあらず、元初の開元城にもあらず、開元城は今の依蘭府三姓城なり。屠氏の開元路及び開元城に關する説皆誤れり、委しくは滿洲歴史地理第二卷第三篇及び第四篇參照。

大正三年五月十日稿

元初史實解疑三則

「東洋學報」第五卷 第二號
大正四年五月 頁二八二—二九二

- 一 成吉思汗終焉の地
- 二 大昌原の戰
- 三 拖雷の遣宋使の遭難

一 成吉思汗終焉の地

元史の太祖紀に成吉思汗終焉の地を薩里川(ケルレン河)なる哈老徒(今のカロタ)行宮とするの誤なることは、今や何人も之を疑はざるべしと雖も、同じく漠南漢地説を唱へながらも、尙ほ或は之を六盤山となし、或は靈州となし、未だ定説なきものゝ如し。事甚だ小なるが如きも、而も蓋世の英雄成吉思汗瞑目の地が不明とありては頗る遺憾の感なき能はず。因つて左に卑見を陳べて大方の叱正を乞はんとす。

抑、此問題に關して異説の起るは、主としてその根本史料の傳ふる所各相異なるに因る。故に先づ史料の吟味を遂げざるべからず。

(A) ラシッドの集史に曰く、猪年(狗年とあはるは誤)の春の初に、汗は Ongon-talan-kuduk に至り、健康を害し、夢に死期の近づけるを知りて諸子に後事を遺言し、終つて諸子を隨へて南朝(宋即ち)に往き、諸城を招ぎ降し、進んで六盤山に至れり、山は女直(即ち)合申(即ち)南朝三國交界の地なり。此時女直の使者(即ち六月に來れり完顔合周なり)眞珠を山盛りにして來り、ついで又來りて降服を乞ひしかば、汗は之を許し、我今病あれば暫らくは來る勿れといひて、彼を遣りて金主を諭さしめしが、それより病勢日に募りて八月十五日(實は二)に登遐せり。諸將遺命により合申の主が拜謁に來りしを執へて之を殺し、密かに柩を奉じて老營(即ち哈老徒行宮)に歸り、然る後に喪を發せりと(以上大意)。Ongon-talan-kuduk の位置明ならず、夢話も或は後日附託の事ならんも知るべからざれども、六盤山に至りし後、程なく病革まりて死せしが如くにも解せらるるなり。然れども元史の太祖紀によれば、太祖が六盤山に避暑したるは閏五月にして、翌六月には、その南方なる清水縣の西江に次せるなり。乃ち太祖の死せし地は六盤山にあらざりしこと疑なし。

(B) 元史卷百二十察罕傳に曰く、一進攻靈州、夏人(魏名)以十萬衆赴援、帝親與戰、大敗之(これは前年十一月の事)、

還次六盤、夏主堅守中興、帝遣察罕入城、諭以禍福、衆方議降、會帝崩云云」と。これ亦一見六盤山にて死せるが如きも、而も後段引用する太祖紀の記事と參照して、甚しき略筆なることを知るべし。

(C) 蒙古源流に「青吉斯汗以丁亥年七月十二日(西曆八月二十五日)歿於圖爾墨格依城、年六十六」とあり。圖爾墨格依城は祕史に朶兒篋孩(Dormekhai)とあるものにして即ち靈州なり。然れども太祖紀によるも、又察罕傳によるも、太祖は靈州を攻め、その援軍を破りて後、六盤山に次せるものなれば、太祖の死せし地は靈州にあらざること亦明なり。

以上述ぶる所によりて、太祖終焉の地は、六盤山にもあらず、又靈州にもあらずとせば、果して何れの地なりしか。余は元史の太祖本紀の記事に本づき、之を以て清水縣附近と爲さんと欲するものなり。太祖紀は「崩于薩里川哈老徒之行宮」と明記したれど、その誤解に出でしこと已述の如し、この一失あればとて太祖晩年に關する同紀の記事を疑ふべからず、試にその二十一年及び二十二年の條を見よ、西夏征伐及び前後の太祖の行動に關して、之に比すべき詳細なる記事は之を他に求め得べきか、而してその間に何等の矛盾を發見する能はざるにあらずや。是に於いて余は安心してその記事に従つて論歩を進むるを得るなり。太祖紀に曰く、「二十一年丙戌：冬十一

月庚申帝攻靈州、夏遣嵬名令公來援、丙寅帝渡河、擊夏師敗之、丁丑……駐蹕鹽州川。……二十二年丁亥春帝留兵攻夏王城(即中興、今の寧夏府)、自率師渡河、攻積石州。二月破臨洮府、三月破洮河、西寧三州、……夏四月帝次龍德(今の隆德、今の靜寧州の東)、拔德順等州、……閏五月避暑六盤山、……六月夏王李睨降、帝次清水縣西江、秋七月壬午不豫、己丑崩于薩里川哈老徒之行宮」と。而して金史の姬汝作傳に「正大四年(即ち太祖二十二年)春大兵西來、擬以德順爲坐夏之所」とあるは、六盤山に暑を避けんとせるをいひ、元史の按竺邇傳に「駐兵秦州」とあるは、清水縣西江に駐まれるを指せるに外ならざるも、而も到底太祖紀の的確にその時と處とを傳へたるに比すべくもあらざるなり。前掲の文を一讀せば何人も太祖殂落の地を以て靈州或は六盤山と爲すの不合理なるに想到すべし、蓋し太祖は二十二年六月已に六盤山を去りてその南なる清水縣西江に次し、翌七月に至りて始めて疾を得、一週日の後殂落したるものなればなり。右の記事に清水縣西江に次したるをいひて、それより前進せしことをいはず、而して薩里川は殂落の地にあらずして發喪の地なること疑を容れざる以上は、太祖は清水縣西江若くはその附近に在りて疾を得、ついで同一地に於いて殂落せしものとすは、尤も妥當なる解釋ならずや、況んや金史の撒合輩傳に「大元既滅西夏、進軍陝西、八月朝廷得清水之報、令有司罷防城及修城丁壯、凡軍需租調不急者、權停」とあるに於いてをや。太祖終焉の地は清水縣附近なりしこと今や殆んど疑を容れざるなり。清水縣は今の秦州清水縣の西にして、西江は蓋し今の牛頭河なるべし。

因にいふ、屠寄氏の新著蒙兀兒史記に太祖殂落の地を靈州とせり、その説に曰く、「舊紀次清水之説、果係實錄、則汗入秋已去六盤、南指秦鳳、欲假道於宋以伐也。諸書皆稱成吉思殂於六盤、不如蒙古源流歿於圖爾默格依之可信、今從之」と。然れども此説甚だ解し難し、秋に入りて南侵せしこと已に事實なりとせば、六盤山の南方に位する清水縣附近にその殂落地を求むること尤も妥當ならずや、南に向つて秦州鳳翔に入らんとせし事を認めながら、その終焉の地を遙に北方なる靈州に置かんとする屠寄氏の説は余輩の尤も了解に苦しむ所なり。

二 大昌原の戰

太祖の死するや、南征の諸王諸將は概ね漠北に歸りて葬儀に列せしも、その軍悉く引上げしにあらず、已に渭水の上流域に進めるものは、此年秋冬の交を以て秦州清水等の占領を完うし、更に東進し、鳳翔・京兆(即ち今の西安)等を劫かして關中を震撼せしめ、十二月には一軍遙かに進んで潼關の南に入り、商州・朱陽・盧氏等の諸城を攻掠し、悠々として西方に歸りしものありき。翌年夏、

蒙古の監國拖雷^{トルイ}は暑をオルコン河畔に避け居りしに、金の使者來りて太祖の死を弔慰し且つ賻を獻ぜしが、拖雷は「汝主久不降、使先帝老于兵間、吾豈能忘也、贈何爲哉」といひて之を却けたり。時に蒙古兵の陝西に在りしもの、駭々として涇州に至り、先づ慶陽の糧道を絶ち、進んで大昌原^{今の慶陽府寧州の西}に至りしが、金の勇將完顔陳和尚^{漢名は彝}四百騎を以て敵兵八千と戦つて大に之を破れり。蒙金兩國開戦して茲に約二十年、金の戦勝は之を以て始とす、是に於いて蒙軍の勢大に頓挫し、金軍の士氣大に振ひ、翌年二月陳和尚は金の大将移刺蒲阿と共に邠州に駐屯して防備を嚴にするに至りて、蒙兵の活動は一時全く停止したるの觀ありき。此くて大昌原の戦は蒙金交戦史上有名なるものとなり、陳和尚の盛名は永く後世に傳はれり。然るに此戦ありし年次について金史の紀傳記する所必ずしも同からず、是に於いて後世の編者各、その見る所に従つて之を採り、未だ定説あらず、即ち之を以て金の正大五年三月に在りとなすものに通鑑續編・續資治通鑑綱目あり、宋元通鑑・御批歷代通鑑輯覽・元史類編等之に従ふ、六年三月に在りとするものに、資治通鑑後編あり、七年正月に在りとするものに、續資治通鑑・蒙兀兒史記等あり、而して卑見を以てすれば當に五年冬に在りとすべし。今先づ七年説を駁し、而して後、他に及ばん。

續資治通鑑の編者畢沅曰く、

案金史紀傳疑俱有舛誤、蓋以元史及金史前後證之、而知其不合也。金正大五年蒙古皇子圖類^(拖雷)監國元年之春、太宗尙未即位、其時當無大舉之事、且大昌原之戰以捷聞、在元人或爲之諱敗、金史本紀斷無闕而不書之理、原其致誤之由、忠義傳多采元好問・劉祁所撰述、事由記憶、語屬傳聞、故年月不能無舛。本紀之誤則因六年布哈^(蒲阿)率陳和尚、駐邠州、遂連書其後事耳。金人之救慶陽、布哈傳・約赫德^(塔牙吾塔)傳・白華傳載之甚詳、本紀於七年正月書副樞布哈等解慶陽之圍、約赫德布哈傳云、七年正月戰於大昌原、慶陽圍解。此即陳和尚爲前鋒奏捷之事也。前人誤分大昌原・慶陽、爲二役、固宜輾轉而不得其實矣。今定作七年。

と。即ち(一)畢氏が五年説を否定するの理由は、(A)此年は拖雷監國元年にて太宗即位前なれば、その時、蒙兵大舉來侵の事あるべき筈なし、(B)金史本紀に大昌原戦勝の事を記せざる筈なし、(C)忠義傳は元劉二氏の選述に本づきし所多ければ、記憶傳聞の誤あるべし、故に忠義傳の一なる陳和尚傳に、五年とあればとて信ずるに足らずとの三點に在り。然れども畢氏の七年説の根據の一なる移刺蒲阿傳には、「六年二月丙辰以蒲阿權樞密副使、自去年夏北軍之在陝西者、駭駭至涇州、且阻慶陽糧道云云」とあれば、太宗即位以前なればとて一萬にも足らざる蒙兵が來り攻むることなかりきといふべからず、殊に此兵は決して漠北より新に遣はされしにはあらずして、夙に

陝西に居りしものなり、(A)の理由は未だ以て五年説を覆へすに足らず。(B)の理由は更に薄弱なり、大昌原の戦勝の事は金史理宗紀五年の條に記せられざると同じく、七年の條にも記せられざるにあらずや、顯著なる事件が本紀に見えざるの理由を以て之を抹殺せんには、抹殺せらるべき事件の多きに勝へざらん。(C)の理由は全然想像なり、特に辯ずるの要なし。(二)畢氏が六年説を否定せる理由は稍、明瞭を缺くも、蓋し「本紀に六年二月移刺蒲阿が完顔陳和尚の忠孝軍一千騎を率ゐて邠州に駐したる事より慶陽赴援の事まで連書されたるを見て、大昌原の戦は六年に在りて、慶陽の解圍は七年に在りきと誤解したるものならん」との意味なるべし。果して然りとせば、その説必ずしも妥當なりといふべからず、余は寧ろ本紀に「三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戦功、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克」とあるによりて、資治通鑑後編の編者徐乾學は、大昌原の戦は此年春に在りきと速断したるものと解釋せんと欲するなり。要するに六年説は到底成立せず。

七年説を主張するもの、畢氏の後に蒙兀兒史記の編者屠寄あり、屠氏は金史哀宗紀の記事を摘出して慶陽解圍と、大昌原戦とは其の實一事なりといひ、陳和尚傳に正大五年に在りとするは誤なりと結びたれど、而も殆んど其の理由を示さず、畢氏の説に比して寧ろ頗る遜色あり。要する

に畢屠兩氏の七年説の積極的證據としては、金史の紇石烈牙吾塔傳に「七年正月戰于大昌原、慶陽圍解」と記し、移刺蒲阿傳に「七年正月戰北兵於大昌原、北軍還、慶陽圍解」とあるものゝみ。而も五年説の根據には、その史料としての權威に於いて毫も前者に遜る所なき完顔陳和尚傳の記事あり、若し互に一を信じ他を疑うて止まざらば、所謂水懸論に終らん。是に於いて余は五年説を確立せんがために、前人の未だ言及せざる所について一言せん。而も順序として金史の陳和尚傳の文を引かざるべからず、曰く、

五年北兵入大昌原、平章合達(完顔合達)問誰可爲前鋒者、陳和尚出應命、先已沐浴易衣、若將就木柁者、擐甲上馬、不反顧、是日以四百騎破八千衆、三軍之士踴躍思戰、蓋自軍興二十年、始有此捷、奏功第一、手詔褒諭、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克云々。

然るに畢氏は金史の忠義諸傳は元劉二氏の選述に本づくもの多きの故を以て、此の記事の年次の必ずしも憑信し難きをいへり、此かる非難は反對論の根據としては頗る薄弱にして往々一顧を値せざることほ前述せる所なり、而も此くては例の水懸論と誤解せらるゝの恐あり、故に余は右の記事の年次の誤らざるを證せんがために、茲に左の文を引用す。

六年：三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戦功、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克。

之れ金史哀宗紀の記事なり、随つて畢屠諸氏固より觸目せざるの理なし、而も諸氏の嘗てこの記事について言及する所なき、不思議に堪へず。若し諸氏にして、一たび此文と陳和尚傳の文とを併せ讀まば、大昌原の戦は晩くも六年三月乙亥以前に起りしことを疑ふ能はざらん。而も哀宗紀の所謂戦功を以て大昌原戦勝の功にあらずして、他の戦功を指すものと解せんとせば、諸氏は極力之に就いて明白なる理由を提供せざるべからず。

之を要するに、大昌原の戦は金の正大五年(蒙古の拖雷監國元年西紀一二二八年)に在りしことを疑を容れず、牙吾塔傳及び蒲阿傳に之を慶陽解圍と同じく七年正月に在りとするは、編者の誤解か、略筆なり、誤解とせば、大昌原の戦勝が有名なる事件なりしと、間接に慶陽の解圍に與つて力ありしと、大昌原と慶陽とがその地相近きとが、その原因なるべく、若し略筆とすれば、慶陽の解圍が七年正月に在りしを示すを主とし、その解圍の遠因ともいふべき大昌原の戦勝を連書したるに過ぎざるべし。

然れども通鑑續編、續通鑑綱目等の書が、之を以て五年三月に在りしものとするは怪むべし、何となれば、(A)蒲阿傳によるに、秦州方面に在りし蒙兵が東に向つて駭々として進み始めたるは此年の夏なりしを以て、それより以前に、大昌原の戦ありしは疑はし、(B)陳和尚が蒲阿と共に邠州に駐せしは六年二月なること哀宗紀に明文あれば兩地の距離より考へ、大昌原の戦は、その時より半年も一年も前の事とは思はれず、(C)殊に陳和尚が戦功を賞せられしこと、六年三月に在りし以上は、その戦がそれより一年前に行はれしとするは、尤も條理に合はず。因つて想ふに、五年三月説は、もと六年三月行賞の事ありしに本づき、その月に戦ありしものと誤解したるを、編者更に誤りて前年三月とし、後世皆その誤を踏襲したるものにあらざるか、果して然らば、陳桎商輅以下の人々も實は徐乾學と同じく六年説の主張者となるなり。

以上述ぶる所によりて余は大昌原の戦を以て金の正大五年冬の頃に在りしものと推定す。

三 拖雷の遣宋使の遭難

蒙古の太宗二年(金の正)正月金の慶陽の圍を解いて還るや、金將移刺蒲阿等大に得意となり、去年冬以來京兆に拘留したる蒙古の使節斡骨孛オクボを釋して歸らしむるに際し、「往いて汝が主に告げよ、我已に軍馬を準備す、戦を欲せば則ち來れ」と放言せり。太宗聞いて大に怒り、此年秋七月親征し、翌三年四月終に關中の堅城鳳翔を占領し、五月官山に還りて暑を避け、こゝに諸王將を會して道を分けて金を伐たんことを議決し、拖雷は先づ右軍を率ゐて陝西に入りたり。此時拖雷は道を宋に假り、且つ同盟して金を伐たんとし、使者擱不罕シユフカンを遣はし、が、途に宋の官吏に殺されし

かば、拖雷は怒りて直ちに鳳翔を發し、大散關を出でて、宋地に入り、八月には興元(即ち漢中)を降し、漢水に沿うて東し、十二月には漢水を渡りて鄧州城を取り、翌四年正月有名なる三峯山の勝を博せり。さて蒙古軍が宋地に入り漢水方面より河南に入りて金を攻むることは豫定の行動にして、宋が拖雷の使者を殺すと殺さざるとに關せず、必ず實行せらるべきものなりしが故に、使者遭難の問題は必ずしも重大ならざるが如きも、而も之によりて蒙古の金を滅ぼすの時期の多少後れしは勿論、金亡びて後蒙古の宋を伐つに當り、之れ亦屈竟の口實となりしを思へば、此事實を闡明するは決して無用の業にあらずと信ず。

元史の睿宗(雷拖)傳には「遣擲不罕(シユフカ)詣宋、假道且約合兵、宋殺使者」とあるのみにて、遭難の場所も、月次も加害者も明ならず、通鑑續編には「擲不罕至青野原、金統制張宣殺之」とありて、場所を示したれど、加害者は宋人にあらずして金の官吏張宣とあり、高寶銓は之に本づき、その元祕史に太祖の九年宋に遣はしたる使者主卜罕(ツユフカ)の一行が金人に拘へられたるを記したるを正として、且つ「元史曰宋殺、蓋金殺之、而諉爲宋殺也」といへり。而して續資治通鑑綱目には「蒙古侵金、速不罕(スフカン)來假道、秋七月至沔州青野原、統制張宣殺之」と記し、始めてその月次を明記すると同時に青野原の所在をも示したり、而して御批歷代通鑑輯覽、續資治通鑑等之に従ひ、元史類

編亦ほゞ之に由れり。以上列擧するものの中、續綱目の記事尤も備はれりといへども、而も備はれるが故のみを以て直に尤も確實なりといふを得ず、況んや陳桎の通鑑續編には張宣を以て金の統制とし、ついで高寶銓の説あり、而して故那珂博士は高氏の説を以て一考の値ありと認めたるに於てをや(成吉思汗實錄四四七頁注)。又以て疑問として存するものなるを知るべし。

然るに幸にして余輩は此疑問を解決するに足るべき尤も有力なる史料を有す、それは即ち耶律鐸の雙溪醉隱集卷二、凱歌樂詞の序文の原注に引用せられたる理宗實錄と理宗日歴となり、曰く、

理宗實錄第八十三、紹定四年辛卯北使蘇巴爾罕(スバルカン)來以假道合兵爲辭、青野原、沔州統制張宣誘蘇巴爾罕殺之。理宗日歴第三百九十五、十月二十一日沔州統制張宣、誘蘇巴爾罕、使曹萬戶勦殺。

こゝに蘇巴爾罕は、もと擲不罕(シユフカ) (元史太宗紀、睿宗傳、通鑑續編)若くは速不罕(スフカン) (蒙鞋備錄、續綱目、元史類編等)とありしを、清初の史官が改めしものなることは、本書の外國名の譯字例より容易に之を推測するを得べし。青野原の上に至の字を脱したること亦明なり。是に於いて蒙使擲不罕が宋の沔州の青野原に至りし時、沔州統制張宣は曹萬戶に命じて殺さしめたること疑ふべからず、殊に續綱目以下の書が單に張宣に殺さると記せしに、こゝには更に下手人の名をも明記したるは流石に實錄なりと思はしむるなり。

但し日歴に使者遭害の月日を十月二十一日とあるは疑ふべし。何となれば、此年八月には蒙古軍已に深く入りて興元即ち漢中に在りしこと、宋史の理宗紀に明證あればなり。而して十月二十一日は張宣が青野原に蒙使を拒みたるの功によりて沔州都統を授けられし日なり、理宗紀に「冬十月癸酉(二十)、御前中軍統制張宣戰青野原、有功、詔授沔州都統」とあるもの即ち是なり。理宗日歴に張宣の功を立つるの日と、賞を受くるの日とを誤るが如きことあるべからず、想ふにこは日歴の誤にはあらずして醉隱集の著者の誤なるべし、即ち日歴の原文の十月二十一日の條には擲不罕を勦殺したるの功に由つて沔州都統を授けられしことを記したるに拘らず、耶律鑄は此事件の本末に就いて深く注意せざりしがために、誤つてその後半を閑却したるならん。

上來述ぶる所により、余輩は續資治通鑑綱目に青野原に於ける蒙使遭難を秋七月に在りと爲せるは、蓋し精確なる史料に據りしものなりと信じ、之を以て斷案となす。

附記。元史類編系屬拖雷の條には「太宗將中軍、……拖雷總右軍、……期以明年春合南北軍攻汴、遣速不罕詣宋、假道淮東以趨河南、宋統制張宣殺使者、拖雷怒、……乃分兵攻宋諸城堡、長驅入漢中云云」と見ゆれど、拖雷の率ゐたる右軍は始より漢水に沿うて東進し河南に入らんとせしこと、及び速不罕遭難の地が沔州青野原なりしこと疑なき以上は、道を淮東に假らんとすべき道理なし。若し當年蒙古側にて淮東に道を假りて河南に趨かんとし、爲めに使者を

宋に遣りしものありとせば、それは必ず左軍の大將韓陳那顔なりしなるべく、また必ずしもその形跡なしとせず、即ち宋季三朝政要卷一、紹定四年の條に「鞬韉自山東通好、欲假淮東以趨河南、群臣議不許」とあるもの、或は此間の消息を語るものならんか、果して然らば類編の著者は左軍の遣使と右軍の遣使とを混同して前記の如き誤を爲し、ものなるべし。姑らく記して疑を闕く。

遼金時代に所謂糺軍に就いて

「史學雜誌」第貳拾六編第七號
大正四年七月 頁一——一八

緒言

一 糺字の音義

二 糺軍の組織と任務

甲 遼の糺軍

乙 金の糺軍

緒言

糺の字始めて遼史に見え、ついで屢々金史に出で、最後に元史の太祖紀、兵志、王楸傳等に散見す。吾人の見たる遼史には、南監本にも、乾隆四年校刊本にも絶えて糺の字なく、糺の字とおぼしき處には皆糺の字を用ゐたれば、遼代には糺の字なかりしが如くにも思はるれど、遼史に糺を作るは南監本以下の誤にて原書には糺とありしこと殆んど疑なし。何となれば錢大昕は、その著養新餘錄中卷に於いて糺と題し「字書無糺字、始見于遼史、……」と明言したればなり。金石文

遼金時代に所謂糺軍に就いて

字の學に精通する錢氏の字書になしといへる以上、その字は固より糺字なるべからず、隨て錢氏の見たる遼史には糺は皆糺に作られたりしこと推測に餘あるなり。さて此字は契丹語を寫せる遼人始製の文字たるべきは殆んど疑なき所なれど原語の何たるか、また如何なる音を有するかに就ては、今日に於いても猶ほ學界の一疑問たり。錢氏が遼史の百官志、語解、金史の百官志、地理志等に見えたる糺軍に關する記事を抄録したるに拘らず、其の字の音義に就いても、また其の軍隊の性質に就いても何等言ふ所なきを以て之を察するに、錢氏の博學を以てしても、猶ほ全く解釋を得ざりしものなるべし。康熙字典備考には字彙補の文として「金有護衛糺軍、疑即糺字」とあり、乃ち字典の編者も全く解を得ず、漫然として糺字に附會するに過ぎざりしなり。吾人は固より糺は即ち糺にして決して糺にあらざるを知らずとも、其の音の明ならざるがために、從來糺字の音を假りて之を讀むを例とせり。抑、糺字の音の如きは姑らく糺字の音を假りて之を讀むも猶ほ甚しく不可ならずといへども、其の意義の何たるか、又其の原語の何たるかを知らんと欲せば、先づ其の原音を究明するの必要あり、殊に糺軍とは何ぞの問題に至りては、苟くも遼金元の歴史を研究するもの、一日も早く之が解決を望まざるはなからん。これ吾人の敢て此小篇を草して大方の斧正を乞はんとする所以なり。

一 糺字の音義

元史類編卷一世紀一、太祖九年の條に、金の中都の糺軍が蒙古に降れるを記し、其の註に「糺音冥、遼東君也、凡二十五部族」とあり。元史類編は清の邵遠平が康熙三十八年(1699)聖祖に上りしものにて、始め弘簡錄の續篇として行はれ、乾隆六十年(1795)離れて別史となりしものなり。邵氏が糺の音を冥と斷じたるには、如何なる根據ありしか、之を知るに由なきも、同氏が本書を撰述するに當りて引用したる書籍の目録を見るに、已に亡びて全く見るを得ざるもの、現存するも未だ我國に渡來せざるもの少からざるが故に、此註釋は必ず確實なる出所を有するなるべく、隨て糺字の音を定むる上に於いて到底閑却すべからざるものなり。たゞ錢大昕の如き、史學及び說文學に通曉し、殊に二十二史考異を作り、元史に關する著述に富める人にして、元史類編に親まざる筈なきに拘らず、猶ほ糺字の音義を考へて遂にその解を得ず、又嘗て類編に此說あるを知らざりしもの、如きは、極めて怪むべし。其の後、李有棠の編せる金史紀事本末卷三元人克燕の條に、中都糺軍の叛に關する記事を註し、中に類編の「糺音冥」の説を轉載したれど、編者の意見は全く之を聞くを得ず、その他、魏源の元史新編、屠寄の蒙兀兒史記等、當に之を言ふべくして

絶えて之を言はず、此の如くにして元史類編の編者邵遠平が兎も角も讀み得たる乳字の音は、其の後の學者によりて注意せられず、また詮議せられずして、以て今日に至れり。邵氏の説果して是なりとせば、宜しく之に従ふべく、非なりとせば、其の非なる所以を辯ずべかりしに、從來の學者殆んど之を知らず、知るも之を默殺せるの觀あるは、決して學に忠なるものと言ふを得ず。さて邵氏は乳の音を冥となせること前述の如し、然るに吾人は頃日、黑韃事略を讀みて偶、左の記事あるを發見せり、曰く、

其軍即民之年十五以上者、有騎士、而無步卒、人二三騎、或六七騎。五十騎謂之一糾、都由切、即一隊之謂。黑韃事略は宋の理宗の時、命を奉じて蒙古の太宗の朝廷に使せる彭大雅及び徐霆の蒙古見聞談にして、嘉熙元年（1231）徐霆の編纂に係る、故に本書記する所、みな蒙古の太祖朝及び太宗朝初期に關し、蒙古創業時代の實況を知るには、實に屈竟の史料といふべきなり。さて本書の右の文によるに、蒙古にては「五十騎を一糾といひ、糾の音は都由の切、即ち *tu* 若くは *tyu* にて一隊の義なり」といふなり。然れども糾の字は、康熙字典によれば、居黝切又は吉酉切にて *kiu* 又は擧天の切にて *kiu* の音あり、Giles の漢英字典によると、*kau, kiu, chin, ku* などの音あるも、*tu, tyu* の音なし。因つて想ふに、糾字もと乳に作りしを傳寫の際先づ誤つて乳に作り後、乳糾相通用するを以て、今本にては糾に作れるなるべし。蓋し本書は古來稀觀の書にして、各家の書目均しく之を著録せず、宋末以來輾轉傳寫せられたれば、今本二三種を参照するに、文字の訛奪頗る多く乳を糾に誤れるの類は到る處に之を見るを得るなり。

此くて吾人は乳の字音について二つの異りたる説あるを知れり、即ち元史類編の編者は之を冥 (*mien, ming, bei, hen*) と音じ、黑韃事略の編者は之を *tu, tyu* と音ずるなり。 *mien* 又は *bei* と *tu* 又は *tyu* とは全く相異れり、吾人は果して孰れを正しとして之に従ふべきか。

金の廢帝亮、親ら大軍を率ゐて宋を伐たんとし、兵を全國に徵するや、西北路の契丹人に命じて悉く其壯丁を出さしむ、契丹人命を拒みて叛し、諸羣牧の之に應ずるもの多かりしが、敢て従はざりしものは皆彼等のために殺されたり。金史^{卷一} 溫迪罕蒲賭傳には、此亂に殺されし羣牧の名として、兀者羣牧使溫迪罕蒲賭、迪幹、羣牧使徒單賽里、耶魯瓦羣牧使鶴壽、歐里不羣牧使完顏朮里骨の四人を擧げたり。さて之を金史^{卷二} 地理志、西京路の條に擧げたる十二羣牧、即ち幹獨（大定四年幹獨只と改む）・蒲速幹（世宗本紀及び兵志に蒲速幹に作る）・耶魯腕（兵志に耶魯腕に作る）・訛里都・乳幹・歐里本・烏展・特滿・駝駝都・訛魯都・忒恩・蒲鮮（最後の二羣牧は承安四年の翊置なり）に参照するに、兀者は烏展、耶魯瓦は耶魯腕、歐里不は歐里本に外ならねど、ひとり迪幹に比定すべきものを見ず。然れども金の羣牧は必ずしも前記の十二處に限

られたりしにあらざ、時の前後によりて、其の名と數とを異にせしなり。即ち金史卷四兵志に曰く、
 金初因遼諸抹、而置羣牧、抹之爲言、無蚊蚋水草之地也。天德間西曆一〇四九—一〇五二置迪河幹朶・幹
 里保保亦作本。〇歐里不
 又は歐里本と同じ蒲速幹・燕恩・兀者五羣牧所、皆仍遼舊名、各設官以治之。……後稍增其數
 爲九、契丹之亂〇西曆一一六〇—一一六二遂亡其五。……世宗置所七、曰特滿・忒滿・幹觀只・蒲速椀・歐里本・
 合魯椀・耶盧椀。

と、以て其の一斑を知るべし。今、右の文によりて地理志所載の十二羣牧以外のものを數ふれば、
 迪河幹朶・燕恩・忒滿・合魯椀の四羣牧を得べし、即ち金の羣牧名として知らるゝもの前後十六あ
 り。此外、契丹叛亂以前に増置せられし四羣牧の名は到底之を知るに由なきも、世宗置く所の七
 羣牧中、天徳年間置く所のものと同名なるもの二處ありしに因つて之を察するに、かの四羣牧の
 名は、前記の十六羣牧の中に含まれたるものゝ如し、即ち地理志所載の數と兵志所載の數とが相
 異なる所以も亦茲に存するものと推測せらる。是に於いて吾人は溫迪罕蒲睹傳に見ゆる迪幹羣牧
 の名を右の十六羣牧の中に求めんとす、而も、忒恩・蒲鮮の二處は共に承安四年(1199)の靛置
 に係れば、契丹叛亂の當時存在せる羣牧の最大多數は此二羣牧を除ける十四羣牧なりき。今此十
 四羣牧中、迪幹に比定し得べきものを求むるに、唯一の虬幹あるのみ。乃ち吾人は蒲睹傳の迪幹

羣牧は地理志の虬幹羣牧に外ならざるべく、隨て虬字の音は迪字の音と同じきか、若くは相近き
 ものなるべしと推測す。さて迪は北京音 ti 、廣東音 tik 、朝鮮音 tek 、國音 toki 、 tjak なり、
 虬の音も蓋し之と大同小異なるべし。

以上は金代設置の羣牧の總數を以て十六なりと推定して得たる結果なるを以て、之に由つて虬
 の音は ti 、又は之に近似せるものと斷定する能はざれども、右の結論が黑韃事略の説に符合する
 は、必ずしも偶然なりとはいひ難かるべく、隨て黑韃事略の説は元史類編の説に比して寧ろ信用
 すべきものなりと思惟す。殊に元史類編は清初の編纂に係り、虬字の用ゐられたる最後の時期な
 る元初を去ること約五百年の後なり、之を當時親しく蒙古に使し、元初の事物を見聞せる人の手
 に成れる黑韃事略に比すれば、當時の制度文物等に關する記事の價値に於いて固より同日の論に
 あらず、類編の作者が虬音冥といへるは、固より何等かの根據ありしを疑はざれども、黑韃事略
 已に之を都由切 (tu , tyu) と音じたる以上は、吾人は後者に從ふの遙に安全なるを信するなり。

白鳥博士の説を聞くに、遼史語解に「虬軍字也」とあるは虬は軍の義なりといふなり。又遼史
 禮志及び語解に「炒伍備戰也」とある炒伍備は蒙古語 saqor 、燕北雜記遼史拾遺所引に「粉離是戰」とある
 粉離は saqor の轉訛して sari となるものゝ對譯なり。蒙古語に戰を cherig とも sa は sari

の更に轉訛したる形なりと。因つて想ふに虬に「若くは」の音あるは、蒙古語 *šagor, šari, cherig* 等の *šā, che* 等に訛りたるものなるべし。

之を要するに、元史類編の虬音冥説は黑韃事略の虬音都由切説に比して遙に晚出なると、前者に就いては未だ何等の旁證を得ざるに反して、後者に就いては上述の如き幾多の旁證あるにより、吾人は虬の字音に關する右の二説中、黑韃事略説を採り、その音を以て *ju, ju, ju* なりと推定す。而してその字義につきては、已に遼史編者の説あり、今白鳥博士の解説あり、戦もしくは、軍の義なること殆んど一點の疑を容れず。

一 虬軍の組織と任務

甲 遼の虬軍

遼史百官志、北面軍官の條に、虬軍の名として十二行虬軍、各宮分虬軍、遙輦虬軍、各部族虬軍、羣牧二虬軍等を擧げ、その職員には司徒、詳穩、都監、將軍、軍校、隊帥ありと記す。十二行虬軍とは如何なるものなるか、未だ詳ならず、十二の數あるによりて或は十二宮と關係あるもの、如くに見ゆるも、それには別に各宮分虬軍あれば、全く相異なるものなるべし。十二宮の名

は遼史の營衛志及び兵衛志に見ゆ、即ち營衛志には「宮衛」の條に「遼國之法、天子踐位、置宮衛、分州縣、析部族、設官府、籍戶口、備兵馬、崩則扈從后妃宮帳以奉陵寢、有調發、則丁壯從戎事、老弱居守。太祖曰弘義宮、應天皇后曰長寧宮、太宗曰永興宮、世宗曰積慶宮、穆宗曰延昌宮、景宗曰彰愍宮、承天太后曰崇德宮、聖宗曰興聖宮、興宗曰延慶宮、道宗曰太和宮、天祚曰永昌宮、又孝文皇太弟有敦睦宮……」といひ、兵衛志の御帳親軍の條には「太祖以迭刺部受禪、分本部爲五院六院、統以皇族、而親衛缺然、乃立斡魯朶法○即ち宮衛を云ふ、裂州縣、割戶丁、以彊幹弱支、詭謀嗣續、世建宮衛、入則居守、出則扈從、葬則因以守陵、有兵事、則五京二州○南京、西京、東京、中京、上京、奉聖州、平州、各提轄司、傳檄而集、不待詞、發州縣部族、十萬騎軍已立具矣……」とあり。因て想ふに、各宮分虬軍とは宮衛に當る諸軍中、部族より徵發するもの、謂なるべし。但し宮分虬軍といへども、必ずしも宮殿陵墓の護衛にのみ當るにあらずして、戦時には出征するとありしもの、如し。例へば統和四年五月に、蕭排押○押一に亞が永興宮分虬及び其他の諸軍を統べて、耶律斜軫と共に宋軍と戦ひ、山西の城邑を收復せるが如き是なり。次に遙輦虬軍について考ふべし。遙輦とは遼の皇室の祖先の姓氏なり、その帳數九にして大に貴ばれ、御帳の次に位し皇族帳の上に在り。遙輦虬軍は此九帳護衛の虬軍の謂ならんも、虬軍が護衛兵の一部なりしか全部なりしか明ならず。兎に角此

虜軍も宮分虜軍と同じく必ずしも護衛のみに任せしにあらざして非常の際には征伐にも赴きし事は、太祖の渤海征伐の際、耶律海里が遙輦虜を率ゐて忽汗城を破りたる事實に徴して明なり。次に各部族虜軍とは部族の軍隊の全部か、將た一部か詳ならねど、營衛志に、營衛を三種とし、一を宮衛といひ、二を行宮といひ、三を部族といひ、而して部族とは「分鎮邊圉」とあれば、此虜軍は邊境を戍守する軍隊の一なりしとは疑なし。兵衛志に「天贊元年以戸口滋繁、虜轄疎遠、分北大濃兀爲二部、爲兩節度使、以統之」とあるは、北大濃兀と名くる部族の軍隊を虜といへるもの、如く、德威傳(遼史卷八二)に德威が突呂不・迭刺二虜軍を率ゐて出征すとあるも、此二部族に屬する軍隊を虜軍と稱せるもの、如し。金史卷二吳僧哥傳に「僧哥西南路唐古乙刺虜上沙磧部落人」とあるが、唐古は部族の名、乙刺虜は唐古部族軍隊の名、上沙磧は其の虜軍の屯田せる部落の名なるべく、同書卷伯德窳哥傳に「窳哥西南路咩虜奚人」とあるは咩虜と名くる軍隊に屬する奚種の人なりとの意味なるべし。又、金史の兵志に大定の末年頃の邊境の状態を記せる條に「東北路部族虜軍曰迭刺部承安三年改爲土魯渾尼石合節度使曰唐古部承安三年間改爲部魯火扎石合節度使二部五虜、戸五千五百八十五。其它若助魯部族・烏魯古部族・石壘部族・萌骨部族・計魯部族・孛特本部族・數皆稱是。西北西南二路之虜軍十、曰蘇謨典虜、曰耶刺都虜、曰骨典虜、唐古虜、霞馬虜、木典虜、萌骨虜、咩虜、胡都虜、凡九。」と見

え、地理志の西京路の條には部族節度使の項下に、烏昆神魯・烏古里・石壘・助魯・孛特本・計魯・唐古・迪烈女古の八部族の名を擧げ、詳穩九處の項下には咩・木典・骨典・唐古・耶刺都・移典・蘇木典・胡都・霞馬の九虜を擧ぐ。今此二者を比較するに、部族の名に於いては、前者に萌骨ありて烏昆神魯なく、後者に烏昆神魯ありて萌骨なきと、前者に烏魯古とあるを後者には烏古里に作りたると、前者に迭刺とあるを、後に迪烈女古に作りたるとの差あるのみ。而して虜名に就いては、兵志に萌骨ありて移典なく、地理志に移典ありて萌骨なし、金史詳校下三に「豈先爲移典、後改萌骨、抑刊訛耶」といひて疑を存したれど、兵志に「虜軍十」と書き出して、終りに「凡九」と結びたるは、甚しき疎漏にもせよ、而も萌骨・移典の二虜併存したる事實は、却て此間に暗示せらるゝが如くにも考へらるゝなり。但し百官志に失魯虜の名あり、内族襄傳には胡正虜の名あり、輿屯襄傳には烏古里虜ありて、共に兵志地理志均しく載せざる所なれば、金の虜軍の數は必ずしも九處や十處に限られしにあらざるべし。そは兎も角此等の虜軍が如何様に各部族の間に配當せられたるかに就いては殆んど全く知るべからず。此問題は姑らく他日の研究に譲り、茲には單に遼代以來邊境を守備する各部族に虜軍と名くるものありし事、金代に至りて其の利益、整ひ、其の名目の知らるゝもの十餘に上れる事を言ふに止めて、直に最後の羣牧二虜軍について考ふべし。遼史

卷四 百官志に羣牧職名總目の一條あり、之によるに某路羣牧使司、總典羣牧使司、某羣牧司、馬羣司等の官衙あり、其職務に就いて記する所なきも、金代の諸羣牧所について金史^{卷五}百官志の記する所を見るに、「諸羣牧所、又國言謂烏魯古、提控諸烏魯古一員、正四品、明昌四年置^{〇注}、使一員、從四品、^{魯古使}、副使一員、從六品、掌檢校羣牧畜養蕃息之事……」とあれば、邊境に住する部族の生業なる牧畜を監督する官なり。而して遼代に羣牧二乳軍とあるは此等羣牧の職務執行上の必要より、若くは其の官衙の護衛のために置かれたる軍隊の名なるべきは推測に餘あり。金の正隆の末契丹人の叛亂の際、諸羣牧使と同時に害に遭へる木典乳・胡睹乳・轄木乳等の詳穩は、羣牧司所屬の乳軍の詳穩なりしか、或は部族所屬の乳軍の詳穩なりしかは、明にし難きも、金代の羣牧司に乳軍と名くる軍隊ありし事だけは推測せらるべし。

乙 金の乳軍

吾人は遼史百官志に見ゆる遼の五乳軍を説明せんがために、往、金の乳軍に言及せり、蓋し乳軍の名は遼代に始まりしも、遼史の之に關する記事甚だ不十分なると、金の乳軍の制は遼の制を承けしこと疑なきとにより、金史の記事を借りて推斷に資したるなり。金の乳軍の制が之を遼より承けしは明なれども、而も兩者の間に少からざる相異の點あるを知らざるべからず、(一)金に

は十二行、各宮分、遙輦などの乳軍なし。(二)遼には乳軍の長官を司徒といひ次を詳穩といひたれど、金には司徒なく、詳穩を長官とす。(三)乳軍を組織せる將卒については、遼に在つては必ずしも外國民族にあらず、少くとも各宮分及び遙輦の乳軍の如きは其の軍隊の職務上より考ふるも決して女真人又は蒙古人を以て組織したるにあらずして、必ずや純粹の契丹人を以て兵卒とし、其の將校には宗室以下契丹の氏族を以て之に充てしこと推測に餘あるなり。然れども金に在つては、寧ろ外國人殊に契丹人を以て之を組織せるもの、如し。以上三點の中、第一點に就いては何等言ふべき必要なし。第二の點は、十二行、宮分、遙輦等の乳軍が金には存せざるより、自然の結果として此差違を生ぜるなり。金史百官志によれば「諸乳詳穩一員、從五品、掌守成邊堡……」とありて金の乳軍は邊堡を守成するを唯一の職務とせるなり、即ち遼の其れに比して其の職務は著しく限局せられしなり。第三の點に就いては更に少く考究する所あらざるべからず。

遼の乳軍には契丹人も交へたるべしとの推測に關しては、前述の理由の外に何等的確なる證據なきも、而も之を必要とせざるべければ、茲には金の乳軍が主として契丹人を始め、外國人を以て組織せられしものならんと推測したる點につき、左にその理由を列擧すべし。

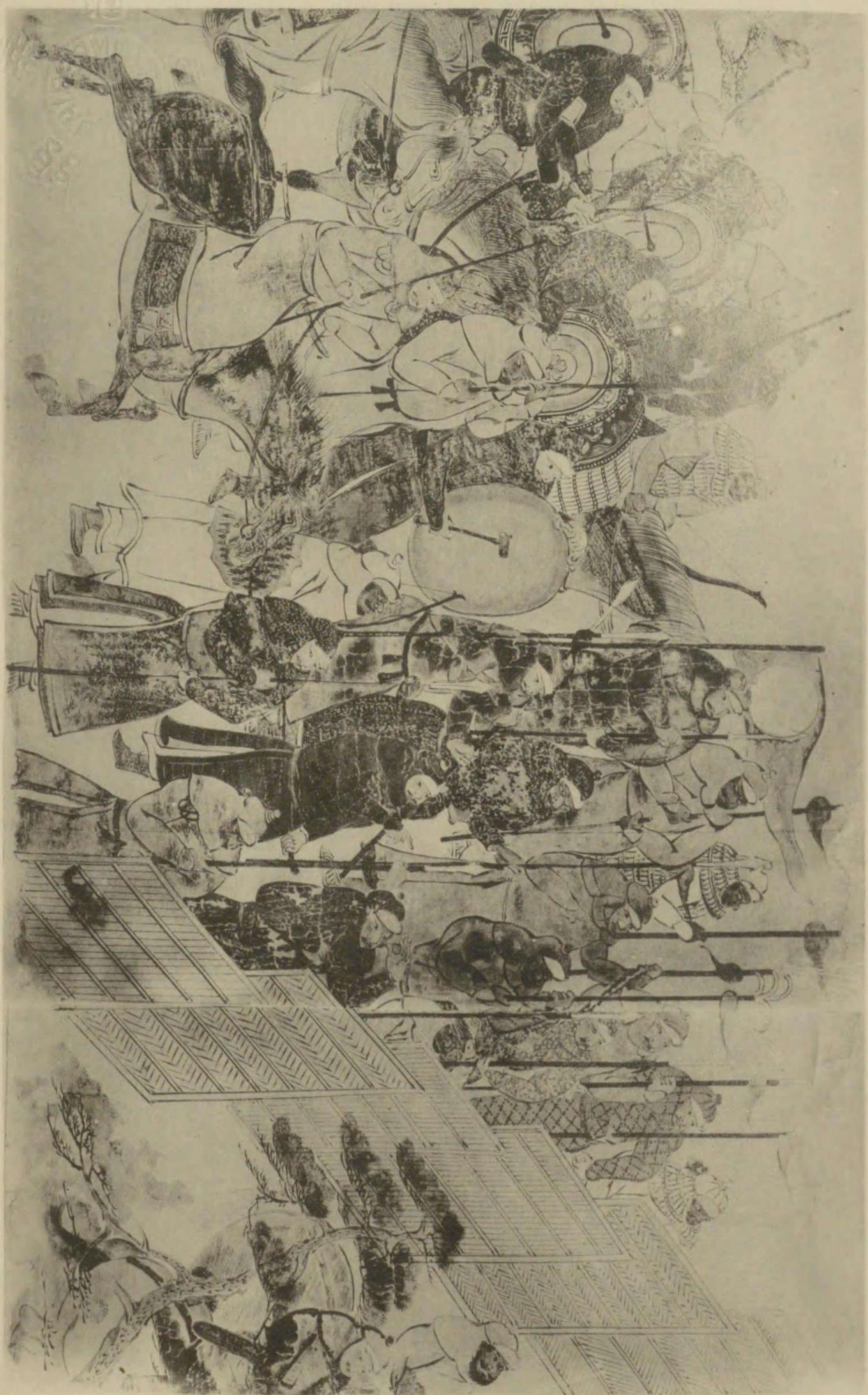
(一)金史^{卷一}伯德窰哥傳に「伯德窰哥西南路咩乳奚人」とあり、是れ咩と名くる乳軍に屬する

將卒中に奚即ち契丹と同種の民族出身者ありしことを證するものなり。

(二)金史^{卷九}内族襄傳に「大定二十二年…諸部族節度使及其僚屬多用虬人、而頗有私縱不法者、議改用諸色人、襄曰北邊雖無事、恆須經略之、若杜此門、其後有勞績、何以處之、請如舊」とあり。此文面より察するに所謂虬人は決して金人即ち女真人にはあらざりしなり。

(三)同上に曰く「承安元年十月阻鞞復叛、襄出屯北京、會羣牧契丹德壽陶鎖等據信州叛…咸平總管蒲察守純分道進、討擒德壽等、送京師、…方德壽之叛、諸虬亦剽略、爲民患、襄慮其與之合、乃移諸虬、居之近京地、撫慰之。或曰虬人與北俗無異、今置內地、或生變奈何、襄笑曰、虬雖雜類亦我之邊民、若撫以恩、焉能無感我、在此必不敢動。後果無患」と。茲に所謂虬人も亦決して金人にあらざること疑を容れず。

(四)皇元聖武親征錄に曰く、「甲戌^{九年}夏四月金主南遷汴梁、留其太子守中都、以丞相完顏福興^承左相秦忠^撫爲輔、金主行距涿、契丹軍在後、至良鄉、金主疑之、欲奪其原給鎧馬還營、契丹衆驚、遂殺主帥素溫^{恐くは詳穩の訛、人名とするは誤}、而叛去、推斫答、比涉兒、札刺兒爲帥、而還中都。福興聞變、軍阻廬溝、使勿得渡、斫答遣裨將塔塔兒…大破之、…由是契丹軍勢漸振。…斫答、比失兒等遣使、詣上行營、納款…」。而して元史の太祖紀に此事變を記して「甲戌六月金虬軍斫答殺



契丹軍の戦場

(五) 遼金史 卷九 内族襄傳 第一の圖 (長年時竹)

主帥、率衆來降、詔三模合石抹明安、與斡答等、圍中都」といふ、是れ明かに虜軍即ち契丹軍なりしなり。又元の太祖十二年八月木華黎を太師國王に封じ、諸軍を總べて金を征せしめたる時の事を、元史の太祖紀には「將蒙古虜漢諸軍南征」と記したるに、親征録には、蒙古漢の外に虜軍を言はずして契丹兵を數へたり。これ亦當時の所謂虜軍は契丹兵たりし證據なり。

以上四個の實例によりて金代に所謂虜軍は全く金人即ち女真人以外の國人を以て組織せられたりし事を知るべく、更に右の第四例に照して金末中都を守る虜軍は契丹人を以て組織せられたること疑なからん。是に於いて吾人は更に第三例に所謂京地附近に移されたる諸虜人は、即ち後の斡答等の率ゐたる契丹軍なりと推測するを得べく、隨て第二例に虜人専用を止めて諸色人を登用すべしとの文面より考へ、虜人とは契丹人に限られ、諸色人とは契丹人以外の民族を指したるものと解釋するも不可なからん。たゞ第一例に奚人の虜軍に編入されたるは、右の解釋に抵觸するが如きも、奚人は元來契丹人と同種なるが故に、廣義の契丹軍の中には勿論奚人をも包含するなり。以上説く所果して當を得たりとせば、金代に所謂虜軍は契丹(奚)人を以て組織せられ主として邊地の防備に當りしも、往々にして内地に徙され、遂には天子の護衛をも勤むるものありしなり。殊に金の末葉に至りては邊境は勿論、内地に於ける諸城の兵といへども、皆遊惰に流れ柔弱とな

りしを以て、宣宗南遷の際も之を以て、鹵簿に加へしならんも、而も其の驍勇慄悍なる或は變を爲さんことを憂へて、途上俄かに任を解き、却て怨を買うて遂に中都を蒙古に取られしなり。金史の兵志に「及宣宗南遷、虜軍潰去、兵勢益弱……」といひ、又た朮虎高琪傳に「初宣宗將遷南、欲置虜軍于平州、高琪難之、及遷汴、戒彖多○抹撚盡忠の本名厚撫此軍、彖多輒殺虜軍數人、以至于敗。宣宗末年嘗曰、壞天下者、高琪・彖多也、終身以爲恨云」とあり、又以て當時の金人の文弱を見るべく、虜人の畏憚せられたりしを察するに足るべし。

想ふに、遼の世、十二行、各宮分、遙輦の三虜軍の外に、西北邊の蒙古人の防禦に任ぜる羣牧及び部族の軍隊をも虜と稱したりし際には、虜軍必ずしも邊戍軍の意義なかりしが、金の世に至り、西北邊の契丹人を内屬して之をして専ら蒙古方面の守備に當らしむるに及んで、虜軍の名を以て此等契丹人の軍を稱せしものなるべく、而して内地の女真人は勿論、東北方の女真人も漸次に柔弱となり、猛安謀克の如き相率ゐて内地に徙りて中國風を喜ぶに至りては、國家の精銳は、寧ろ此等邊防に當れる契丹軍即ち虜軍を除いて之をあらざるより、遂には天子扈從の任にも當れるなるべし。

最後に虜軍の組織について考ふるに、黑韃事略に「五十騎謂之一虜、○もと糾に作る虜一隊之謂」とあ

れば、元の太祖時代及び太宗の初世には蒙古には五十騎を虜とし、之を一隊の名とせるなり。而して此の如きは蒙古固有の制にはあらずして寧ろ金の制を承けたるものなるべきこと、虜の字を用うるによりて推測に餘あり、即ち五十騎を一隊として之を虜と呼ぶは、金代は勿論、或は遼代より然りしかと思はる。因つて想ふに虜軍編制の單位は五十騎より成る虜なりしより、その軍を虜軍と呼びしにはあらざるか。姑らく附記して後日の補考を期す。

再び遼金時代の虬軍に就いて

(羽田學士の示教に答ふ)

「史學雜誌」第貳拾六編第十號
大正四年十月 頁六五—九〇

- 一 緒言
- 二 羽田學士に對する答辯
- 三 虬字の音に關する補考
- 四 結言

一 緒言

去年の春余は蒙古の創業に就いて調査する所ありし時、遼史金史等に散見する「虬軍」の何ものたるかを知るの必要に迫られ、そのついでに「虬字」の音義に就いても稍考ふる所ありしかば、その年四月に開かれたる史學會大會の席上卑見を述べて教を來會諸賢に請へり、説の梗概は載せて本誌第二十五編第四號彙報欄に在り。當時既にその論證の不備を感じしも、爾來別途の研究に没頭して復た之が推敲を爲すの暇なかりしに、曩日俄かに史學會委員に寄稿を促され、匆卒の際

再び遼金時代の虬軍に就いて

新に稿を起すを得ず、乃ち舊稿を致して僅かに其の責を塞ぎたり。然るに此小篇は端なく畏友羽田學士の注意する所となり、本月一日發行の藝文（第六年第九號）に於いて虬字の音義に關する疑義數個條を列ねて余の答辯を求められたり。學士は史學者としてのみならず、又言語學者として夙に令名あるの人、今や其蘊蓄を傾け諄々として卑見の穩當ならざる所以を指摘せらる、未だ積極的に虬字の意義に關する、學士の高説を聽くを得ずと雖も、微々たるかの小篇に對して一顧を與へ懇切なる示教を賜はりたる學士の好意は余の豫期せざる光榮として洵に感謝に堪へざる所なり。然れども余は學士の論文を讀み、始めて前日の小篇中一二引用書の失檢もしくは誤解ありしことを知り、深く己れの疎漫を愧ぢしのみにて、當眼の問題なる虬字の音義に關しては、未だ全く學士の示教に服する能はざるを遺憾とす。余は再び本誌の餘白を借りて謹んで學士の質疑に答ふると同時に、偶々學士によりて與へられたる此機會を利用して更に具さに愚見を披瀝し、學士並びに讀者諸賢の明斷を仰がんとす、之れ實に曩日の小篇に對する余の當然の義務なると同時に、學士の好意に酬ゆる所以の道なりと信ず、學士幸に余の頑陋を憐み、重ねて高教を賜ふに吝なる勿れ。

以下先づ學士の質疑に答へ、次に節を改めて虬字の音に關する卑見の根據を詳論すべし。

二 羽田學士に對する答辯

學士の提供せられたる質疑を便宜上假りに八項に分ち、順次に答辯を試むべし。

(一)元史類編は續弘簡錄の後年單行せられしものなることを知りながら、前者の注に「虬音冥、遼東君也、凡二十五部族」とあるを引いて、却つて後者の注に「虬音杳、遼東軍也、凡二十五部族」とあるを顧みざりしは如何。(大意を採る。以下同じ。)

是れ實に本稿の緒言に所謂余の失檢の一なり、余は類編を單行本とせる席世臣が自ら其の序文を冠しながら續弘簡錄との異同に就いて何等論及する所なきを以て、兩者の間に此かる相異ありとは知らず、隨て金史紀事本末の著者李有棠の轍を履んで續弘簡錄との對校を爲さず、座右の元史類編によりて虬字の音に關する一説を紹介せしなり。謹んで余の粗漏を謝す。

(二)前記二書の音注の相異に就いては原本なる續弘簡錄に依るべきこと勿論にして、冥は杳の誤、君は軍の誤なり。思ふに杳と冥とは其の意義同じきが爲めに、また君と軍とは其の音相同じきが爲めに(兩字の音は共に chin なり)かゝる誤を生じたるに外ならざるべし。又思ふに「虬音杳」なる邵氏の音注は、たゞ虬字の偏なる^{ホウ}に^{ホウ}よりて獨斷的に之を定めたるもの

には非るなきか、而して錢氏の如きは或は之を觀破して此の音注に就いて一も言議を費さざりしに非るなきか。ともかく何等の根據を提示せざる此の音注に對しては然く之を重要視すべき要なかるべし。

然れども是れ實に酷評に失せざるか。音の同じさを示すべき處に同義の字を用ゐ、義の同じさを示すべき處に同音の字を用うるが如きは、一書生と雖も敢て爲さざる所。康熙朝の翰林院侍講學士にして實錄會典等の纂修に關與せる碩學邵戒山に此かる妄舉ありしとは思はれざるなり。余以爲らく、是れ傳寫版刻の際に起れる偶然の差誤なり、軍君の二字其の草體甚だ相似たり、杳の冥に誤らるゝこと亦決して必無といふべからず。又以爲らく、冥もし杳の誤寫ならずとせば、是れ杳冥二字の音相通ずるがために、杳に代ふるに冥を以てしたるなりと。今試に Giles の漢英字書によれば、杳の字に 'yöe, 'yoa, 'yau, 'yo, 'yô 等の音あると同時に 'miao, 'mian, 'miu, 'mieu, 'mie, 'mio 等の音あり、而して冥の字に 'ming, 'men, 'mang, 'miöng, 'mio 等の音あり。邵氏が如何なる場合、如何なる必要ありて杳に代ふるに冥を以てしたるか妄りに之を揣摩すべきにあらずといへども、決して漫然虜字の音を變更したるにあらずして、同音異字を用ゐたるに過ぎざることは蓋し疑を容れざるなり。

學士は續弘簡錄を以て元史類編の原本と斷定せられたり。余は此かる版刻の事には全く昧く、爲めに往々にして古書の引用に其當を失し識者の笑を招くことあるを以て、敢て妄りに學士の所見を疑はんとせざるも、邵氏の始めて此書を著はせる時已に元史類編の名あり、當時或は續弘簡錄とも呼びしやも知るべからざるも、單行したる後始めて元史類編と名けしにあらざること疑なし。即ち續弘簡錄は元史類編の原本なりといふは尙ほ多少の斟酌を要するものあるに似たり。果して然らば「虜音杳」と記せるが前にして「虜音冥」とあるが後なりしか、或は其の反對なりしか、容易に之を決すべきにあらず。若し續弘簡錄の原刊本以下皆杳に作り、元史類編單行初印本に冥に作られたらんに、其は單行本としたる席世臣の改竄か、寫字生もしくは版刻師の誤かにして邵氏の與り知らざる所といふべし。要するに今本元史類編と今本續弘簡錄とが何れが原刊本に近きか、是れ亦一考を値する問題にはあらざるか。

尙ほ一言すべきものあり、學士は余を以て「虜音冥」なる邵氏の說に對しては之を閑却せざるに止め、何等説く所なかりしが如くに述べられたれど、必ずしも然らず。余は前稿に於いて「此註釋は必ず確實なる出所を有するなるべく、隨て虜字の音を定むる上に於いて到底閑却すべからざるものなり」といひ、更に進んで「錢氏を始め從來の學者が之を默殺せるの觀あるは、決して

學に忠なるものと言ふを得ず」とまで極言せる程にて、決して學士の如く「之を重要視すべき要なし」とは思惟せざるなり。たゞ黑韃事略の音註が二三旁證と見るべきものあるに比して類編の音註には未だ直に之を信用すべき所以を發見せざるを以て「類編の作者が虬音冥といへるは固より何等かの根據ありしを疑はざれども、黑韃事略已に之を都由切 (ju, tju) と音じたる以上、吾人は後者に從ふの遙に安全なるを信ずるなり」と論ぜしのみ、邵氏の音註に對しては余は十分の敬意を表するを怠らざりしなり。(後文の第三節 (二)の内項参照)

(三)遼史語解に「虬軍字也」とありといふも、遼史國語解にも欽定遼史語解にも又た金史語解にも此かる記事なし、遼史國語解に「虬軍名」と見え、金史語解には「虬即軍字」とあり、まさかに乾隆史臣の編纂に係る金史語解によりしにはあらざるべし。

是れ本稿の緒言に所謂余の失檢の第二なり。然れども余が白鳥博士に就いて教を受けしは「虬軍名」の解釋にして「虬軍字也」の其れにはあらざりき、余の失檢(寧ろ誤解)によりて累を博士に及ぼさざらんことは、余の切望する所なり。余が遼史國語解に「紉(は正しく)軍字也」とあるものと誤解せしは、去年の大會以來の事なり、今や學士の示教によりて始めて其の非を悟れり、ただ余の疎漏の爲めに學士をして無用の檢索に貴重時間を費さしめたるは慚愧に堪へず。

(四)遼史國語解に「虬軍名」といへるは、遼の諸軍中の一に虬と名くる軍ありしことをいへるものにして、虬に軍の意義が存するをいへるには非ざるべし。

學士は國語解に「虬軍名」とあるを「虬は軍の義」と解するに躊躇せられ、動もすれば之を否定せられんとするが如きも、是れ實に意外なり。試に國語解の説明例を見よ、「暴里惡人名也」の暴里は、顛倒したる、反對したる、惡しき、不正、虚偽、詐欺などの義ある蒙古語 *buruŋša* の轉訛(本誌第二十三編一四九頁)、「斡魯朶官帳名」の斡魯朶は、宮、亭、陣營などの義ある蒙古語 *ordu* 滿洲語 *ordo* の對音(第二十四編二〇頁)、「炒伍備耐戰名也」の炒伍備の戰の義ある蒙古語 *šigorī* の對音、耐は時の義ある滿洲語 *fon* の對音、正しくは「戰時名也」とあるべきもの(第二十三編一四四―一四七頁)、「墮瑰門名」の墮瑰は門の義ある滿洲語 *tuka* 女真語「都哈」の對音(第二十三編一四三頁)、「撒刺酒樽名」の撒刺は金屬製の脚ありて蓋なき鼎鑊を意味する蒙古語 *taras* 滿洲語 *čara* の對音(第二十四編二八頁)なること、白鳥博士の東胡民族考によりて明なるにあらずや。即ち國語解に「何は何の名」とあるは、「地名」「官名」「國名」などある場合の外は「何は何の義」と解すべきものなること、毫末も疑を容れざるなり。

(五)虬には軍名もしくは軍の解釋こそあれ、*šigorī*, *šari*, *čeriŋ* 等に相當する戰なる解釋は絶えて存せず。軍と戰とは國語に於いて同義に用うる場合もあれど、漢籍に於いては截然たる

區別を以て記さるゝこと辯を須ゐず。更に女眞語に瑣里都蠻(滿洲語の sarimmbi) は戰又は斯殺にして鈔哈(滿洲語の čoha) は軍なり。されば滿洲語女眞語に於いても軍と戰とはまた明に區別されたるものにして、契丹語に於いても固より然りしを疑はず。然るに今此の相異なるる兩語の一方(sagor, šari, cherig)を寫したりとせらるゝ文字(虜)を以て、更に他方の語(čoha)に該當せしめんとするに至りては、余輩は其の可なる所以を認むる能はず。

學士は sagor, šari, cherig 等の語には「戰」の義こそあれ、決して「軍」の義なし、čao-hah, čoha 等の語には「軍」の義こそあれ、絶えて「戰」の義なしと斷言せらるゝなり。學士の言語學上の論議に對して敢て抗辯するは、或は非禮の謗を免れざらんも、余は學士の此説を讀んで大に惑はざるを得ざるなり。學士の夙知せらるゝが如く、白鳥博士は曾て東胡民族考を本誌に連載せられ、中に遼史に見ゆる鈔伍備、遼史拾遺に見ゆる鈔離なる契丹語に就いて其の對音と語源とを研究せられたり(第二十三編一、二四六―七頁)。今博士が斯道の大家 Castrén, Podgorbunski, Radloff, Klapproth 諸氏の著書によりて列擧せられたる所を見るに、Tunguse 語族の一地方語に戰を čarik とすひ、蒙古語族の或る地方語に戰爭、兵力を tserik, serik, serék, serék とすひ、Türk 語族の或る地方語に兵卒、軍隊、戰爭を serig, čäri, čäri, čärik とすひ、他の地方語に兵卒を zuru, čira とすひなり、

而して博士は契丹語の鈔伍備、鈔離は此等の諸語と同語なること明なりと言はるゝなり。即ち契丹語の鈔伍備、鈔離は「戰」の義の外に「兵卒」「軍隊」等の義を有するものにして學士の主張とは柄鑿相容れざるが如し。更に座右の Gabelentz の滿洲字書を繙けば čoha 對譯には Heer, Krieger, Soldat, Krieg とあり、是れ亦學士の主張に反して čoha には軍隊の義あると同時に戰士、兵卒、戰爭等の義あるなり。然れども微々たる一字書の記載は以て學士の論議を是非するに足らず。乃ち再び「東胡民族考」中羯語秀支の語源を考索せられたる者に就いて之を見るに、Tunguse 語族の古語又は或る地方語には鈔哈、čoha, čokha, čoga, čuga 等はみな軍の義を有し、čugi-n には喧嘩するの義あり、蒙古語族の或る地方語にて soke-nam, soke-nap, čokhe-nap, hógä-nap, khögö-nöp, sokhi-kho, tsoki-khu 等は皆打つの義にして、Türk 語族の古語及び或る地方語にて ugyš, šag, söngys, sogus 等は戰爭、鬪争の義あり、又朝鮮語に ssa-ho-o は争ふの義 ssa-ho-n は争鬪の義なりといふ(本誌第二十三篇一、一六一―七頁参照)。是に由て之を觀れば、čoha は此等の語と其の語源を同し、元來「打つ」「争ふ」の義あり、更に轉じて戰とも軍とも兵ともなりしものなること疑を容れざるが如し。殊に注意すべきは、此語の原義に絶えて「集まる」「結合する」等の意味なきこと čerig と同じ、即ち čerig は必ずしも「戰」の意味のみにあらざるが如く、čoha は必ずしも「軍」

の義に限らるゝにあらざるべし。敢て重ねて學士の示教を望む。

(六)若し「乳軍名」を乳は軍隊の義なりと解せんには、遼金の軍隊は皆乳と呼ばれざるべからざる筈なるに此等の兩朝には乳軍ならざる多くの諸軍の存せしこと、遼史等の兵志に見ゆるが如し、思ふに、これは遼の諸軍中の一に乳と名くる軍ありしことをいへるなるべし。

「乳軍名」は「乳は軍の義」に解すべく、而して乳は *čeriŋ* (頭音 *č*) の對音にして、軍、戰、兵の義を有すること既に疑なき以上は「乳軍」「軍中の軍」「戰に勇なる軍」、もしくは「兵中の兵即ち精兵より成れる軍」などの意味に解せらるべきものなり。遼に又た皮室軍あり、太宗の時、天下の精銳を選んで之を組織せるを以て皮室(蒙古語 *beši*, *büši* の對音にて堅固の義)と名けられしこと、遼史の兵衛志(卷三)に見ゆ。蒙古の八都魯軍(蒙古語 *batu* は勇の義)、清の湘勇淮勇の如きも、遼の乳軍皮室軍と其の命名の趣意よりいへば略ぼ同様と認めらる。殊に八都魯軍の名は始めて黑韃事略に見え、而も當面の問題の一なる乳字の音に關して暗示を余に與へたるものと同一記事中に存するなり、其の記事に曰く、

其軍即民之年十五以上者、有騎士而無步卒、人二三騎、或六七騎、五十騎謂之一糾。都由切、即一隊之謂
武會健奴、自鳩爲伍、專在將之左右、謂之八都魯軍、曩攻河西女真諸國、驅其人、而攻其

城。

是れ亦た糾(正しくは乳)と八都魯とが其の語義に於いても密接の關係あることを暗示するものにあらざるか。此くて余は乳軍の乳を兵、戰、軍の義ある蒙古語若くは *Tunguse* 語を以て解釋すること毫も不合理なりとは思惟せず。たゞ茲に學士の注意を乞ふべきことは、余は決して遼に乳と稱する軍隊ありしを否認するものにあらず、百官志、耶律德威傳等に「乳軍」の語の明記せらるゝ以上は何人か其の存在を疑はんや、余の争ふ所は、何處までも國語解に見ゆる「乳軍名」なる語の解釋に在るなり。

(七)乳の原語を何等數に於いては制限なく而して極めて一般的の「戰」なる語(軍と同義と解したるか) *sariŋ*, *čari*, *čeriŋ* 等に求めんとし、又五十騎一乳なる見解より「乳軍編成の單位は五十騎より成る乳なりしより、其の軍を乳軍とよびしにはあらざるか」と説く、今此の兩個の觀念を結び付くる時は、畢竟蒙古語、契丹語、女真語の *sariŋ*, *čari*, *čeriŋ* 等は五十騎を單位とせる軍隊なるべしとの結論を得べし、されど此の如きは論者の意にはあらざるべし。

之に對する答辯は前項の答辯にて盡し得たりと信ず。要するに第六第七の二項は枝葉の問題なり、深く争ふべきものにあらず、學士の議論の眼目は已に答辯を終れる第五項と將に答辯せんとする

次項とに在るもの、如し。

(八) 黑韃事略の音注によりて札の音は都由切なりとし、其の旁證として金史に札迪相通じたる一例を示し、*札*に *ti, tik, tek, chök, teki, djaku* 等の大同小異の音ありしなるべしと推測したれど、此の説の根柢は糾又は札に都由切なる音なしとせる點に在るを以て、萬一、此等の文字に此の音もしくは類似の音ありとすれば、其の成立を危くすべし。遼史には蕭札里(卷二五、六九)、道宗の第三(二?)、女札里(卷五、六)、迪輦札里(卷六、三)など屢、札里なる契丹人名を見るが、迪輦(卷六、三)、里の札里は同じ遼史に祖里(卷三、二)、或は祖里(卷六、三)にも作る、是れ當時札の字には *zyu* の音の外に祖 (*ts'ou, ts'ü, ts'u, ch'u*) 俎 (*tsu, tsz, tso, chu*) もしくは、之に類似の音ありしこと疑ふべからず、果して然らば、都由切なる音注あるがために、直に糾は札にして札の誤寫なりとは斷ずべきにあらざるべく、蒙古の一糾もしくは一札の遼金の札とは何等の關係もなく、五十騎より成れる蒙古軍の一隊をいへるものなるかも知るべからず。蒙古語の *tsuk, cük* は結合するの意より一體の義を有し、また其のカルミック語にては、一部の義を有するが如きも、或は之と關係ある語かとも想像せらるべし。

此問題こそ學士の余に對する質疑の眼目なるべく、隨て余も之に就いて十分所信を述べざるべ

からず。但し之は便宜上第三節に譲り、茲にはたゞ遼史の北監本には迪輦札里は迪輦祖里に作られあるを報告し、若し北監本據るべしとせば、學士の札字に祖、俎又は都由切に近き音ありとの斷定及び、糾又は札は蒙古語 *tsuk, cük* と關係あるべしとの想像は自から其の根據を失ふべく、南監本正しとせば猶論議の餘地ありと言ふに止めん。

序に學士の余に對して閱讀を求められたる北監本のこと就いて一言すべし。余は北監本が内閣文庫に藏せらるゝを知り曩に史學雜誌へ寄稿の際、之を一見せんと欲し、委員と約せる期限の將に過ぎんとする日、文庫に赴きたるに、不幸にして藏本二部共に某々二官省の名によりて帶出せられありと聞き、失望して歸りき。さればこそ余は前稿に於いて特に「南監本及び乾隆四年本の遼史」と附言せるなれ。然るに今回學士の質疑に會し、殊に如上の注意ありしにより、如何にしても一閱せんと決心して再び文庫に至りしに、二部の北監本は依然として庫外に在りとのこと、因て余は庫員に乞うて其行先について詳かに問ふ所ありしに、偶々一部の北監本は悉く帶出せられしにあらざりして、其の數本が尙ほ庫中に殘れることを發見せり。殊に幸なるかな、殘れる部分は即ち余の要求の全部を充たし得るものなりき。かくて北監本は今回始めて一閱するを得しものにて、前回にも全く之を顧みざりしにはあらざるなり、學士曩くは之を諒せられよ。

三 札字の音に關する補考

前にも一言せる如く、札字の音義に關する調査は決して曩に發表せる拙稿の目的にあらざり、隨て其の字音の *tsu, ts'ou* もしくは之に近似せるものなるべきことに就いても固より斷定的の結論を

敢てせず、殊に字義に至つては、遼史國語解の記載と白鳥博士の示教とに本づきて「戦もしくは軍の義なること殆んど一點の疑を容れず」と附言せしのみにて、余の創見とか發明とかいふが如きものはなかりしなり。然るに今や羽田學士の懇篤なる批評を辱うし、こゝに再び之を研究するの機會を得るに及んで、曩日の結論に何等の誤謬なかりしを信ずるにも拘らず、尙その論證上不備の點少からざりしを發見せり、故に前節の答辯中、屢之に論及し、字義に就いては復た言ふべきものなきも、唯字音の點に至つては更に論ずべきもの少からず。乃ち以下(一)現行本遼史に見ゆる虺字は悉く虺字の誤なるべきこと、(二)都由切の音を有する字は糾(糾)にあらずして虺なることの二項に分ちて詳述する所あらんとす。

(一) 現行本遼史に見ゆる虺字は悉く虺字の誤なるべし。

余の寓目せる南北兩監本以下の遼史(假りに現行本遼史と名く)は當さに虺とあるべき處を殆んど皆虺に作れり。然れども余は此等の諸本を以て皆後世傳寫もしくは改版の際に起れる誤を踏襲せるものと爲し、元の至正四年の原刻本即ち所謂浙板には必ず悉く虺に作られたるべきを推測するなり。乞ふ左に其の理由を述べしめよ。

(甲) 清の錢大昕は金石文字の學に精通し、且つ遼金元三史拾遺の著者なり、而も錢氏の養新餘

錄には「字書無虺字、始見于遼史」とあり(前稿)。是れ錢氏の見たる遼史には少くとも現行本の百官志國語解等に見ゆる虺字が悉く虺字に作られたることを證明す。

(乙) 南監本には卷九十六の耶律仁先の字を虺鄰アザナに作るも、北監本には之を虺鄰に作れり。虺は古今常用の文字として何人にも親しきものなれども、之に反して虺は元末以後には絶えて用ゐられざる文字なり。故に虺の誤るは寧ろ當然ともいふべきほどの過失なれども、虺を虺に誤るが如きは殆んど想像し難しといふも不可なし、而も如上の實例あり、是れ即ち原刻本遼史に虺鄰に作られたる事實の反映と認むべきにあらざるか。既に人名に此字を用ゐたることありとせば、軍隊其他の名稱として、用ゐられたる虺字も亦悉く虺の誤なること推測に餘あるべし。尙ほ次項を參照せよ。

(丙) 現行本遼史には軍隊の名もしくは之と關係ある名稱として用ゐられたる虺字をも悉く誤つて虺字に作りたり、即ち百官志、北面帳官の條に見ゆる遙輦虺詳穩司(卷四)、北面軍官の條に見ゆる十二行虺軍、各宮分虺軍、遙輦虺軍、各部族虺軍(卷四)を始め、同書を通じて存する二十六の虺字は、皆當さに虺に作るべきものなること何人も之を疑はざるべし。その他、人名として六字、部名として二字あれども一として虺の誤と見て不可なるものなし。

(丁) 虜字は遼金時代並に元代の中葉までに行はれ、爾來全く亡びし文字なるを以て、傳寫改版の際屢誤つて虜に作らるゝこと固より怪むを要せず、虜より虜に誤り、更に誤つて紀となりし例さへ稀ならず。

(1) 遼史北監本に耶律仁先の字を虜鄰としたるに、南監本には之を虜鄰に作りしこと前述せる所なり。而して蕭得里底(卷一)の字は兩監本共に虜鄰に作れり。

(2) 金史の後妃傳(卷六)及び秉德傳(卷三)には秉德の弟を兩監本共に虜里としたるに、海陵紀(卷五)には兩監本共に虜里罕に作れり。

(3) 蒙韃備錄に軍隊の名としての虜を悉く誤つて虜に作れること現行本遼史と同じ。

(4) 遼史天祚紀(卷三)に虜而畢部とあるを部族表(卷六)には紀而畢部に作れり。

(5) 金史高麗傳(卷三)に高麗に至れる世宗の使者を虜と記す。然るに高麗史明宗世家(卷九)には朝鮮刊本、國書刊行會本共に耶律虜に作り、内閣文庫所藏の朝鮮()寫本には耶律紀に作れり。

此寫本は「大興翁氏石默書樓珍藏圖書」の印を捺し、清初の金石大家翁覃溪(方綱)の校訂本と見ゆるに拘らず、而も此かる甚しき誤寫さへ訂正されずにあるなり、又以て傳寫版刻の際校訂の嚴正を期し難きを想見するに足るべし。

(戊) 現行本遼史に虜里といふ人名あるが如く、金史には虜里といふ人名あり。殊に現行本遼史には羽田學士の已に指摘せられたる蕭虜里(卷二五)虜里(卷五)迪輦虜里(卷六但し北監本に組里)の外に、猶ほ一人の蕭虜里(卷三)あるが、疑問の迪輦虜里を除きては偶然にも之と一致する二人の虜里が金史に現はるゝなり。即ち太祖紀(卷一)の蕭虜里と后妃傳(卷六)及び秉德傳(卷三)の虜里とは是なり。此兩者は互に同一人にはあらざれども、契丹語と女真語との間に存する親密なる關係を知るものは、其の同名なるを疑はざるべし。是れ亦現行本遼史の虜字は虜字の誤なることを證明する有力なる事實たるを失はず。

(二) 都由切の音を有する文字は虜にあらざして虜なり。

虜又は糾の字には kau, kin, ku 等の音こそあれ、都由切、(tu, tu) 等の音なし、故に黑韃事略に「都由切」の音を有すると記せる糾は虜(糾—虜—虜)の誤なるべしとの卑見に對して羽田學士の駁論ありしこと、及び之に對する余の答辯の一部は已に第二節に述べたり。茲には更に詳論して余の主張の根據を明にし、學士並に大方の斧正を仰がんとす。

(甲) 遼金の際、虜の音は敵の音に近似したるを以て互に通用せられたり。金史二太祖紀に曰く、

太祖二年甲午(遼天慶四年)十月朔克其城(江州)十一月遼都統蕭虜里副都統撻不野將步騎十萬會于

鴨子河北、太祖自將擊之、黎明及河、遼兵方壞陵道、選壯士十輩擊走之、大軍繼進、遂登岸、甲士三千七百、至者纔三之一、俄與敵遇于出河店、會大風起、塵埃蔽天、乘風勢擊之、遼兵潰、遂至斡論灤、殺獲首虜及車馬甲兵珍玩不可勝計、徧賜官屬將士、燕犒彌日、魯敗遼兵、斬其節度使撻不野云。

而して此戰役に關する遼史卷七天祚紀の記事左の如し。

天慶四年、蕭撻不也遇女直、戰于寧江東、敗績。十月壬寅以守司空蕭嗣先爲東北路都統、靜江軍節度使蕭撻不也爲副、引軍屯出河店、兩軍對壘、女直軍潛渡混同江、掩擊遼衆、蕭嗣先軍潰、蕭奉先懼其弟嗣先獲罪、輒奏、東征潰軍所至劫掠、若不肆赦、恐聚爲患、上從之、嗣先但免官而已。十一月壬辰都統蕭敵里等營于斡論灤東、又爲女直所襲、士卒死者甚衆、而甲午蕭敵里亦坐免官。

さて十月壬寅は即ち十月朔にして寧江州城陥落の日なり。遼の天祚帝は此日を以て蕭嗣先を東北路都統に、蕭撻不也（蕭撻不野）を副都統に任じ、以て寧江回復を計らしめしものにして、出河店の戦は金史に明記するが如く、十一月に入りての後なるべく、斡論灤（斡鄰灤）の戦は十一月壬辰（二十）、蕭敵里の免官は甲午（三十）に在りしなり。次に遼史によるに、此戰爭中、遼軍の都統

は出河店の役までは蕭嗣先にして、斡論灤の役には蕭敵里なり。然るに金史によれば、前後兩役共に蕭虜里を都統とし、撻不也を副都統とするもの、如く、出河店役の都統蕭嗣先の消息に就いては何等記する所なきも、副都統撻不也が斡論灤の役後、幾もなくして金將斡魯に斬られし事を傳へたり。（節度使撻不野とあるは、靜江軍節度使たりしを以てなり）。即ち副都統の人名に就いては兩史の記事に何等牴牾する所なきも、都統の人名に就いては如上の相異あるなり。而も兩史の記事を併せ考ふるに、何れも同一事實を傳ふるものにて互に補ふものところ見らるれ、其間何等の矛盾を存せざる以上は、兩史の傳ふる都統の人名に就いても、一方を是とし、一方を非とすること能はず、寧ろ異名同人にして一は他の別名もしくは異譯と解するを至當とす。是に於いて余は下の如く推定す、曰く、蕭嗣先は出河店役に於ける遼軍の都統なりしが、大敗の結果免官となり、蕭敵里代つて都統となりしなり。然れども金人は敵軍都統の更迭を知らず、次の斡論灤の役に於ける都統蕭敵里を以て初よりの都統たりしものと信ぜしより、金史の編者は其の材料に本づきて「十一月遼都統蕭虜里云」と書き出したるなりと。此推定は極めて自然にして苟も兩史の記事を精讀するもの、必ず到著すべき結論なりと信ず、果して然らば金史に見ゆる蕭虜里は遼史の蕭敵里と同一人名にして、虜敵の二字が其の音に於いて相近似せるものなること疑を容れざるべ

し。因にいふ、蕭敵里は幹論濶の戦敗に坐して免官せられしより快々として樂まざりけん、翌年九月彼は耶律章奴と共に天祚帝に叛き、魏國王溥を立てんと謀りしが、却て斬られたり。敵里は一に誦里に作らる。

(乙)金の世、虜は迪又は之に近似せる音を有せり。余は前稿に於いて金史に見ゆる羣牧の名稱中、迪幹と虜幹とは同音異譯なるべきを考證して終に迪は虜と音相通ずるものゝ如しと推論せしが、其の後、更に金史を檢索して左の記事を發見し、余が曩日の推論の幸に正鵠を失はざりしを喜べり。

父賽一尙熙宗妹、正隆末爲虜。羣牧使、契丹賊窩斡擾北邊、賽一與戰死之。(卷二〇徒單思忠傳)

賽一は溫迪罕蒲睹傳(卷二)及び移刺窩斡傳(卷三)に迪幹羣牧使徒單賽里とあるものと同一人にして、賽一は賽里の稍轉訛したるものなること疑なく、又た虜幹の迪幹たることは、同じ羣牧の名稱中、蒲速幹の蒲速斡、耶魯瓦の耶魯斡、歐里不の歐里本とも作らるゝの諸例より類推して其の誤なきを知るべし。

既に遼末金初の史料に由りて敵字の虜字と音相通ぜるを知り、また金代の中葉に於いて迪字の虜字と音相通じたること上述の如しとせば、之に似たる結論は遼史自身の記事によりても亦得ら

るゝが如し。即ち同書卷二聖宗紀統和七年秋七月の條に「迪萬畢涅刺・烏滅三部云々」とあるを、天祚紀卷三に附録する耶律大石傳の記事に參照するに、涅刺は尼刺に、烏滅は烏古里に、而して迪萬畢は虜而畢に比定すべきこと殆んど疑なきが如し。ただ此場合に於いては各、獨立せる記事の比較にして他に之を確定すべき何等の徵證を得ざるを以て、姑らく附記して疑を存するのみ。

(丙)遼史に見ゆる人名には *feri, toro* 又は之に近似の音を有するもの頗る多く、殆んど數ふるに勝へず、同書に傳あるものゝみにても凡そ二十人あり。此顯著なる事實より推測するに虜里といふ人名は同音の異譯にして、他の同名なる多數人と區別する必要上、虜の字を用ゐしものなるべし。今遼史より若干の實例(列傳及び本紀の初の一)を摘録して此問題に興味を有せらるゝ諸賢の參考に供すべし。

(イ) *feri* 又は之に近似せる音を有するもの (括弧内の數字は各人名の見ゆる遼史の卷次)

特里(一)、耶律迭里(二)、拽刺迪里(三)、蕭鐔里(三)、

秃里(七)、蕭打里(一一)、蕭敵里(二七)、蕭誦里(二八)。

(ロ) *tere* 又は之に近似せる音を有するもの

耶律迭刺(一)、迭烈(二三)、耶律靚烈(六、七五)、鐵刺(三)、的魯(三)、撻魯(五)、

耶律撻烈(六、七七) 耶律敵烈(六、八、九、九六、一一三)、 耶律適祿(六、九五)、 迪烈(一、一七)、 耶律敵魯(七三)、 耶律敵刺(七四)、 蕭滴洌(九五)、 敵獵(一一三)、 蕭特烈(一一四)。

(イ) teren (tere-n) 又は又は近似せる音を有するもの

蕭敵輦(一、七三)、 迪輦(一、三、四)、 耶律敵輦(七七、九三)、 蕭闔覽(一〇、一一、一一)。

(ロ) terit (teri-t) 又は之に近似せる音を有するもの

耶律迪輦得(四)、 達里迭(八)、 達里底(一四)、 蕭得里底(一〇〇)、 耶律特里典(一〇

一)、 蕭得裏特(一一一)、 耶律迭里得(一〇一)、 蕭迭里得(一一四)。

(ハ) terigu (teri-gu) 又は之に近似せる音を有するもの

迪里古(一)、 提离古(三)、 徒离骨(三)、 的烈古(三)、 迭烈哥(四)、 迪里姑(四)、 搭

烈葛(七)、 撻烈葛(七)、 撻烈哥(一一)、 題里姑(一五)、 蕭撻魯古(一一一)。

以上列挙せる人名中にて te, ta, ti, tu 等の音を表はすために用ゐられたる文字を數ふるに凡そ

二十一種あり、普ねく遼史を檢索せんには更に十餘の同音異字を發見する事必ずしも難しとせざるべし。是に於いて余は遼史に見えたる蕭紉里以下三人(はしく)の紉里なる名稱は此遼代に尤も普

通なる teri もしくは之に近似せるものにして、隨て虬里の誤に外ならずと推定するなり。

(丁) 遼代に虬の音は得。又は查に近似し、相通用したる形跡あり。遼史(卷九) 耶律仁先傳に「仁

先字虬鄰小字查刺」と記し、同書(卷一) 蕭得里底傳に「得里底字虬鄰」とあり。是れ虬鄰の別名

は查刺といふも、實は同音の稍轉訛して terin が gara となりしを、異名なるかの如くに書け

る(もしくは解せる)なり。得里底の別名を虬鄰といふも之と同じく terin の訛りて terin となり

しに過ぎざるなり。之れは余の推測なれども此推測は遼史に見ゆる左の類例に其の根據を有す。

蕭敵魯字敵輦(七三) 的魯字徒离骨(三) 孩里字胡輦(九七) 耶律余觀一名余都姑(一〇二)

蕭奪刺字按懶(九二) 耶律敵祿字撒懶(九五) 耶律敵烈字撒懶(九六) (釋字述淵(六四)蕭胡篤字合求隱(一〇一)の如き

も或は其類例といふべきか。)

既に虬の字に查(ga, sa)の音ありとせば、金史の烏延查刺(八六)夾谷查刺(八六)遼史の述律(三、四、六)直里古(三)の如き、遼史の耶律敵烈(九六)及び耶律敵祿(九五)の別名なる撒懶の如きは、皆同名の對音なるやも知るべからず、殊に遼史の紉哲(三〇)金史の虬者(一三三)は共に契丹人なるを以て之を考ふるに、是れ亦た遼史の蕭尤哲(九一)耶律尤者(一〇〇、一〇七)蕭尤者(二二)等に相當する人名と認むるも不可ならんか。

尙一言せん。余は第二節第二項に於いて虵字の音に關する邵氏の意見は、決して輕視すべきにあらざるを反復せしが、若し虵字に查の音ありとの余の見解にして幸に正鵠を失せざらんには、今の續弘簡錄に「虵音查」とある查は實に查の誤にして、版刻もしくは傳寫の際に起れる過失にあらざりしか。姑く思ふ所を附記して大方の批評を俟つ。

以上、甲より丁に至る四項に記述する所幸に誤なしとせば、虵は *geri(-k,-g)* 又は *seri(-k,-g)* 又は *tseri(-k,-g)* 等の頭音 *ge, se,* 等を寫したるものにして、更に轉じて *se* もしくはこれに類似の諸音を示すに至れるなり。即ち前記の丙項に表出せるもの、中、(イ)(ロ)(ハ)に屬するものは *tseri* の稍、轉訛したるもの、對音、(ニ)に屬するものは *seri* の稍、轉訛したるもの、複數の形、(ホ)に屬するものは *tserik* 又は其の轉訛の對音に外ならざるべし、かの遼史に李懷秀の契丹名なる迪輦組里(又は祖里)を北監本には別に組里に作り、南監本には組里に作りたるは、何れが原本に符合するか、之を知るに由なきも、兎に角、組祖組の三字共に *seri* 又は之に近き音を有し、*seri* (正しくは *tseri*) も亦た *se* の音を有する以上は、*seri* 組兩つながら存するも毫も相牴牾する所なきなり。又金史五卷海陵紀秉徳の弟虵里を虵里罕(現行本虵里)に作るは即ち此(ホ)類に屬する通例にして

gerikan (geri-ka-n) *tserikan, terikan* 等の對音なるべし。

最後に一言すべきものあり。滿洲語及び蒙古語に *terge* は車の義なり、遼史の人名に *gerig,* よりも *serig, tereg* に近きもの甚だ多きを見れば、寧ろ此兩語族の *terge* の對音と解すべきが如きも、既に國語解に「虵軍名」と明記せられ、黑韃事略に「五十騎謂之一虵正しくは虵」とある以上は、此かる解釋は正當ならず。想ふに *geri, teri* 等の名が頻々として遼史に見ゆるは、我國ならば軍次とか兵助とかいふが如き武張りたる名が遼國の上下に流行したること、尙ほ元代に於ける *batu* (勇)の名の普通なりしが如きものありしか。

四 結 言

上來述ぶる所を約言すれば左の如し。

(一) 虵に關する續弘簡錄の音註と元史類編の音註との相異は學士の示教によりて之を知るを得たるは感謝に堪へざる所なれど、其の相異の起れる理由は、決して學士の説かるゝ如く邵氏の獨斷に歸すべきものにあらずして、全く傳寫版刻の際に生ぜる誤か、もしくは查冥の音相通ずるより查に代ふるに冥を以てしたるか、寧ろ查は原本には查に作りしものなるべし。

(二)遼史國語解に「虬軍字也」とあるが如くに記したるは、余の摘録の際に起れる誤にして疎漏の罪は謝する所なれども、名の字の解釋に就いては到底學士の説に従ひ難し。

(三)學士は *cherig* (*čerig*) 等の語に軍の義なく *čoha* の語に戰の義なしと主張せらるゝも、余は兩語共に軍、兵、戰等の義を有することを疑はず。

(四)糾又は虬の字には都由切又は之に近似の音ありとの徵證なく、却て虬の字に此音あるの徵證多し、隨て余は依然として黑韃事略の糾は原本虬に作りしを、傳寫の際先づ虬に誤り、今本遂に糾に作るに至りしものなりと主張す。

附言。緒言に於いて辯ぜる如く、余もと言語の學に味きに拘らず、曩に自ら揣らず虬字の音義に論及して端なく羽田學士の叱正を蒙れり。而も余が性の頑陋なる毫も自ら改むるを知らず、重ねて愚衷を披瀝して敢て學士の尊嚴を冒瀆す。若し夫れ自ら衛るに急にして推論の當を得ざるもの、措置の禮を失するものあらば、實に學士の好意に背くのみならず、又罪を學界に得ること大なり。冀くは學士並に大方の諒恕を得再び昌言を拜するの日あらんことを。

再び羽田學士に答ふ

「史學雜誌」第貳拾七編 第三號
大正五年三月 頁三七五—三八〇

余の本誌第二十六編第七號〔本書六九—八五頁〕に掲げたる「遼金時代に所謂虬軍に就いて」と題する小篇に對し、羽田學士は「藝文」第六年第九號に於いて、疑義數條を列ねて余に質す所ありしを以て、余は本誌第十號〔本書八七—一二二頁〕の紙上をかりて審に答辯する所ありしに、學士は更に本誌前々號に長篇の論文を寄せて再び余に反問せられたり。學士が今回の論文に於いて「然れども虬字の音については、學士が前回既に迪字と共通せられたる例證を擧げられ、また今回敵字に通じたる例を示され、其他の音を有する文字と屢々通用せられたるものなるべきを證明せられたるは、此字音について動かす可らざる確證を提供せられたるものにして、もとより余の尊重して一點の疑を容れざる所なりとす」と言明せられたるは、余が此小研究の眼目〔本誌第二十六編第七號、緒言參照〕に對し全然賛同せらるゝものにして余の最も光榮とする所なり。加之、學士が前回發表せられたる糾字に關する説「糾の字

は蒙古語 *tsank, gank* と關係なきか」についても「之が當否については今もなほ深く論ぜんとするに非ず」と深くその論鋒を收められ、更に「余は前回に於ても只だ疑義の存するものを擧げて學士の教を請ひ、敢て自説に互るを避くるに勉めたりしが、今の論ずる所も亦た略ぼ此の範圍を出でず、これ不才未だ發表すべき程の意見を定め能はざるに因る」と謙遜せられたる以上は、こゝに再び禿筆を呵して敢て抗辯するの頗る禮に非ざるを思ひ、寧ろ退いて更に推敲を重ね、又學士の研究全く成るの日を俟つて、高教を仰がんとせしも、而も學士今回の論文中、切に余の答辯を促されたるもの少からず、因て姑らく所見を陳べ、一は以て學士の好意に酬い、一は以て今夕の責を塞がんとす。

一 續弘簡録の「乳音查」は「乳音査」の誤

學士は余が乳查二字の音相通ずるの説(史十號八七頁)に本づき「續弘簡録の查は原本には査に作りしものなるべし」(史十號九〇頁)と推斷したるを評して、「此の説は乳の音に關する學士の結論より來れる興味ある想像説として之を尊重すべく、こゝには余の賛否を説かざるべし」(史一號七〇頁)と述べられたれど、已に余の乳字の音に關する結論について、全然賛成の意を表せられたる學士は、如何なる理由によりて獨り余の乳音査の説に對して疑を存せらるゝや、余は余の曩に乳查二字の音相通ず

べき理由として提供したる例證に就いては今尙ほ何等不都合なる所以を發見する能はず、隨て學士の珍藏せらるゝ原刊本續弘簡録に「乳音查」とあるは、原本に「乳音査」とありしを誤りしものと推定し、邵氏の音注は果して杜撰にあらざりしを認めんと欲するものなり。(邵氏は滿洲語に關する素養あり。氏自ら元史類編の凡例中に「其地名人名字以音通、間多互用、今概從畫一、以便循覽、幸余少習國書、略知音義故也」と。以て參考すべし)。此く認めて續弘簡録と單行本元史類編との兩書の關係乃至輕重論も自から解決せらるゝものなりと信ずるを以て、此點に就いては今復た贅せず。因にいふ、學士余を以てかの兩様の音注に關して、説を二三にするものゝ如く言はれしも、決して然らず、余は此音注の是非は輕々に論斷すべきにあらずして十分に吟味を要すとの考にて、即ち查が正しきか、冥が正しきか、查正しとせば冥は查の誤寫又は誤刻なるか、若し查冥二字の形は誤寫又は誤刻せらるゝほど相似たるものにあらずとせば、二字の音相通ずるがために改められしものか、否々、乳の音は査に近似するによつて察するに、查とあるは査の誤なるべしと結論せるなり、以上は前回拙稿の結言第一のみにても、了解せらるゝ筈なり。

二 查と冥とは果して音相通ぜざるか

前述せる如く、余は單行本元史類編の音注も慎重に吟味すべきものなりとの考より、若し杳と冥とが形の上より誤らるゝこと稍疑ありとせば、これ亦別途の解釋を要すべしとなし、杳の字には 'yōe, 'yōa 等の音あると同時に、miao, mio 等の音あり、而して冥の字に ming, miōng, mio 等の音あれば、杳冥二字は音相通ずべしとの愚見(史十號六八頁)を提出したるに對して、學士は「然れども此等の兩字の音は果して學士の説の如く同音として相通ずるものなりや、(本書九〇頁)もしくは口を以て終れる音と、au, eu, œ 等を以て終れる音とが共に、日を始發音とせるが故に同音にして同一文字の音注として用ひられ得べきものなりや、余は不幸にして然るべき理由を知る能はず。或はまた兩者ともに全く同一なる mio の音を有するに非ずやといふものあらんも、然も杳を mio と音ずるものは朝鮮にして、冥を mio と音ずるは日本なり、此等の兩者が相合するの故を以て、其の漢字音が相通ずる同音なるを説かんとするものは非るべし」(史一號六九頁)と論ぜられたり。學士の此議論の後段に就いては余も亦異存なきも、前段に就いては未だ全く釋然たること能はず。康熙字典によるに、宥の字に杳 (miao) の音あると同時に縣 (mien) の音あり、而して冥の字に麪 (mien) の音あり、即ち冥と杳とは音相通ずるもの、如し。溝の字に鉤 (gou, kou) 又は港 (giang, kiang) の音あり、溝の字に港又は媾 (gou, kou) の音あり、之によれば au 等を以て終れる音は

時に ng 又は k を以て終れる音と相通ずるもの、如し。又 Giles の漢英字書によるに、擴の字は k'uo, k'wak 等の音を有すれども、漢口方言にて k'ong とし、揚州方言にて k'wang とし、高の字は kao 又は之に類似の音を普通とするも、福州方言の一に keing とし、その他、温州方言にては語尾の k 又は ng を失ふ例少からず、例へば良 (kên) が k'io となり、更 (kêng) が kao となり、互 (kêng) が k'io となり、廣 (kuang) が k'oa となるが如し、以上の實例は學士が余に教へられたる音韻轉訛の法則には抵觸する所なきものなるか、余は言語音韻の學に門外漢なり、固より敢て高教を疑はんとするものにあらず、且つ此問題は「乳音杳」は「乳音查」の誤なりと推定したる余に取りては、今や全く無用のものとなりたり、學士よりして之を見るも亦た枝葉の問題なるべきを以て、こゝに再び之を論ずるの必要なきは勿論なれども、序ながら學士の示教を得て蒙を啓かんとするなり、冀くは之を諒せよ。因にいふ、余は學士が席世臣の元史類編を單行する際杳を冥と、軍を君と誤りたる動機を推測して「杳と冥とが同義なるを以て、軍と君とは同音なるを以て云々」(藝文六三頁)と言はれたるに對し、「邵遠平ともいはるゝ學者が此かる動機より誤れりと推測するは酷ならずや」(史十號六七頁)との意味を述べしは、余の誤解にして洵に慚謝する所なれども、而も此語は直に移して「席世臣ともいはるゝ學者が」といふを得べし、そは兎

も角、學士は又「異義同音若くは同義異音の文字を以て相誤るは漢書に於て類例少からず」(史一號)といはれしは、少くも此場合に於ける理由としては適切ならざるべし、これは何處までも余の説ける如く、君は明かに軍の誤寫、冥も寧ろ杳(又は查)の誤寫と解する方尤も穩當なるべし。

三 遼史國語解の説明

之に就きては甚しく學士の詰問を受けしも、「余は地名官名國名などある場合の外は」といひしのみ、「地名官名國名とある三つの場合の外は」と言はず、余不敏と雖も「蒲割額公主名也」を蒲割額は契丹語に公主の義と解せんや、學士の論法を以てせば、同じ國語解に「譯誤渤海國主名」とあるを、余は「譯誤とは契丹語にて渤海國主の義なり」と解せしものとせらるゝなり、之は餘りに酷評ならずや。されば此問題は論外として、別に學士に向つて教を乞ひたきものあり、そは戰、軍の二語に關する問題なり。學士の第一回の論文には Sagor, Sari, Gerig と oha とが全く相通用し得ざるものゝ如くに述べられたるを以て、余は兩者共に語原を同うすること、隨つて相通用し得べきを辯ぜしに、今回の論文にては、此際語原の詮索無用なるべしと斷言せられたり、(史一號)果して無用なるや否や、余は此點について、深く争はんとせず、たゞ學士の説に従つて、

漢人は勿論契丹人までも、戰と軍との兩語の對象を異にせしもの(史一號)とせば、華夷譯語に「鎖里は戰、鈔哈は軍」とある如くに、遼史國語解にも「炒伍備戰名也」と共に「何は軍名也」とあるべき筈ならずや、此場合に於いて「虬軍名」とあるものこそ是れ實に學士が取つて以て好個の適證とすべきものならずや。然るに學士は、國語解の「名」字の用法に就いては屢々「何々の義とも解し得」と明言せられながら、猶ほ此「虬軍名」を「虬は軍の義」と解せずして「虬は軍の名稱」と解せらるゝは如何。學士の見解よりせば、「虬軍名」とあるは「虬は軍の義」と解し、更に進んで「虬は契丹語 *sooha* 又は之と類似の語の頭音を寫したるもの」と推論するが尤も穩當ならずや。若し學士にして此く推定せられんには、余は必ずしも強ひて反對せんとするものにあらず、たゞ此場合に於いて、學士に一考を煩はしたきは、女真語の *cao-hah* 滿洲語の *sooha* は契丹語に於いても全く同一なりしや、否や、これ其の一。よし同一なりとしても、金史に見ゆる虬里又は虬里罕、遼史に見ゆる迪里古、迪里姑、提離古、的烈古、徒離骨、迭烈哥等 *gerig* の音に類似する多數の人名(史十號八五—八六頁)は、虬字の音を *sooha* に求めんよりも *gerig* に求むる方寧ろ安全なりと、推定する理由とはならざるべきか、これ其の二。而して余が「金史海陵紀に秉徳の弟虬里を虬里罕に作るは、即ち此(ホ)類に屬する適例にして *gerikan*, *tsarikan*, *terikan*

等の對音なるべし」(史十號八九頁〔本書〕)といへるは、今尙ほ學士の同意を得る能はざるものなるか、これ其の三。之を要するに遼史國語解の「虬軍名」は「虬は軍の名稱」と解すべきにあらずして「虬は軍の義」と解すべきものなるべく、而して若し學士にして此解釋を認めて「虬は *sooha* の *oo* を寫したるもの」と主張せられんには、余は前述の理由により「寧ろ *verig* の *ee* を寫したるものならん」と推測するのみ。

四 糾字の音

學士は余が遼史金史高麗史蒙韃備錄等に見ゆる糾字は、悉く虬字の誤なりとの考證に對しては全然同意を表せられしもの、如きも、獨り黑韃事略の糾字が虬の誤なるべしとの余の推定に就いては、何處までも疑を存せられたり、但し事略に糾とありて糾とはなきの故を以て反對せらるゝにあらざることは勿論なり。余の始めて虬字の音を考ふるや、事略の音注によりて先づ暗示を得、次に迪字と虬字と相通用するの例を金史に發見し、ついで敵、查等の字も同じく然ることを證明して、今や一點の疑を存せざるに至れり。されば事略の音注の解釋如何は、今の余に取りては固より緊要の事にあらざれども、學士の質義の眼目こゝに在りと言明せらるゝ以上は、余も亦之に

對して答ふる所なかるべからず。學士は先づ「元來 *ki*, *ku*, *ko* 等の音が一轉して *vi*, *vu*, *vo* 等の音となるは音韻變化の上に於て極めて普通の現象にして其の例一々枚舉に違あらず」といはれ、次に「かく現今廣く行はるゝ *chi*, *che* なる此の字の頭音は何時より發生したるものなるかについて、恐らく何人と雖、明らかに之を定むる能はざるべしと雖、思ふにこれ近代に至りて、俄かに起りたることには非るべく、南人もしくは中原地方の人の *ki*, *ku* 等と發音するものは、北方人によりては古くより *vi*, *vu* 等と發音せられしなるべし」との推測に本づき「果して然らば黑韃事略の著者彭大雅が南方に於ては *ki*, *ku* と發音する糾字を北方にて *vi*, *vu* (*tyu*) と音ずるを聞きて特に之に都由切なる音注を施したりと見るも強ち理なきに非るべし」と論ぜられたり(史一號八四頁)。學士の説は固より一理なきにあらず、而も何人と雖も斷言し難かるべしとまで、明言せらるゝほどの疑問を拉し來りて、學士自らの推測を試み、之に據りて余の考説を疑はれ、余に明答を促さるゝは餘りに酷ならずや。「*ki*, *ku*, *ko* 等の音が *vi*, *vu*, *vo* 等の音となる」の例は、かなりに古き時代に之を發見し得べきこと、學士の説の如しとするも、そは極めて少數にして、現今見るが如く多數となりしは比較的近代に在るべきこと、寧ろ斯道の諸家の通説なりと聞きしは余の誤なるか、何れにしても言語學には門外漢なる余の如きもの、いかでか學士を満足せしむるに足る解答

をなし得んや、余はたゞ茲に黑韃事略の記事中、糾字の當時の音を推測するに際し、参考となるべき二三の字音に就して一言すべし、即ち成吉思は *Činghis* にして *Čingis* にあらず、呷辣吸給は *Kara-Kitai* にして *Cara-Citai* にあらず、界里（金史の蓋里）は *Kaihi* にして *Čiel* にあらず、瀘局（今の *Argun* の古名とすれば）は *argun* にして *arün* にあらず、此等二三の例によりて之を考ふるに、蒙古の太宗時代に於いて糾字に *čig* 又は之に類似の音ありとするは極めて危険ならざるか、學士或は「此の糾字に限りて *čig* 又は *čyn* の音ありたればこそ、彭氏は特に注して都由切と記したるなれ」と主張せられんも、此の如きは、少くも此場合に於いて穩健なる推測といふを得べきか。余は依然として糾が虬の誤寫なるべきを確信するものなるが故に、彭氏の音注（事略に音注あるは唯この一字のみ）ありし理由を以て一に虬なる字の一般漢人の間に極めて新奇なりしに歸せざるを得ず。

學士は更に進んで「然れども余は單に彭大雅が訪蒙の當時北方に於て糾字を *čig* 即ち都由切に近く音じたるものなるべしとの想像によりてのみ、學士の推斷を疑はんとするにあらず、かりに學士の説に従がひて糾は虬の誤寫なりとするも然も尙ほ之が遼金の虬軍と相關せる語なりとは斷じ得べからざるを思ふものなり」との冒頭を置きて二項に分ちて其の理由を陳べられたり。其の

第一は、要するに兩者が關係ありとの明證なしといふに外ならず、然れども若し學士の要求するが如き明證ありしならんには、考證も推斷も始めより一切無用ならずや、又太宗朝の蒙古の文化が如何に契丹女真兩種人に負ふ所多きかを知らば、遼金の虬と蒙古の虬との間に連續的關係の存在を、認むるは寧ろ尤も穩當ならずや、學士若し之を疑はゞ先づ之が反證を示さるゝこそ順序なれと信ず、又想ふに「虬は一隊の謂」とあり、軍と隊とは、嚴密なる意味に於いては全部と一部の差違あれども、而も共に兵、戰、打つ、争ふ等の語に關係あり、彭氏も、彭氏に教へし人も、共に言語學者にはあらず、軍又は戰の義といふべきを隊の義と教へ又は聞きしやも知れず。第二は要するに虬もしくは虬軍なる名は蒙古の軍として其の史乘に絶えて見えざるは如何といふに在り、學士は蒙古の虬軍なるものゝ名は、未だ一回も其の史乘に見えずと斷言せらる、果して然るや否や、余尙ほ疑ありて研究中なり、未だ可否を言はざるべし。假りに學士の言ふが如しとするも、太宗の時に於ける遼金傳來の虬字を以て名けられたる軍もしくは隊の存在を、否定し得る理由ありや、學士の論法を以てすれば、余も亦「糾と名くる隊は黑韃事略以外に所見ありや、否蒙古の史乘中尤も主要なる元史に屢々散見するや」と問はざるを得ず、而も此の如きは學士の本意にあらざるべし。

五 虬軍編制の單位

學士は二回とも此問題につきて頻りに追窮せられ、前回には「因りて重ねて問ふて曰く、此の精兵より成れる軍の編成の單位が五十騎なりしなるべしとは今も學士の吾人に教へらるゝ所なりやと、果して然らば余は黑韃事略の記事は未だ以て虬軍の編成を論ずべき資料とするには、充分ならざるべしと思料するものなるを以て、従がつて此の見解には、未だ全く疑なき能はず(史一號八〇頁)と言はれたり。余は決して遼金虬軍の編制は五十騎を以て單位としたりとは斷言せず、たゞ蒙古に「一隊之謂」とある虬が五十騎より成りしとの事略の記事によりて試に推測し置きて他日の研究に資せんとしたるのみ(史七號一七頁、本書八五頁)、而も學士の賜はりたる再度の高教のみにては未だ全く曩日の推測の不可なる所以を、悟る能はざるを遺憾とす。若幸に學士及び大方の寛宥を得て露骨に余の想像する所をいしめば實に下の如し、曰く、蒙古の虬は太祖もしくは太宗の時契丹人又は女真人より遼金の虬軍について傳聞したる蒙古朝廷の計畫か、或は耶律楚材、粘合重山の徒の提議かにより、遼金の虬軍の勇武なるに、あやからんとて、蒙古兵五十騎より成れる一隊に名くるに此「虬」を以てしたるか、然らずんば遼金の虬軍の制に則りて軍隊を編成して之を虬と稱したるならんと。

六 學士の新提説

學士は「研究の半途にあれども、虬の字は或は契丹文字ならざるか、契丹文字なりとせば某語の全體を寫したるものにあらざるかとの疑あり」(大意)と述べられ、最後に虬はすの外に^二の音もありしならんと説かれたり。余は已に虬の字に *ce, se, se, se, se* 及び之に類似の音あるを信ずるものなるが故に、學士の虬音 ^三 説に賛同することに躊躇せず、たゞ契丹文字説は學士が研究を完了せられたる後に於いて、詳かに之を聽くの光榮を有せんことを希うて止まざるのみ。

〔本篇は大正五年二月二日第四十五回東洋史談話會席上に於ける講演の手記にして、篇中「今夕の責を塞がんとす」とあるはこの故なり。従つて簡潔を主とせし爲、注なども略符を用ひたり、「史七」とあるは、「史學雜誌第二十六編第七號」、「史十」とあるは「同第二十六編第十號」、「史一」とあるは「同第二十七編第一號」、單に「藝文」とあるは「藝文第六年第九號」の意なり。なほ虬軍に就いては後篇「元代の官制と兵制」の條に補説あり。〕

金の兵制に関する研究

「滿鮮地理歴史研究報告」第貳
大正五年一月 頁一〇一—二〇一

余頃日元初の滿鮮經略に関する史料を讀み、元の太祖は何故に東顧の憂なくして一戰金の大軍を野狐嶺に屠り、再征遂に中都を破ることを得しか、又何故に容易に遼西を定め、更に進んで遼東の經略に従ふを得しか、耶律留哥の叛亂、滿鮮萬奴の自立、此等の大事件は抑々如何に之を解釋すべきものなるかに就いて考ふる所ありき。單に蒙古の方面よりして之を觀る、尙ほ必ずしも多少の得る所なかりしにあらず、而も金の國情如何は蒙古の展退と尤も密接の關係あり。是に於いてか、余は先づ金の契丹人に對する政策と金の兵力の盛衰との研究を以て急務と爲し、前者の爲めには東蒙古方面に於ける最も重要な官衙としての統軍司及び招討司について攻へ、後者のためには金の兵力否な國民の中堅たる猛安謀克の消長について少しく究むる所あり、乃ち金の兵制に関する研究と題して敢て此の小篇を草す。讀者幸に余が元代滿洲史の序説の一部として先づ此の一篇を公にすることを容るされんことを望む。

第一 統軍司招討司考

一 統軍司

二 招討司

第二 猛安謀克考

金の兵制に関する研究

- 一 猛安謀克の名義
- 二 猛安の別名としての千戸
- 三 猛安謀克の三義
 - 甲 屯田軍としての猛安謀克
 - 乙 將校としての猛安謀克
 - 丙 榮爵としての猛安謀克
 - 四 榮爵としての猛安謀克と外國人
 - 五 契丹人の大叛亂と猛安謀克
 - 六 地方官としての猛安謀克
 - 七 猛安謀克の頽廢と金の衰亡

第一 統軍司招討司考

一 統軍司

金の世、邊陲の地に統軍司を置く、其の長官を統軍使といひ、都元帥府の監軍又は都監を以て之に任じ、軍馬を督領し、封陲を鎮攝し、營衛を分つて姦を視察するを其の任務とすること、金史の兵志及び百官志に見ゆ。¹⁾ 又百官志によれば統軍司は河南・山東・陝西・益都の四處に置かれたり

とあれど、之を地理志に徴するに、開封府なる南京路統軍司と、京兆府なる陝西路統軍司とは共に海陵の天德二年^{一一五}に置かれ、益都府なる山東東西路統軍司は大定八年^{一一六}に置かれたるを見るのみにて、別に山東統軍司といふものなし。想ふに山東は山東東路・山東西路の二路に分れたるに、益都府の統軍司が山東東西統軍司と稱せられたりし以上は、之を外にして別に山東統軍司なるものあるべからず。更に大金國志^{卷三}に就いて之を見るに、統軍司三處と題して南京路統軍司は南京に、陝西路統軍司は京兆に、山東路統軍司は益都に置かると記し、正に金史地理志の記載と符合す。たゞ地理志に益都府の統軍司を以て大定八年の創置となせども、金史^{卷八}夾古胡刺傳の記事によるに、正隆の末には已に山東路統軍司の存在せることを明記したれば、地理志の紀年は誤にて、恐らく三統軍司共に天德二年の設置に係れるなるべし。尙ほ兵志には「天德二

¹ 百官志(金史卷五七)に「統軍司、^{河南、山東、陝西、益都}使一員、正三品、督領軍馬、鎮攝封陲、分營衛、視察姦、……」と見え、兵志(同上卷四四)には「後又置統軍司于大名府、及海陵天德二年……九月罷大名統軍司、而置統軍司于山西河南陝西三路、以元帥府都監監軍爲使、分統天下之兵、……」とあり。後者に山西とあるは山東の誤なること、別に論ずる所の如く、又た元帥府の職員の次序は都元帥、左副元帥、右副元帥、元帥左監軍、元帥右監軍、左都監、右都監、經歷、都事、知事、檢法なれば(卷五五、百官志)、都監監軍とあるは當に監軍都監とあるべきものなり。

年九月罷大名統軍司、而置統軍司于山西河南陝西三路」と見ゆ、大名府には夙に統軍司あり、天德二年に至つて罷められしことは、地理志に明文あれば疑なきも、山西統軍司の名は他に全く所見なく、山西は山東の誤なること推測に餘あるなり。たゞこの兵志の記載は山東統軍司が他の二統軍司と同時に創置せられしならんとの余の推測をして頗る有力ならしむるの效あるのみ。之を要するに、南京路統軍司一名河南路統軍司は南京即ち開封府に在りて南陞を鎮し、陝西路統軍司は京兆即ち長安に在りて西陞を鎮し、山東路統軍司一名山東東西路統軍司は益都府に在りて東陞を鎮せるものにして、共に天德二年の創置に係れるものなるべし。

さて此三統軍司の創置せられたる天德二年は、海陵即位の第二年にして、淮水を畫して金宋兩國の界を定めたる熙宗の皇統元年^{一一四}を距ること實に十年の後なり。此十年の間、金は邊陞を鎮撫する重要な官衙を置くことなかりしかといふに、決して然らず、已に前にも一言せる如く、大名府には夙に統軍司の設置を見、天德二年に廢せられて、南京陝西山東三路の統軍司は之に代つて起りしなり、蓋し是れ金の疆土の南方に膨脹せる結果に外ならず。大名統軍司の創置年代は之を詳にするに由なきも、想ふに熙宗の皇統年間にして兩國定界後幾もなかりしものなるべし。

以上は支那本部に於ける金の統軍司に就いて言へるなり、滿洲及び東蒙古に於ける統軍司に就

いては、吾人は之を金史の百官志にも、大金國志にも見るを得ざれど、統軍司が既に邊陞の軍事を掌れるものなる以上、この東北もしくは西北方面に於いても、この官衙の存在を豫想せざるを得ず。果せるかな、吾人は地理志の記事によりて東京路の婆速府路に國初統軍司を置き、天德二年に至りて總管府に改められしことを知り、又上京路に烏古迪烈路統軍司なるもの、存せしことを見る、而して後者は天德二年に至りて招討司と改められしこと、兵志によりて之を知るなり。⁽¹⁾ 婆速府路は今の盛京省九連城に治し、鴨綠江下流域を包括せしものなれば、之を金の東陞といふを得べく、而して烏古迪烈路統軍司の治所は後文に論證するが如く、ほゞ今の洮南府の南に當れる地なれば、之を金の西陞ともいふを得べし、乃ち金の初に於いて此兩地に統軍司の設ありしは、この官衙の性質より察し、如何にも當然の事なり。然らば金の北部には此二處の外、他に統軍司

1 地理志(金史卷二四)東京路の條に「婆速府路國初置統軍司、天德二年置總管府……上京路の條には「烏古迪烈路統軍司後升爲招討司……」とあり、而して兵志には「天德二年九月……又改烏古迪烈路統軍司爲招討司、以婆速路統軍司爲總管府」と見ゆ。統軍司の名稱につきては兩志稍々其記載を異にするも、一は他の略稱に過ぎずして、實は婆速府路

統軍司烏古迪烈路統軍司といふべきものなるべし。この事は後の所論に關係あるを以て、序に茲に一言するなり。

2 滿洲歷史地理第二卷、三二一頁。

の設あらざりしや否や。此問題を解決するに先だち、吾人は遼の統軍司について一言するの必要あるを認む。

金の統軍司の制は遼の其れを襲ひしものなるべきは何人も容易に之を看取するを得べし。遼には部族軍民の政を分掌する南北兩大王院の下に、從軍の政令を掌るべき北院都統軍司、南院都統軍司あり、その長官を統軍使といふ。而して別に北面邊防官の中に東京都統軍使司、南京都統軍司、東北路都統軍使司、保州都統軍司、東路都統軍使司、西南面都統軍司等の目あり、共に遼史^{六卷四}百官志に見ゆ。其の名或は都統軍使司といひ、或は都統軍司といひ、必ずしも金の均しく統軍司といふに同じからざるも、正しくは都統軍使司といふべかりしならん。さて東京・南京及び東北路の三統軍司に就いては、遼史の紀傳に屢々其の記載を見るに拘らず、保州・西南路・東路の三統軍司に関する記事は絶えて之を徴すべからず、却て西北路・烏古敵烈部の二統軍司の名が頻頻として散見するなり。遼史^{二卷二}道宗紀に曰く「咸雍四年^{西曆一〇六八年}秋七月壬申、置烏古敵烈部都統軍司」と。然るに大安十年^{西曆一〇九四年}五月烏古敵烈統軍使蕭朽哥は敵烈の叛に遇ひて敗れ、僅に西北路招討司の赴援によりて之を破ることを得しより、六月には蕭朽哥は罪によりて除名せられしが、之より後、遼史には烏古敵烈統軍司の名見えずして、西北路統軍司の名之に代るなり。蓋し此年

六月より十月までの間に統軍司の名の改稱せられしなるべし。此くて遼末に於ける滿蒙地方の統軍司は東京・東北路・西北路の三處に限られ、東京統軍司は東京即ち遼陽に在りて高麗を控制し、東北路統軍司は長春州に在りて東北諸部を控制し、西北路統軍司は、其の所在明ならねど、灤河もしくはシラムレン上流地方に治して西北諸部を控制せしものなるべし。

1 「遼史」(卷二五) 道宗紀。

2 遼史(卷四六)百官志。東京統軍司が東京に在りしことは、單に其の名稱より推測し得らるゝ所なれども、東北路統軍司の治所に就きては必ずしも言ひ易からず。遼史(卷三七)地理志の記載によるに、上京路諸州中、其の兵事の本司に屬するものは泰州及び長春州のみなるを以て、本司の治所は此二州の中ならざるべからず、然るに百官志の北面邊防官の條には、黃龍府兵馬都部署司、黃龍府鐵驛軍詳穩司、咸州兵馬詳穩司、東北路都統軍使司の四司を列擧し、而して「已上長春路諸司控制東北諸國」と記す、是れ東北路統軍司が長春州に在りしことを暗示するものにあらざるか。以上の理由により吾人は姑らく長春州を以て本司の治所と推定す。西北路統軍司の治所に至つては吾人は遼史に於いて何等の微證を得ず、姑らく金代の所謂西北路の中心が灤河の上流域に在りし事實に基づき、遼の世亦殆んど大差なきものと想像するに過ぎず。

金の婆速府路統軍司は遼の東京統軍司に代り、東京なる東南路都統司¹⁾に屬して高麗控制の任に當り、金の烏古迪烈路統軍司は遼の東北路統軍司に代りて東北諸部控制の任に當れるなり。前者に就いては其の理由を述ぶるの要を見ざるも、後者に就いては一言するの要あり。抑、烏古敵烈(又は烏古迪烈)部は烏古と敵烈(又は迪烈)との二部を連稱して一部の名の如くいへるものにして、單に此一事よりするも二部の相接近せることを知るべく、又遼史^{卷一}聖宗紀に「西北路烏古等部云々」と見え、天祚紀^{遼史卷二九}に、天祚帝が陰山室韋の謨葛失の兵を得て烏古敵烈部に至るとあれば、此二部が興安嶺以西に居りしことは疑なし、之れ吾人が前に烏古敵烈統軍司が大安十年を以て西北路統軍司と改稱せられたりと推定せる所以なり。然るに此の如きは之れ遼代の烏古敵烈部にして、金の時に至りては、其の名遙に東方に移り、所謂東北路と同一か、もしくは之に近接せる地方の名稱となりしなり。そは、金史^{卷五}海陵紀に「天德四年十一月辛丑買珠于烏古迪烈部及蒲與路、禁百姓私相貿易、仍調兩路民夫採珠一年」と記し、世宗紀^{金史卷六}に「統和九年七月乙卯罷東北路採珠」とあるによりて推測に餘あるべく、地理志^{金史卷二四}に「烏古迪烈統軍司、後升爲招討司、與蒲與路近」とあるは、海陵紀の記事と相俟つて其の地の蒲與路と近きを證し、婆盧火傳^{金史卷七一}に「天眷元年婆盧火駐烏古迪烈地薨」とあるは、婆盧火の住地なる泰州とも相距ること遠

1 金史(卷二四)地理志、東京路遼陽府の條に「遼天顯三年陞爲南京、府曰遼陽、十三年更爲東京。太宗、天會十年、改南京路平州軍帥司爲東南路都統司之時、嘗治於此、以鍾高麗」と見ゆ。既に東京に東南路都統司を置きて高麗を鎮すといふ以上は、婆速府路統軍司は、少くも本都統司存せる間は之に屬したるものと解釋せざるを得ず。序でに一言すべきものあり、吾人は曩に「東亞疆域考」を草せる際、右の地理志の文を讀みて太宗の天會十年に東京を改めて南京と爲し、ものと解し、更に金末に關する金史の記事に所謂東京は、悉く今の遼陽に外ならずとの理由によりて、天會十年に南京と改まれる遼陽は、貞元元年燕京の中都に改まり、汴京の南京と稱せられしと同時に再び東京と改められしなるべしと論じ(滿洲歴史地理第二卷二六二頁)、松井學士も其の「許允宗の行程錄に見ゆる遼金時代の滿洲交通路」の中に同様の見解を發表せられたり(同上、一六一頁)。然れども、其の後再考せるに、之れは吾人の讀み誤りにて、實は「太宗の天會十年に南京路平州軍帥司を改めて東南路都統司と爲せるの時(其の都統司は)嘗て此(東京)に治して以て高麗を鎮せり」と讀むを正しとすべし。其の理由は(一)金史には天會十年に東京を改めて南京となせりとの記事なし。(二)南京と改むと記せずして南京路と改むとあるは怪むべし。(三)少くも世宗の大定元年以後には遼陽を東京と呼べり。(四)同じ地理志、中都路平州の條に「天輔七年以燕西地、與宋、遂以平州爲南京、以錢帛司爲三司、天會四年復爲平州、嘗置軍帥司、天會十年徙軍帥司治遼陽府、……」とありて、天輔七年(卷二太祖紀によれば二月)平州が南京となりしも、天會四年には舊稱に復したれば、「南京路平州」といふは固より編者の誤なれども、而も天會十年は平州軍帥司を遼陽に徙し、年なること、最後に引ける地理志の記事にて疑を容れず。若し問題となれる文を「天會十年改南京路平州軍帥司爲東南路都統司之時、嘗治於此、以鍾高麗」と切り放して讀まんには、後者は、却て天會十年より後に起れる事實と解釋せらるべきなり。以上の理由によりて吾人が曩に地理志の編者に向つて下せる批評は茲に之を撤回す。若し吾人の想像にして誤らずとせば、魏源氏及び故那珂博士が蒲鮮萬奴の最後に據れる南京を以て、誤つて遼陽に比定したるは、又共に此の地理志の文を誤解せられしがためなるべし。

からざるを示し、同時に金初の烏古迪烈部は既に遼末の其れと同じからざりしを教ふるものなり。然らば遼の烏古敵烈と金の烏古迪烈との關係如何、此兩者は單に其の名の相同じきに過ぎざりしか、或は前者が東移して後者となりしものか、吾人は寧ろ遷移したるものと解釋せんとす、以下其の理由を述べん。さて吾人は前に遼の烏古敵烈統軍司が大安十年^{一〇九四年}を以て西北路統軍司と改稱せられたるもの、如しといひしが、更に遼史^{卷二}道宗紀を見るに實に「壽隆二年^{西曆一〇九六年}」月丙午徒烏古敵烈部于烏納水、以扼北邊之衝」とあるなり、乃ち彼の統軍司の改稱と此の烏古敵烈部の遷徙との兩事實の間に密接なる關係あるべきことは何人も容易に看取するを得べし、然らば烏納水とは抑、何れの地に在るものなるか、吾人は第一著手として此の問題を解決せざるべからず。烏納水は松井學士の説の如く納烏水¹の誤にして今の嫩江を指し、ものなりとせば、烏古迪烈（即ち烏古敵烈）は既に此年を以て東遷せるものにして、吾人の前に金初に於ける本部の住地と概定せる所と其の地方を同す。然れども嫩江は別に納水の名を以て前後二回遼史^{卷一}聖宗紀に見ゆるのみならず、烏納水の名は金史^{卷八}耶律懷義傳にも出でたり、而も兩者を以て共に誤つて納烏を倒置せるものと爲し、之を元史記載の納兀・那兀等の名稱に照合して嫩江の舊名とすると果して當を得たりとすべきか、吾人頗る疑なき能はず。今耶律懷義傳の記事を見るに、

天眷初、爲太原尹、治有能聲、改中京留守、從宗弼過烏納水、還中京。

とあり。中京は後に北京と改まれるものにして、今の老哈河に近き大名城（土名Chagan Subargan）なり、懷義は何處より中京に還りしか、明文なきも、固より太原より往きしにはあらざるを以て、蓋し入朝命を受け、上京より中京に赴任する途中に烏納水を過ぎしものなるべし。而して天眷年間、宗弼の上京に赴きて入朝せしは前後唯一回にして實に二年七月に在りき²、即ち二人は此年の秋、同道して上京を出で、懷義は中京に留まり、宗弼は燕京まで往きしなるべし。さて上京より中京に至るの道は必ずしも一定せざりしならんも、海陵南遷の行幸には泰州・臨潢・中京を経て燕京に到れるを以て³、此道は蓋し當時の孔道なるべし、果して然らば烏納水は上京より臨潢に至る

1 滿洲歴史地理、第二卷一〇六頁。

2 金史（卷七七）宗弼傳、「同書」（卷四）熙宗紀。

3 同書（卷五）海陵紀、天德四年の條。